

社 会 正 義

紀 要

16

上智大学社会正義研究所

目 次

地球時代の経済・経営倫理 企業倫理と諸宗教間の協力	
.....山田經三	1

<寄稿>

はじめに.....ヨゼフ・ピタウ	17
ヨハネ・パウロ2世教皇と世界政治 新しいアプローチを求めて	
.....ウゴー・コロombo・サッコ	19
(翻訳=保岡孝頭)	

<講演会>

冷戦再考.....加藤周一	63
「国際貢献」と日本国憲法	樋口陽一 77

<研究ノート>

難民保護と人道援助ーオックスフォード大学難民セミナーに参加して	
.....保岡孝頭	95

<活動報告>

上智大学社会正義研究所活動報告 (1996-1997 年)	107
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (1996-97)	
.....	115

地球時代の経済・経営倫理 —企業倫理と諸宗教間の協力—

山 田 經 三
(上智大学経済学部教授)
(社会正義研究所長)

目次

- I. 経営倫理に果たす諸宗教の役割
 - (1) 諸宗教の経営倫理への貢献
 - (2) 経営倫理と諸宗教の対話・協力
- II. 地球規模経営と企業倫理
 - (1) 国際ビジネスとグローバル倫理
 - (2) グローバル経営倫理の諸原則

I 経営倫理に果たす諸宗教の役割

1. 諸宗教の経営倫理への貢献

1995年と1996年に世界規模での経済・経営倫理学会が米国と日本で開催された。いずれも20数カ国から約300人の参加者でおもに大学関係者、研究者であるが、米国ではトップの企業経営者も多かった。

'95年11月、オハイオ州コロンバスの学会「地球時代における経済・経営倫理の役割」では、「諸宗教が経営倫理に果たす役割」というセッションがあった。その内容は経営倫理をめぐる、ユダヤ教、ヒンドゥー教、イスラム教、キリスト教など宗教関係者、企業経営者約30名による討議、対話であった。その討議内容を要約すると、次の通りである。

(1) たとえ犠牲、損害のリスクを負うとしても、諸宗教は企業活動において、倫理的なことを示す勇気と自由を与える。

(2) 人間にとって信仰の中心、精神的側面である宗教は重要である。従って宗教は経営活動において、つねに他者に対する尊敬、愛(コンパッ

ション), 配慮, 正義, 平等を実践するよう促す。信仰は「隣人を自分のように愛せよ」, 「人からしてもらいたいことを人にせよ」という黄金律が, つねに企業活動の根底に生き生きとした形で満ちている必要がある。

(3) 私たち自身が, そして他の人々がどのような者であるか, 私たちの, また他の人々の独自性 (アイデンティティ) を信仰は告げ知らせる。倫理的態度と行いが信仰, つまり人間の内面, 精神に根ざしているとき, その人には一貫性があり, 不動のものとなる。

(4) 経営活動を信仰の表現として正しく果たすとき, それがたとえどれほど厳しい挑戦, 困難なものであっても, つねに喜び, 平和, 慰め, 希望がもたらされる。

(5) 経営の現場で働くほとんどすべての人は信仰を持っているが, 実際に自らの信仰を表明することは稀である。その結果, 経営活動は表面的で浅いものとなる。

(6) 諸宗教間の対話, 協力によって, 各信仰には違いがあっても, 諸宗教が共通に持っている価値観は, 互いに大きな助けとなる。その一致した価値, ビジョン, 意味づけ, 動機づけ, 方向づけが互いを結びつけ, よりよい経営活動へと促し, 励ます。

(7) 諸宗教の信仰が, 経営活動を含む日々の仕事, 生活から遊離したものとするのは誤りで, すべての宗教は, 信じる者が各々の働き, 仕事において, 正義, 愛, 公正, 知恵, 自己犠牲などを行い表すことを要求する。

(8) 信仰は生活と仕事に意味をもたらすもので, それなしには生活はすべて不秩序で残酷で, 冷笑と他人操作へとになってしまう。信仰は, 日々の経営活動を意味づけ, 正しい倫理的解決, 決定へと導く。

(9) 今回のような企業倫理をめぐる諸宗教間の対話の作業は, 企業活動と各職場での仕事をよりいっそう倫理にかなったものにしていくために, 各宗教の体験と実践を互いに学び合うことは, 極めて有益であり, 今後ともこうした試みは積み重ねられていく必要がある。

各宗教の特徴をさらに詳しく述べると, 次のとおりである。

(1) ユダヤ教

とくに経営倫理と企業の社会政策についての, ユダヤ教の見解は, 経営行動と倫理の間に, 区別は一切ないということである。社会に対する倫理

的義務は、宗教的な取り組みから出てくる。ユダヤ教の文献によれば、ビジネスと暮らしを立てることに誠実であれ、ということである。ユダヤ人は日々の生活と仕事に誠実に励むことをきわめて重視している。平凡な日常の生活と仕事に真剣に取り組むことを通して、ユダヤ人は他の人々と神に対する義務を果たす。自分の行いが他の人々にどのような影響を及ぼすかを、誠実に問わなければならない。経営、商売において、利己主義の考え方は許されない。それによって、自分の行いが他の人々の尊厳に重大な結果をもたらすからである。

(2) キリスト教

隣人愛、兄弟愛の伝統をもって、キリスト教を説明する。この伝統は信仰を実践に移すことを強調する。経営行動は倫理的態度、あり方に、すなわち宗教的な取り組みと実践に基づかなければならない。ふつうは宗教とビジネスがいっしょに討議されることはない。これは近來のヨーロッパ文化の中で、変えられてしまったことである。キリスト者にとって、「受肉（インカーネーション：神が人間となられたこと）」は、経営倫理にとって中心的なことである。神がキリストにおいて人間となったということは、経営者が他の人々を取り扱うやり方において非常に高い標準をおくのである。さらにイエスの態度は、経営者に基準となる模範を差し出す。権威主義的権力を求めるのではなく、「仕える」ためにイエスは来たのである。経営者にとっての目標は、イエスにならって謙虚に仕えることである。生産、サービスなどいずれの経営においても、質の高さをもって人々に仕えることこそ、経営における倫理的価値である。経営者は生活、仕事のすべてを聖なるものとし、自らの信仰も含め、全身全霊自分のすべてを仕事に打ち込むことが、キリスト者としての経営者である。

(3) ヒンドゥー教

経営倫理の課題は、ヒンドゥー教においても重要なことである。その教典を通して、他のすべての宗教とその聖典を尊敬することが出来る。信仰に基づく深奥の内面的生活をもって、ビジネスに関わることができる。しかし、深い倫理的確信・信念をもってビジネスの世界に生きることには、リスクが伴う。最大のリスクは、ビジネスに携わる他の人々が必ずしも同じようにしないということで、それによって傷つけられることである。他の宗教と、またその生活・行動綱領と互いに補い合いながら、協力し合う

ことが出来る。ヒンドゥー教の倫理綱領は、他の主要な世界宗教と響き合うものである。重要なことは、宗教を信じる者がビジネスの世界において、信仰の生活を調和させながら生き抜くよう、闘い続けるかということである。度々、世界宗教の綱領の単純さと明快さは、倫理的義務を複雑な要求に妥協したり、正当化しないように信じる者に挑戦する。ところが、現実の経営の世界において、これら綱領・規範を生き抜くことは困難なことである。前述のとおり、厳しいビジネス界で、信仰に基づく倫理をもって誠実に生きることは、難しい。他の人々が必ずしも同じ誠実さで応えず、裏切られることがあるからである。

(4) イスラム教

イスラム教の根本は、神の意志に委ねることである。ユダヤ教、キリスト教のすべての預言者はイスラム教において尊敬されている。平和、平等、社会正義を強調する宗教である。イスラム教におけるすべての取引、経営、貿易は、誠実でなければならない、過剰な利益を追求してはならない。製品の製造やサービス提供は倫理にイスラム教の教えにかなったものでなければならない。(イスラム教のもとではタバコの製造は疑問視される。) ビジネスのためには、手段を選ばないということは許されない。貪欲や利己主義は、コーランによって裁かれる。貧しい人々や社会的に弱い立場におかれている人々を世話することは、賞賛に値する。イスラム教徒は、コーランとモハメットの聖なる実践と言葉に指針を見出し、それによってすべては治められる。イスラム教徒は決して孤独ではないということを確認している。彼らはつねに創造者と共にあり、裁きの時に、彼に応えなければならない。この意識が日々の経営活動、ビジネス全体に浸透すべきものである。

2. 経営倫理と諸宗教の対話・協力

企業・経営活動を含め、人間のすべての働きは、文明の基盤の上に成り立っている。ところで、前項で経営倫理をめぐる四大宗教の特徴について概観したとおり、世界の伝統的宗教に共通する点は、人生の究極的意味を説き、それにのっとってふさわしく生活し、仕事をする力を与えることである。これはすべての文明の核をなしている。ここから生じるビジョン、意味づけ、動機づけ、方向づけなしには、人間の働きすべては、次第に意

味のないものとなる。経営行動も例外ではない。

今や地球^{グローバル}的な文明に浸透しているキリスト教をはじめ、世界の諸宗教の特徴は、国家の権力と分離していることである。今一つの特徴は、諸宗教相互の間に対話する姿勢を持っているということである。

21世紀に向けて、新しいグローバリゼーション時代の文明に、そして地球規模の企業経営にビジョン、意味づけ、方向づけをもたらすものは、諸宗教間の対話・協力にほかならない。この時代に、世界的視野で見ると、先駆的な企業経営者たちは、将来の企業にとって本質的なこととして、経営倫理を強調している。今こそ重要なことは、企業経営倫理をめぐる諸宗教間の対話であり、企業経営者と宗教者の間の対話であり、協力である。

世界的諸宗教には信条・信仰告白 (Creed)、綱領 (Code)、典礼 (Cult)、共同体 (Community) という4Cがそなわっている。信条とは、人生の究極の意味を解明する。綱領とは、信条から導き出される行動や態度の基準をも含む、倫理的規範、綱領である。典礼とは、創造者・超越者に対する畏敬を表明する祈りや儀式的行為である。共同体とは、その宗教を信じる者同士が集まり、互いに支え合う集いであり、信頼関係がその基礎にある相互作用の場である。

人間がその生活、仕事において基本的な必要を満たし、人間としての成熟を培うためには、働き場においても、生活の場においても、共に協力し合う場が不可欠であり、相互の尊敬と協力という絆が不可欠である。これは政治、経済、社会、文化各領域において言えることである。企業経営の場においても例外ではない。

地球的規模での多元的社会を構成する現代世界にあって、経営活動においても、多元的価値を提供する諸宗教から、洞察、インスピレーション、方向づけを得ることが急務である。それは、特定の宗教が独断的に、一方的に、絶対的な価値として、唯一の規範を強要するものではない。

現代世界にあって、経営活動、宗教いずれにおいても、次の諸課題は重要なことである。

(1) 働きにおいて、「生活の意味」「^{スピリチュアリティ}霊性」を追求すること（霊性とは、信仰者の行動を方向づける内面的な信仰のあり方で、生き方の全体

を具体的に方向づける力である)

(2) 職場でも、宗教の場でも、どこにあっても、自由と民主主義がいっそう進展することの希求。

(3) よりいっそう平等であるよう、関心をもつこと。

(4) よりいっそう人間尊重に焦点を絞ること。

(5) よりいっそう共同体を重視すること。

(6) よりいっそう環境・生態系を重視すること。

「社会的責任を果たすビジネス」「経営倫理に基づく企業経営」「倫理委員会の運動」「世界ビジネス・アカデミー」など組織にとっての基本的目標は、各企業において上に述べた6つの課題を推進していくことである。

先見の明を持つ経営者は、これらの課題を含めた経営倫理の諸原則を、経営行動において最優先させる。しかもこれらを実践し、企業経営に生かすこと、経営倫理にのっとることは、長期的には豊かな収益、利潤を得るということで報われるということも知っている。

最近の研究によれば「社会的責任を果たすビジネス」という経営倫理に、企業として公式的に、制度的に取り組んでいる会社が、ウォールストリートの統計で、高い評価を得、「優秀な会社」として高いランクに位置づけられていることも証明された。

このように、経営倫理への取り組みの重要性が、広く行きわたりつつあることは喜ばしいことである。

しかし、反面では伝統的宗教に関して、無関心であることも事実である。たとえば米国に例をとるならば、とくにビジネス界において、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教、仏教など伝統的宗教が確かにとりあげられている。ところが、その倫理、価値、霊性については公に語るとしても、神や伝統的宗教にはほとんど触れることはない。しかもこのことは世界のいずれにおいても言えることである。このように、伝統的宗教について触れるのを避けることは、人間の歴史において生み出された極めて創造的な力からくる恵みを失うことである。

一国においてに限らず、世界的次元において経営者はこのことに注意を喚起する必要がある。こうした宗教の無視によって、株主、経営者、労働者、供給者、消費者など、ビジネスの関わるあらゆる共同体において問題が生じている。

今こそ、こうした重要な問題について、それぞれの場において、またそれぞれの当事者の間で、積極的な対話が必要になっている。このことに強い問題意識、関心をもつ経営者がこのことを実現するためには、諸宗教の創造的で対話的な、深い思慮と実践をそなえた人々の協力が不可欠である。

前項で紹介した国際経済・経営倫理学会は、まさにこうした目的で開催されたもので、その豊かな成果は得られた。IIで紹介する日本で開催された学会も、同じ趣旨で行われたものである。

以上、述べてきた内容を踏まえて、箇条書で次に述べる。

- (1) 経営者、宗教者の間に意識の変化が起こりつつある。
- (2) それは独善的、排他的、絶対主義から対話への変化である。
- (3) それは個人主義や集団主義を越えた、地球の共同体における「人格主義」への変化である。
- (4) この地球の共同体は、すべての宗教と文化を抱く。
- (5) この地球的意识は、活気づける、あるいはその逆の現実を含む。
- (6) 人格主義は内面化、人格化、精神化の再強化を示す。
- (7) 意識における、この対話的、人格主義的、地球規模的变化は人間生活のすべての領域に浸透する。とくに倫理と霊性・精神性をさらにいっそう深め、広げていく。
- (8) このことは地球の倫理を含め、倫理と霊性の地球的対話に導く。
- (9) 現代社会における変化のもっとも力強いダイナミズム・エネルギーの一つはコミュニケーション、情報や教育など、社会の他のエネルギーへと影響を及ぼすビジネスのダイナミズムである。
- (10) 倫理と霊性についての諸宗教間の対話によって生み出される資源は、ビジネス界においてはコミュニケーション、情報や教育にもであるがーにおける倫理と霊性の先駆的努力を促す創造力をもたらすことが本質的である。

企業経営がいっそう倫理的になるために、諸宗教間の対話・協力がどのような貢献をなし得るか。その一例として、歴史的変遷における諸宗教に共通するものを、次に概略的に、箇条書的に述べる。

1 原始宗教（文献・書式表現のない時代）

(1) 共同体主義：価値は個人を越え共同体内にある。

(2) 自然主義：自然、物理的環境への深い尊敬。

この自然の胸の内に人間は生き、動き、存在している。

2 紀元1世紀頃の宗教

(3) 人格主義：各個人は集団によって埋没されない不可侵の価値を持つ。

(4) 内面化：最も深い人間の価値は内面に、人間の精神・魂に、靈性にある。

3 地球的对話の時代における宗教（21世紀に向けての宗教）

(5) 対話：排他的絶対主義的な要求から、他の宗教や倫理的伝統を含む他者から学ぶことを求めることへの変化

(6) 地球的な多元主義：人生の意味の探求は一つの宗教的、イデオロギー的、倫理的伝統を越えて、地球的多元主義についてのあらゆるパートナーと対話すべきであるという意識・考え方。

(7) 聖なる還元主義：部分的に忘れ去られてしまった、原始宗教が持つ自然主義の価値が再発見され、変革されるべきだという考え方。

(8) 対話的「地球」の靈性：近代化がもたらした物質主義・科学主義を越えて、近代化を肯定ないし批判するあらゆる宗教・文化と対話するという靈性が生じている。

II 地球規模経営と企業倫理

1. 国際ビジネスとグローバル倫理

1996年7月、麗沢大学における学会「地球時代の経済倫理—企業の倫理性が問われる今、新しい時代の要請に応えるには—」では、「倫理と国際ビジネス」、「ビジネス・エシックスの理論的比較」、「文化的伝統と国際ビジネスの倫理課題」、「宗教的伝統と国際ビジネスの倫理課題」、「発展途上国とビジネス・エシックス」、「個人倫理と企業倫理の問題」という6つの分科会があった。全体としては現代経済体制とモラル、企業の社会的責任、企業・政府・市民・宗教と経済倫理、異文化と多国籍企業のモラル、「共生」、差別、平等・人権・正義・愛とビジネス、経営行動とモラル、セクシャル・ハラスメント、環境問題などが取り扱われた。

ここではとくに、「国際ビジネスとグローバル倫理の必要性」（ハンス・キューング）を要約的にとりあげる。

1. 挑戦と応答

現代世界における挑戦(A)に対する応答(B)を次のように要約する。

(1)(A)宗教を信じる者と信じない者の間には隔たりがある。

(B)それに対しては、信じる者と信じない者、相互に尊敬し合うという両者の協力関係・連盟なしには、民主主義は生き残りえないという確信が必要である。

(2)(A)文明の崩壊がある。

(B)それに対しては、諸宗教の間に平和がない限り、諸文明の間に平和はないという確信が必要である。

(3)(A)宗教的な原理主義がある。

(B)それに対しては、諸宗教の間に対話がない限り、諸宗教の間に平和はないという確信が必要である。

(4)(A)教義主義がある。

(B)それに対しては、世界倫理なしには、新世界秩序はありえないという確信が必要である。

2. よりよい世界秩序のためには、次のことが必須である。

<基礎にあってはならないこと>

- 単なる外交的な攻撃
- 単なる人道的な援助
- 軍事介入を優先させること
- 単に国際法に依存すること

<基礎にあるべきこと>

- いっそう豊かな共通のビジョン、理想、価値、目的、基準があること
- 質の高い地球的責任
- 新たな結束と一致した倫理

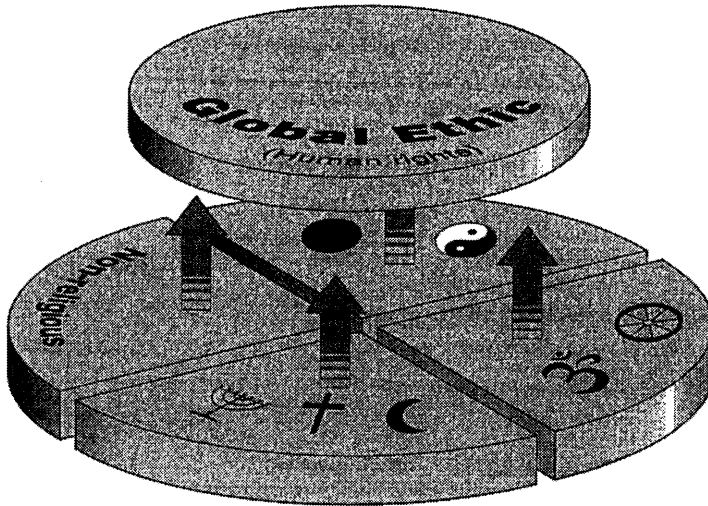


地球的倫理、新しい世界倫理なしには新しい世界秩序はありえない



- 最低限の共通の価値、基準、姿勢があること。
- すべての宗教によって肯定されること。
- 信じる者、信じない者両者によって支持されること。

The Religions and a Global Ethic



Near Eastern-prophetic religions

-  Judaism
-  Christianity
-  Islam

Indian-mystical religions

-  Hinduism
-  Buddhism

Far Eastern-wisdom religions

-  Confucianism / Taoism
-  Japanese religions

Nature and tribal religions

Religions of the native peoples in Africa, Asia, Oceania and America

From the article of Hans Kung

3. グローバリゼーションはグローバルな倫理を求めている。

グローバリゼーションは、避けることのできない、同時に理性的に支配されるべきものである。

4. 世界政策は、地球的倫理を発見している。

それは特に、次の三つの世界会議である。

(1) グローバル・ガバナンスに関する国際会議 (1995)。

(2) 文化と発展に関する世界委員会 (1995)。

(3) 「地球的倫理基準探求」の世界会議 (1996)。

5. 経済と政治に優先する倫理

市場経済はあくまでもトータルシステムの中の一サブ・システムとして位置づけられなければならない。

経済が絶対化され、他の領域を支配してはならない。

6. 経営倫理の諸原則

(1) 諸宗教間の宣言 (1993)。

(2) ビジネスの諸原則：コー円卓会議行動原則 (1994)。

いずれも経営倫理にとって大きな示唆を与える。

7. 倫理の深い次元 (前項の図 A 参照のこと)。

8. 個人の倫理、姿勢、人格なしには、企業文化はありえない。

9. 責任、社会的責任の倫理が必要である。

10. 経営倫理のためには、その基礎として諸宗教の基本的合意が重要である。

この一例として、1993年9月、シカゴで開催され「世界諸宗教の議会－グローバル・エシックスを目指す宣言－」を要約的に紹介する。

(1) 倫理なしには人権はない

新しい地球的倫理なしには、新しい地球的秩序はない。

地球的倫理の諸原則

(2) 根源的要請

①すべての人間は、人間らしく扱われねばならない。

②自分自身にされたいように、他の人々にもするように。

(3) 根本的指針

①非暴力と生命尊重の文化

「殺してはならない」→「生命を尊重せよ」

②連帯と正義に基づく経済秩序の文化

「盗んではならない」→「誠実・公正に扱え」

③寛容と真実にあふれる生活の文化

「嘘をついてはならない」→「真実に基づいて語り行え」

④男性と女性との間に、平等の権利とパートナーシップの文化

「性的不倫を犯してはならない」→「互いに尊敬し、愛せよ」

<仏教に基づく慈悲（コンパッション）の倫理>

今まで触れてこなかった経営倫理に関わる仏教の倫理を要約的に述べることにする。

仏教の伝統において、慈悲は最も重要な倫理である。慈悲（コンパッション）とは、他者に心を開き、他者のために誠実で深い配慮の心を持って行い、生きとし生けるものとの間に深いつながりの心を持つことである。

ヨーロッパの宗教思想に基づく欧米のビジネス界では、慈悲よりも誠実とか理解という言葉が用いられる。慈悲は利己主義を越えて、他者の要求、必要を優先させ、自己の欲求や考えへの愛着を解き放つ利他主義が根底にある。

企業経営における倫理的態度として八正道の中から特に四正道を取りあげる。

(1) 正しい理解 (Right Understanding)

正しい理解は、人生、生活を避けがたい無情、苦、空、刹那としてありのままに捉える。倫理的な存在の本性、生活を条件づける限界についての正しい認識を促す。

(2) 正しい考え (Right Thought)

正しい考えは、正しい意向でもあり、悪意、残酷さ、貪欲など有害な心の状態から解き放たれた、純粋な心のことをいう。

(3) 正しい努力 (Right Effort)

正しい努力は、下品なことを避け、退ける上品な価値を追求し、促進することで次の4つの内容を持つ。

- ①まだ存在しない悪が生じてくることを防ぐ努力。
- ②すでに存在する悪を追い出す努力。
- ③まだ存在しない善を導き出す努力。
- ④すでに存在する善を培っていく努力。

(4) 正しい慈悲 (Right Mindfulness)

正しい慈悲は、物事の真実を極める直感や洞察と結びつく知的過程、考え、心、感じ、身体のことを常に気づいている状態のことである。

これら四正道を経営行動・組織に適用すると経営倫理に於て、重要なことが導き出されてくる。他者の苦しみ、問題、要求などに自らの心を開き、敏感になり、あらゆる面において、その意識、態度、行動が他者に対する思いやり、配慮、親切、寛大さ、忍耐深さなどを伴った倫理的なあり方へと変わる。

経営行動において四正道を強調することにより、組織内の各構成員が他者に対するあたたかい思いやりをもって相対する、慈悲あふれる態度となり、そこに人間尊重の共同体が生み出される。

この考え方、倫理は「女性の倫理と職場の価値」(ローガスト, 1992)の内容と相通ずるものである。組織倫理として次の6点が強調されている。

- (1) 宣言や防禦や個人の権利の主張・実行よりも他者とのよい関係をつくりあげるよう努力し、配慮することこそ、経営倫理の第一優先課題である。
- (2) 世話を必要とする特定の人や状況に適切な世話を与え、それを受けるということが、倫理的態度として必要な、そして根本的なことである。
- (3) 他者からの世話をただ受けるという一方的なことよりも、与え、受けるという互いに支え合う相互性に沿う相互依存こそ、個人主義よりも強調されるべきである。
- (4) 一般化された、顔の見えない、非人格的な他者ではなく、特定の他者に焦点は絞られるべきである。
- (5) 意志決定は公式化された形式的過程を通してではなく、個人的な場面^{ケース}という具体的で特殊な各状況に適合する形で、各状況に応じてなされるべきである。
- (6) 対人的な関係・過程は、直線的よりも感情的、時間に縛られるよりも時宜にかなった方法でなされるべきである。
- (7) 愛徳は正義に優る善である。搾取はさけられねばならない。他者に対する権力的な関係ではなく、職務、職位に応じた仕事の関係が強調されるべきである。

ここで述べた世話・配慮の倫理は前述の慈悲（コンパッション）の倫理と次のように対応する。

世話の倫理

- 相互尊重の人間関係維持の重要性
- 他者に対して決して害の原因とならない
- 自身は他者と相互依存関係にある
- 理解と世話のために、状況的な捉え方は本質的なことである
- 感じとること、感情、気持ちは合法的で、価値あるものである
- 動機づけは行動に導く
- 知性と直感と共に価値がある

慈悲の倫理

- すべての存在は慈悲、親切に値する
- 他者を決して傷つけず害さない
- 自身は他の全存在の相互依存的ネットワークの一部である
- すべてのものは各状況の主体である
- 感じとること、感覚、感情、思考は結合された全体である
- 思考と意向は行動のために同等に重要である
- 知的過程は直感的過程と結びついている

2. グローバル経営倫理の諸原則

(1) 企業経営の責任：株主を越えてすべての関係者に対する責任。

企業の社会における存在価値は、それが創造する富と雇用、市場価値ある製造、理に適った価格と質をもって消費者に提供するサービスである。こうした価値を作り出すために、企業は自らの経済的健全さを維持しなければならないが、その存続のみが十分な目的とはいえない。

企業はその作り出す富を、関係するすべてのものの生活の質向上のために役割を果たす。供給者、競合者は誠実と公正をもってビジネスの義務を果たす。企業はその土地、国、地域、地球の共同体の市民としてこれら共同体の将来を築く義務を負う。

(2) 刷新、正義、世界共同体に向かう、企業の経済的・社会的役割。

他国で活動する企業は雇用の機会をつくり、市民の購買力を高めるのを助け、その国の社会的発展のために貢献しなければならない。また、その国の活性化、人権、教育、福祉のためにも貢献しなければならない。さらに、資源の賢明な使用、自由・公正な競争、技術、製造方法、販売、広報の刷新への貢献を通して、世界の共同体に対しても貢献すべきである。

(3) 法律を越えて、信頼の精神に向かう企業の態度。

企業は誠実、真実、公正をもって自らの信用を高めるだけでなく、とくに国際的に企業の社会的責任を果たさなければならない。

(4) 諸原則の尊重

自由貿易、平等な条件のもとでの競争、公正な取引促進のために、企業は国際的、国内的規則を遵守しなければならない。

(5) 多国間貿易の支持

企業はGATT、世界貿易機構(WTO)をはじめ、国際協定など種々の多国間貿易の取り決めに支持しなければならない。

(6) 環境、生態系の尊重

企業は世界の自然環境を守り、改善し、維持可能な発展を促進し、自然資源の浪費的使用はしてはならない。

(7) 非合法的、非倫理的なことを避けること

企業は贈賄、収賄など腐敗行為はしてはならず、むしろそれらを排除することに協力しなければならない。また、武器、テロ行為の物資、薬物その他組織犯罪に使用される物資の貿易、取引に関わってはならない。

(8) 企業関係者に対する諸原則

①消費者に対して、できうる限り質の高い製品を、その必要に応じて、適切な価格で販売する。

②被雇用者に対して、賃金を含め、その労働条件の改善に努め、雇用の安定を図り、人間としての尊厳にふさわしい労働の場を与える。

③投資家・所有者に対して、その投資にふさわしい報酬を提供しうよう専門家としての勤勉な経営に努める。

④供給者に対して、公正と真実をもって相互信頼に応えるために、情報公開などを通して堅実な協力関係の維持に努める。

⑤競合者に対して、公正な競争こそ国の発展に寄与するという確信のもとに、取引、投資の市場・情報公開に努める。

⑥共同体に対して、企業は地球規模の共同体の一市民として、社会の他の活動分野との協力・調和に努めることにより、国民の健康、教育、福祉、経済基盤の向上を促進させる。

“Economics and Business Ethics in the era of Globalization” —Business Ethics and Cooperation of Religions—

YAMADA Keizo

SUMMARY.

I had a chance to attend several International Conferences on Business Ethics during the past two years.

I would like to summarize two of them and give some comments on them.

One of them was “The role of Business Ethics in the era of Globalization” in Columbus, Ohio USA, in November 1995. The other was “Economics and Business Ethics in the era of Globalization” in Chiba, Japan in July 1996.

My article consists of two parts as follows;

- I The Roles of Religions with regard to Business Ethics
 - 1. The Impact of Religions on Business Ethics
 - 2. Business Ethics and the Dialogue and Cooperation of Religions
- II Globalization of Business and Business Ethics
 - 1. International Business and Global Ethics
 - 2. The principles of Global Business Ethics

I would like to emphasize the importance and necessity of Inter Religions dialogue and cooperation towards the Business Ethics in the era of globalization.

はじめに

ヨゼフ・ピタウ

(教皇庁グレゴリアン大学学長)

カトリック教会の社会教説について、とくに教皇レオ13世の有名な『レールム・ノヴァルムー労働者の境遇』をはじめとする歴代教皇の諸回勅などについてさまざまに異なった側面から数多くの研究書などがこれまでに書かれてきました。「教皇ヨハネ・パウロ2世と世界政治ー新たなアプローチの探求」と題するウゴ・コロombo・サッコ氏の論文は、私たちに世界政治についての教会の社会教説の体系的な見解を与えてくれています。

サッコ氏はこのような研究にふさわしい経験と資格を備えており、世界政治の中で基本的な理念や指針を注意深く観ている外交官です。1981年にイタリアの外務省に入省後、さまざまな国での大使館勤務、国際機関出向などの経験を通して、現在イタリア外務省の責任ある地位にあります。

著者は、主として教会の権利を擁護するための理論と行動に重きを置いていた「閉鎖的な」アプローチから、世界規模の普及による人権文明の構築や、誕生から自然死に至るまでの個人の権利や、自由とアイデンティティに対する諸国民と諸国家の権利の擁護を本質的な目標とする「開かれた」教会とする聖座の国際関係におけるアプローチの変遷を論証しています。

確かに教会の社会教説には、世俗社会や非カトリック世界に対して敵対視とまではいかないまでも、猜疑心をもって観ていた護教的態度から、人間の尊厳、人権の擁護や連帯と補助性の原理に基いて新しい世界政治秩序を構築するためにすべての組織、機構、宗教、個人との対話や協力の推進という積極的な態度へと、はっきりとした転換があります。著者はこの画期的な転換について、簡単に歴史的背景を概観しながら、教皇ヨハネ・パ

はじめに

ウロ2世の思考と行動を詳細に分析します。ヨハネ・パウロ2世の社会教説は預言的ヒューマニズムであると言えます。教皇はご自身ではっきりと、教会は真の人間の推進者として使命に仕え、献身する役割があると言明されています。教皇は非人間化の危機の真只中にある現代世界に積極的に語りかけています。教皇は預言者のごとく、すべての男と女の人間の尊厳の擁護のために勇気を持って、如何なるものにも恐れない方です。ヨハネ・パウロ2世の中心のかつ統一的な任務は、個人的、共同体的、社会的、文化的、経済的そして政治的側面におけるこの不可侵な人間の尊厳を再発見し、また推進させることにあります。

私たちはヨハネ・パウロ2世の思考と行動について、本研究を通して著者が体系的に、また総合的見解を与えてくださったことに心から感謝すると同時にこの研究が新しい国際秩序を建設するために大きな助けとなることを心から希望いたします。

教皇ヨハネ・パウロ2世と世界政治 ー新たなアプローチを求めてー

* ウゴー・コロンボ・サッコ
(翻訳＝保岡孝顕)

序論

1. ヨハネ・パウロ2世の国際的プレゼンス

東欧出身の教皇
司牧の旅を重ねる教皇
国際社会教説の確認
全大陸における司教団の役割の増大
国際関係が初めてカトリック要理の一部となる

2. 諸政府のための指針

2.1 世界規模での人権文明の創造

ヨハネ・パウロ2世ー「人権の積極的な推進者」

2.2 諸民族と諸国家の権利の擁護

ヨハネ・パウロ2世のアプローチ

2.3 平和の防衛と「正戦」

戦争の惨禍を防止し、減少させるヨハネ・パウロ2世の提案

2.4 人道的な介入の義務

2.5 開発のための協力

ヨハネ・パウロ2世の介入への諸活動

3. 第3千年期の国際共同体に奉仕する倫理の灯台

聖座ー新しい国際的権威

将来の展望

* イタリア外務省外交官、ミラノ国立大学法学部非常勤講師、国際法なお、本稿はイタリア外務省の見解を表すものではない。

序論

21世紀の国際政治社会に対する聖座の立場の変遷は、広範囲に及ぶものがある。その主要な舞台は、第2バチカン公会議が提示した世俗化した現代の時代との対話の促進とヨハネ・パウロ2世によって強力に再開されてきた社会、国家および国際共同体の再キリスト教化の計画である。

教皇庁が重要な国際関係に再び完全に参加するようになったのは、教皇ヨハネ23世治世であると見なすことが出来る。1961年後半から、聖座の関心は彼の司牧的インスピレーション=根本的発想によって、いっそう国際問題に集中してきた。ベルリンの危機、その翌年のキューバ危機などは、宗教的信仰にかかわらず、すべての人々に向けて教皇庁がその意見を宣べ伝える契機となった。この変化は、フルフチョフ自身も認識するところであった。1962年9月11日、教皇のラジオ・メッセージは、第2バチカン公会議が「2つの世界大戦の傷を癒す」のに寄与するために意義深いものであることを伝えた。この変化の最もシンボリックな出来事として、1963年3月7日、『イズベスチャ』の編集長アレクセイ・アズベイトとその妻のフルシチョフの娘、ラーダに教皇謁見が許されたのであった。

ヨハネ23世によって開始されたバチカンの国際的プレゼンスのプロセスが公式に完了したのは、パウロ6世の国連訪問の年、1965年10月4日であった。

それは、教会の歴史と常に緊密に結びついていた西欧文化と司牧上の普遍主義的傾向が、理論上ではないにしろ、少なくとも實際上同一視されていた一時期の衰退を明示したのである。

聖座は、伝統的にその領域外にあった善とされるすべての人々を歓迎し、諸国間の正義と平和のために世界規模での責任を担うため、その門戸を次第に開いていった。

500年余も後の1978年10月16日、イタリア出身でない初の教皇、ヨハネ・パウロ2世が任命されたことは、教会の中央統治機構内部の注目すべき国際化のプロセスに、そして教皇庁が行使し得る国際的法的手段の十全な利用に拍車がかかったのである。教皇庁大使館の数は89から140余に増えた。約15のコンコルダートや諸協定が締結され、さまざまな国に教皇の平和使節団が派遣された。

聖座が実践した伝統的な形態の国際活動を再び活性化させた。すなわち、教皇は現在海外歴訪約150回により、また注意深くマス・メディアを活用することによって、聖ペトロの後継者として諸国家間の関係の中にキリスト教の倫理のパラダイム(枠組み)を導入し、「新しい福音化」を推進する使命を持った公人に転換することを始めたのである。

共産主義の崩壊後、ヨハネ・パウロ2世による国際活動は、世界の貧しい国々を明確に優先させ、歴代教皇史に新しいページを開くものであり、地上の人々の正義と平和に関して聖座と他の世界のパワーとの姿勢には、多くの点でギャップが増大してきている。

もうひとつの重要な変化は、カトリック教会においては、国際紛争の解決のために諸宗教間協力をヨハネ・パウロ2世が不断的努力によって主導していることである。それは、今世紀の諸国家間関係において未だ先例がない宗教的要因でもある。

しかし、聖座の再び蘇った国際社会への参加を土台にした発展は、ヨハネ・パウロ2世が教会の教えを政治、経済、および社会の諸分野に綿密かつ周到に練り上げたその特別な信念と励しによるものである。現教皇は確固たる態度で「教会の社会教説」や、彼のこれまでに出した回勅や新カトリック教理・信仰教育要理(カテキズム)をキリスト教神学と結びつけ、またその構成部分とした。また演繹法から帰納法にその方法論の強調を移行することによって、現代に適応したものとした。同時に、彼は教会の社会的メッセージとは、「その教えの一貫性や論理にあるのではなく、まさにその実践によるあかしによりいっそうの信頼性を見出すことができる」、という認識を表明した(とりわけ『チェンテシムス・アンヌス=新しい課題』を参照)。「教会の社会教説」は、レオ13世の回勅『レールム・ノヴァールム』によって練り上げられたが、現代の世俗化の現実の一部となるためには、普遍的、倫理的な指針の確立は困難となり、急速に挫折してしまった。それ故に唯物論のイデオロギーの成功に寄与したこととなってしまうが、同時に、教説は超越的な性格を依然として残していた。

進歩の経済的見地による世俗世界に起因する社会主義的人間観の崩壊と失望は、ヨハネ・パウロ2世によって時のしるしとして受け止められた。教皇は、教会は究極の真理の宝庫として、人類にふさわしい世界を達成するための、国際的な政治行動に倫理的な指針と方向性を与えることが可能

な教会の教えを作ることが出来るし、また努力してつくり上げなければいけないと強く自覚したのである。

本稿における研究は、国際情勢ならびにその将来的展望に関する聖座の教義の性格とそれらの教説が現教皇の時代にどう展開されてきたかのプロセスを詳細に分析することを目的としている。

ヨハネ・パウロ 2 世の国際的プレゼンス

東欧出身の教皇

1978 年 10 月、5 世紀もの間続いたイタリア出身の教皇の後をはじめて、いわゆる第 2 世界（共産主義社会）といわれる人口の大半がカトリック教徒の国であるポーランド出身の「外国人」が教皇に任命された。

カロール・ヴォイチワ（現教皇ヨハネ・パウロ 2 世の名）は主に彼の母国での司牧活動に携わってきた。彼は 1920 年 5 月 18 日、クラコフ州のワドウィチに生まれ、1946 年、司祭に叙階され、ローマとクラコフの大学で神学を学ぶ。その後、ルブリン大学の倫理神学部長を歴任した。司教に叙任され、クラコフで司牧的任務に携わる傍ら、第 2 バチカン公会議のための全作業に携わるためローマに赴いた。そこで教会、現代世界および国際社会の諸関係の刷新に関わり、教会の教義憲章である『ガウディウム・エト・スペス＝喜びと希望（現代世界憲章）』の起草に貢献した。1964 年には大司教、3 年後に枢機卿に任命された。

このように、新しい教皇の宗教的ビジョンは、国家政府に妥協することなく信徒の権利とニーズを擁護し、その権威と威信を築いてきた各地域教会において成熟してきたのである。ポーランド聖職者たちの誇りある活力の根拠は、1977 年 10 月 18 日、ヴォイチワが行った次のような声明の中に簡潔に示されている。

「ポーランドの歴史と文化はキリスト教とともに誕生した。我々が民族としての特徴を持っているのはまさにこのおかげである。我々の生存を可能にしたこの遺産を護ることによって、我々は自分たちの国民的アイデンティティーと将来への信頼を維持することができるのである。」

東欧のカトリック共同体を「沈黙の教会」と呼び、また共産主義体制による抑圧と孤立を強調する習慣は、これまでの 20 年に拡がっていた。ヴォイチワが教皇職に任命されたというニュースは、非共産世界のすべての

国ではメディアの反響は大きかったが、それに比べて、ポーランドの地方のテレビ・ニュースは冒頭何らの解説抜きで報道しただけである。だが、このニュースこそこの社会にとって声を獲得していく将来的展望であり、それぞれの社会の内部に息つく希望の再燃でもあった。

国際関係の場面では、キリスト教の都であるローマに、ポーランド人の教皇がいるというそのプレゼンスだけで、2陣営間の冷戦の分裂を取り壊して、東側と西側との相互に敵視し合う力の論理とマニ教的論理に基づく道が問い直される契機となった。

東欧出身という教皇の新奇さに直面し、聖ペトロ広場に集まった人々の驚きやこの発表を一応に歓迎しながらも、儀礼以外のなにものでもない丁重さを如実に表してあるメディアは次のような意見、後に誤りであることが事実から明らかとなったが、を表明した。カロール・ヴォイチワを教皇に選出したことで、教会が対共産主義との関係の問題を優先し、第3世界に対するその責任を犠牲にしようと望んでいる、と。

1978年10月20日、教皇庁によって認証を受けた外交団らは、東欧出身の教皇が諸国家における教会の将来的な活動について、何らかの考えを表明するのではないかとメッセージに関心を抱いてバチカンを訪問した。

ヨハネ・パウロ2世は、彼の母国こそ、諸民族間においてそれぞれの民族の諸権利は尊重され、固有の価値観や伝統は尊重されなければならないことを自分に教えてくれたのである、と語った。この一貫した姿勢の表明が彼の教皇としての指導的原理であろう。そこには世界のすべての住民は、「苦しみを知る」人々に対して一集まっていた外交官は、その人々とは東欧の人々や世界の最も貧しい人々であると解釈したのである—自分たちと同等の配慮と特別の関心をもって受け入れなければならない、という原理がある。

教皇庁によって発展し、結ばれていく外交関係のネットワークとは、単に国々の政権を承認することでは必ずしもなく、むしろ人類の大義の具体的な支援や諸国民間の正義と平和へ明確に貢献すること、そしてそのための対話を持続していく意志表明である、と教皇は説明した。

ヨハネ・パウロ2世は講演を終えるに当たって、「この行動第一主義によって聖座がその司牧的役割を放棄することにはならない。人類の永遠の救済を準備することは、その主要な責務であるが、この地上における諸民

族の具体的な善と進歩は、いかなる場合でもその活動の中で無視はできない」ことを強調した。

このような見地から聖座はキリスト教徒と「善意の人々」との行動をとおして、道徳的教えに協力することを確約したのである。

1965年にパウロ6世が示した模範に則り、カロール・ヴォイチワは国際社会の現実に関心を抱いていることを証明するかのようになり、就任1年もたたないうちに国連総会に出席したのである。

ヨハネ・パウロ2世の演説は、人権擁護を優先することに集中した。

一国内的にも国際的にも平和の状況の下でさえ、起こる人権の侵害は、人間に対する戦争の一形態である、と教皇は述べたのである。こうして教皇庁の将来の外交活動のもう一つの指導原理は世界に伝えられた。

国際舞台にヨハネ・パウロ2世が初登場したことは、東欧出身の強烈な教皇の新奇性の故に、また人類と国家の問題に関する教皇のビジョンの世界的なスケール故に、メディアの注目を著しく引くこととなった。

当時の最も著名なジャーナリストたちが表明した新教皇についての評価は、教皇は信頼できる、救済やカリスマ的次元の人物であるということとで基本的に一致した。

実際、カロール・ヴォイチワが時とともに求められたことは、宗教を越えたメッセージの担い手であり、宗教的、政治的自由へのいかなる抑圧にも断固反対する道徳的な十字軍の指導者である。教皇はイタリアの国内問題に巻き込まれることなしに、また教皇庁の伝統的な計画ともあまり結びつかず、むしろ平和と人権擁護のためにより強力な役割を果たすことの出来る教会のシンボルとして、また教会を一地域だけのものにしないプロセスを歩み始めることであった。

しかし、ポーランド出身の教皇を任命することによって、枢機卿たちが向こうみずの行動をして、彼らの抑制できない人間的、政治的、宗教的な力を解放する危険を冒すような恐れが再現したとまで論評するものもあった。

司牧の旅を重ねる教皇

過去17年間に、教皇自身が直接海外にその姿を現すことこそ有効であるとするモンチニ（前任教皇パウロ6世）の信念をヨハネ・パウロ2世

は、非常に強力に応用している。実際に、彼はこれまでにほぼ 150 カ国と主要な国際機構のいくつかを訪問した。ヴォイチワは、自ら力を込めて教皇の地位を世界的な存在として明示し、司牧巡回機関のごとくに変質させた。

それはゆっくりとしたプロセスであった。最初の頃は、実際、評論家たちは教会内部の生活（例えば、地域の司教協議会への出席）と、主として人口の大半がカトリック教徒の国々への訪問との間における教皇の旅行優先順位を読みとることが出来ると確信していたが、後で明かになったことは、これらの旅行に沿って他に全地球的な対話の拡大を開始する目的のものが増大していったのである。ヨハネ・パウロ 2 世の海外での演説を分析すれば、彼の前任者たちの思考と比べ若干の進歩の糸すじを見つけることが出来る。そのひとつは「国家」という用語が稀にしか使用されていないことである。実際に、カロール・ヴォイチワは教会と国際共同体との間の関係を、伝統的な権力機構のそれと異なる国家を越えた次元に位置づけ、民族、人々、個々人との直接の対話を目指とした。この枠組みにおいて、教皇は政府・行政の代表者以上に人々の代表との間によりいっそうの一般信徒外交の役割を模索している。人間を神に結びつけている超越的次元の内に、拘束力を持つ倫理規則に則り、国際共同体の生活を形成するように、とヨハネ・パウロ 2 世は一貫して強調している。このような方法においてこそ、地球上の諸国民が平和で、公正な共存を維持することが可能となり、究極的には、神の似姿に創造された人間の尊厳を擁護することが可能となるであろう、との考えを教皇は堅持している。

福音のメッセージが国際共同体の現実の大切な一部分となることを目指した教皇の教えは、パウラト枢機卿によれば、宗教的な問題を政治的に有効にするために、政治問題を宗教的な方法で考える手段となってきたと見なされている。

ヨハネ・パウロ 2 世は、諸民族間の関係の中で、教会の福音宣教の使命・動機・目的はいかにあるべきかなどについて、自らの考えを明確に説明してきた⁴⁾。

教皇の分析は二通りの見方からなっている。第一に、今日にいたるまでの過去 25 年間、教会はすべての大陸に建設されてきており、信徒の大多数がヨーロッパ以外の地域に住んでいるという事実にもかかわらず、キリ

ストと福音を知らない住民たちは倍増している⁽²⁾。第二は、古くからそうだが、キリスト教徒住民の中には洗礼は受けたものの信仰を失っているグループが最近でもなお存在する⁽³⁾。

前述の情勢が要請することは、刷新された使徒的行動であり、その模範はまさに原始キリスト教の改宗活動にまでさかのぼる、とヨハネ・パウロ2世は確信している。この点、カロール・ヴォイチワは、我々に次のことを想起させる。かつてアテネにいた使徒パウロは、アテネの人たちにとっての文化の中心で、今日福音が宣べ伝えられなければならない新しい環境のシンボルであるアレオパゴスに行く。その環境のもとで彼は適切かつ分かりやすい言葉を使って、神の御ことばを宣言するのである。「現代のアレオパゴスの人々には、当時と同じ国際関係が存在する」、と教皇は言う。そこに教会が注意深く関わり合わなければならないのである⁽⁴⁾。

この見解に立って、ヨハネ・パウロ2世はモンチニが洞察した内容をさらに広げた。モンチニの洞察とは、キリスト教内部の分裂に対する最良の答は、明確なる福音化の再発進なのである⁽⁵⁾。カロール・ヴォイチワの考えによれば、世界の諸民族が道徳面において国家間相互の依存関係を増大するような転換のための連帯を具現化するように、また世界の指導者が、個人の尊厳と進歩を効果的に維持し、その発展を推進するように、教皇庁は国際共同体の中で不屈の声を持たなければならない。

国際社会教説の確認

現教皇によるその他重要な綱領上の道筋は、教会の教えが教義上適格かどうかを再提案することにあつた。すなわち、それはさまざまに異なる諸民族の社会生活のみならず、国際共同体の相互関係を重視するものといえる。

クラコフで、教会の社会教説について教授したヨハネ・パウロ2世は、教皇になって間もない時期の1979年、メキシコに旅した機会にその方向づけを明示したのである。

最近の17年間、教会内で幅広い協議を推進することによって、彼はそれを強化してきた。一般信徒の世界もカトリック教徒や他の宗教を信奉する人々も、また「善意の人々」に教説に基づく指針を提供すべく新しい国際情勢を研究して、倫理的にも宗教的にもその解釈を可能にするために積

極的に相談や協議に参画してきたのである。

それは意義深い発展である。実際に、「教会の社会教説」という用語は、教会が自ら現代世界と対話を始めようと誓約した第2バチカン公会議の歴史的瞬間において、その有効性について疑問があったので、公会議の教父たち⁽⁶⁾の辞典からは基本的に消え去っていた。パウロ6世の次のような省察を再読すれば、その明確なインパクトを理解できるであろう。「これほど多面性を持った情勢に直面して、我々は単一の意見を表現したり、普遍的に有効な解答を提案することは困難である。他方、それは、我々の望むことでもないし、また我々の任務でもない。…取り組むべき選択や誓約が何であるかを識別することは…キリスト教共同体如何にかかっている⁽⁷⁾」。一方、ヨハネ・パウロ2世は、教会の社会教説の可能性について、その挑戦を諸国民間の関係という複雑な諸問題にも拡げ、そしてその現実には教会が受け入れることも出来るし、受け入れなければならない、とする考えを堅持してきた。

ある信徒の解説者たちは、これは、もっと聖職者的な国際社会組織の概念を再び導入したいことを表現しようとしているのか思案したのである。いかなる種類の宗教的全体主義に対して教皇が繰り返し行った警告によって、その強烈なほどの頻度の故に、そうした疑問がうがった見方や傾向であり、誤解であると分かった。

ヨハネ・パウロ2世は3つの社会回勅、『ラボーレム・エクセルセンス=働くことについて』（1981年9月14日）、『ソリチトゥード・レイ・ソチアーリス=真の開発とは』（1987年12月30日）『新しい課題』（1991年5月1日）の出版をとおして国際社会に教皇の教義に基づく具体的な指針を掲げてきた。

最初の回勅は、労働という複雑な主題を扱い、個別的住民の国内問題として扱うだけではなく、国際関係のより広い枠組みからも分析している。その結果教皇の分析は内容的に豊かであり、経済面のみに限定して論じるのではなく、今日ますます話題となっている政治的、文化的側面に拡大して論じられている。

二番目の回勅は、開発の促進についてのパウロ6世の教えを最新のものにして、すべての国家の相互依存の観点で捉えた。実際、開発の概念には、現在の世界の多様な民族の相互関係に基づいた複合的な社会、文化、

道徳及び精神的意味が帰せられている故に、教会の社会教説は著しい前進となった。この回勅は、基本的に正確とはいえない豊かな国々の国際的優先順位のリストに関して、厳しい判断を下している。教会は全人類の一致のための手段となることを願うことを読者に想起させるために、カロール・ヴォイチワは、国際的商業、通貨、金融システムの実質的な諸改革のためのいくつかの特別なアプローチを明示するとともに、貧しい国々に自主開発の能力を提供する必要性をとくに強調した。

第三の回勅は、ある人々は「ポスト・コミュニズムの回勅」と呼んだが、二つの対決するブロックの終焉後に出版された国際的な枠組みを扱う最初の使徒的文書である。それは、新しい課題と望ましい方向性を提示しようと試みる。教会が西欧世界とある意味で和解することは、この回勅から生まれている。実際にヨハネ・パウロ2世は、資本主義についてその誤用を非難しているものの、もし、資本主義が人間的な特徴を取り込み、倫理的にも物質的にも世界の発展に役立つならば、それを正当視するのである。

この回勅の中で、カロール・ヴォイチワは「政治的現実主義の名において、政治の場から法と道徳を禁止しようとした者たちへの警告」として、1989年のあの有名な変革を導いた闘いを捉えている。教皇は、この無血の闘いがもたらした革命的なインパクトにより、諸国家間の経済的、政治的、文化的関係に可能な限り広範囲に倫理的なパラダイムを普及するべく自らの行動によりいっそうの拍車がかかった、と述べている。

カロール・ヴォイチワは、教皇在任中、しばし教会の社会教説の本質と目的について述べてきた。教皇自身の適確な言葉で語るとすれば「教会の社会教説の目的は、レッセ・フェールの資本主義とマルクス主義の集産主義との中間に位置するような「第三の道」ではない。また、前二者ほど相互に対立していない他の解決策と並列しているようなもうひとつの可能な選択肢でもない。それは、イデオロギーではない。むしろ、社会や国際的枠組みにおける人間存在の複雑な現実を信仰に照らし、また教会の伝統に照らして慎重に考察した結果を正確に、綿密にまとめあげたものといえる。その主なねらいは、キリスト教的な行動を指導すべくこれらの情勢を解明することにある。従って、それは倫理神学の分野に属する。社会教説の指導とその普及は、教会の福音宣教の一部を構成するのであり…悪と不正の

断罪もまた、社会の分野での福音宣教という使命の実践の一部である。しかし、説教は常にそれよりも重要であり、断罪に真の確実性と強い動機を与えるものであり、この福音宣教を無視することは出来ないことを明確にしなければならない」⁽⁸⁾「教会のメッセージの信頼性は、その内的論理や一貫性というよりも行動のあかしによってこそ、獲得されることを以前にも増して教会は今日自覚している。…この教説の実践的側面についてもそのように指摘されなければならない」⁽⁹⁾。ヨハネ・パウロ2世は、主要な国際問題の解決を明示するために絶えざる努力をし、第2バチカン公会議によって提示された指針に基づいて、無宗教の人々や他の宗教を信奉する人々と協力するように訴えている。

教皇の見解では、今日人類が目撃している重要な諸変化は教会の教説にとって新たな挑戦となっている。北の繁栄する社会—そこでは多くの悲惨が隠ぺいされている—あるいは南の社会—増大する低発展の恐怖の状態からそこでは抜け出せられないでいる—それに東欧や中欧の社会—最近、自ちマルクス主義政権から解放して、自らの将来のため新しい道をそこでは模索している—、それらのいずれかに属することによって、変化はさまざまに異なっている。変化する世界情勢の新しさと広さは、「正義と連帯の大義を推進するための多くの機会」を与えている。そして、伝統的な社会教説は、「その真の意味や内的一貫性を損なうことなく、異なった文化のみならず新しい情勢に適応されねばならない」のである。

1994年1月1日、ヨハネ・パウロ2世は、バチカンに教皇庁立の社会科学アカデミー⁽¹⁰⁾を設立した。その目的は、世界的規模の経済的、社会的、政治的な「巨大な挑戦」に対して「その発言権を持って」教会を支援することにある。この新しい研究所は、一般人とカトリック信徒や他宗教者の法律家、経済学者、社会学者、歴史学者がメンバーとなり、普遍的で学際的な特徴を持っている。

すでに1936年にピオ11世は、教皇庁科学アカデミーを創設し、科学的進歩のために必要な基礎として、自由を保証し、全世界にわたる純粋に科学研究の推進を意図した。これは聖座が現代のニーズに注目したしるしであった。カロール・ヴォイチワが創設したその新しい機関は、この自覚を完成させ、世界的なレベルで省察を始める教皇の決意の明確なしるしであり、国際的現実の適切な経済学的、社会学的および政治的理解を基礎に、

より公正で兄弟的な世界をめざす教会の誓約と位置づけられるものであろう。

全大陸における司教団の役割の増大

教会の社会教説の国際化への優れた調節の働きの中で、ヨハネ・パウロ2世は、国、地域及び大陸毎における、司教団のいっそうの有益かつ示唆に富む貢献を訴えてきた。事実、これらの司教団こそが、地上の諸国民の非常に異なった情勢や相互の実情を現実 に即して評価することを願う教皇を補佐することのできる人たちである⁽¹¹⁾。司教団の集団的な次元は、特にカロール・ヴォイチワによって励まされ、次の重要なグループによる成果は大いに評価された、ヨーロッパ司教協議会総会 (CCEE)、ラテンアメリカ司教協議会 (CELAM)、アフリカ、マダガスカル司教会議座談会 (SCEAM) 及びアジア司教協議会連盟 (FABC) である。大陸及び地域のシノドス (代表司教会議)、とりわけヨーロッパ司教団とアフリカ司教団の最近のシノドスは、著しい重要性を増した。すでに教皇は、南北アメリカ司教団のシノドス及びアジアと極東の司教団のシノドスを、90年代の末までに召集する意向を公に表明している。

現教皇以前は、いったい国際経済や政治的現実の場に司教団が払った関心のレベルは、どの程度であったのだろうか？

古くは1931年の頃の司教協議会文書⁽¹²⁾の世界資料全集に、索引には経済という用語について2カ所だけに記録されているのみで、いずれもそれは家庭の貯蓄に関連していた程度であった。所与の国際経済制度の宗教的意味の分析が司教団文書の中に導入されたのは1952年になってからにすぎない。同年の文書の中でオーストラリア司教団が社会正義の問題に言及している。

1967年、上述のメデジンにおける第2回ラテンアメリカ司教協議会によって変革が起き、その後、広大な地理的領域の司教団がまとめあげる共通の指針は、採択される文書の起草に、一般信徒の専門家たちをより多く参加させ、さらなる重要な分析とより大きな権威のあるものとなったことが特徴である。この会議の後には「今日と未来のラテンアメリカの福音化」に関する重要な第3回 CELAM 会議が、メキシコのロスアンゼルス プエブラで開催されている。

よき事例として特記しなければならないことは、1983年5月、米国司教団が発表した軍縮に関する司牧教書である⁽¹³⁾。この教書はとりわけ次のように問いかけたのである。新しい核兵器システムの実験、生産、配備を停止する即時かつ検証可能な二国間協定。超大国双方の兵器庫の大幅な削減。核実験を禁止する条約を目的とする交渉の迅速な完了。核兵器拡散防止への新たな努力。特に不利な取り扱いを受けている人々をはじめとする人権の推進のための特別な諸政策などである。3年後、米国司教協議会は米国および国際的経済問題に専念し、まとめあげたその教書を公表した⁽¹⁴⁾。それは組織的に行われた協議の成果であり、バチカンレベルにおいても当時としては稀なことであった。専門家グループに支援された5名の司教たちの起草委員会が、何百人もの資格を持つ人々、米国や第3世界のエコノミストたちによって支えられたことは、当時のバチカンレベルでは異例のものであった。米国司教団はその教書の中で次のように宣言している。「私たちは如何にキリスト教徒たちが経済問題について具体的な分析に取り組み、明確な判断を与えることができるのか、実例を通じて教えるなければならない」。教会の教えは「示唆による一般的声明のレベルにとどまっていることはできない」、と言明している。文書は、国際的な経済民主主義の増大の必要性と諸国家間における新経済秩序の必要性を包括的に明示している。

米国司教団が明示した具体的な誓約の道に沿って、他に多くの進取的な発意・行動が続いた。その中でも次のような事例を特記しておかなければならない。一平和に関するオーストラリア司教団の立場(1985年)、「新しい福音化、人間性の発揚、キリスト教文化に関するサント・ドミンゴで開かれた第4回 CELAM=ラテン・アメリカ司教協議会総会(1992年)、物質主義を奨励しない地域開発に関するアジア司教団の意見、第8回ヨーロッパ司教団座談会の時に提言された理念(1993年)、アフリカ代表司教会議の特別総会の際に生まれた諸概念⁽¹⁵⁾など。

紀元二千年を迎えるアフリカの教会とその福音化の使命について司教団の到達した結論を確認するために、1995年9月14日に教皇は「アフリカにおける教会」という重要な使徒的勧告を出し、国際的観点から、大陸の社会・政治的な諸問題を詳述した。その中で、カロール・ヴォイチワは、対外債務問題、難民と亡命者、内戦、国家統一の建設、公共問題に関するグ

ッド・ガヴァナンス＝良き管理・統治、女性たちの条件、などの主題を分析している。

深い教会共同体の維持のために、またすべての司教団と教皇庁がともに結びついているという真の団体性の維持のために、ヨハネ・パウロ2世が付与した核心的価値は、FABCの創設25周年に際して、その代表団に対し1995年9月15日に教皇が行った講演の中で、最近繰り返し述べられた。会合を終えるに当たり、即席スピーチでヴォイチワは「司教団の頭の教皇」として記憶されたいと表明し、教会の団体性を示す大陸的、地球的規模の協働への模索を励ますことに関心を持ったのである。

ヨハネ・パウロ2世の教皇職中に多くの司教協議会が作成した、膨大な量の諸文書には、国際的経済ゲームの諸規則にも介入する必要性をいっそう示す敏感さが現われている。この規則は過去においてしばしばあったが、あたかもこの規則が自然法であるかのごとく、経済的主体の決定以前に存在する現実としてはもはや考慮されなくなっているのである。司教協議会と教皇の教えにしても、単に倫理的な経済行為としてそれを主張するのではもはや十分ではない。構造的なひずみや不平等を生ずる仕組みや諸制度のレベルで分析されることが必要となっている。即ち、倫理的な励ましを得た個々人の行動のアピールは、望ましい効果を齎らすには、もはやそれ自身では十分ではないのである。

国際関係が初めてカトリック要理の一部となる

1992年12月、ヨハネ・パウロ2世は、彼が「公会議の教えの最も成熟した完全な果実」と呼んだ、カトリック教会の新カテキズム（教理研究や信仰教育のための手引き書）を呈示した。

教皇庁に信任状を捧呈した145人の外交官に対して、教皇は「これは二千年もの遺産の総合と新しい解釈として提示されたものであり、過去に深く根ざした賜物である。…それは教会の現存のための賜物である」と、その内容を説明した。「教会の過去において本質的で、また尊敬されるべきものと結びつくことにより、今日の世界において、教会はその使命を果たすことができる。…それは賜物である…「教会は未来に取り組み、第三千年期に向けて開かれたものとなる…それはさらなる知識や真の精神的、道徳的な刷新のために有効で、実り豊かな道具となるであろう。…そのよ

うな要理テキストに出会えば、誰も疎外感や排除感や遠い距離感などいっさい持たないであろう。…」

ヨハネ・パウロ2世は示唆的に、次のように説明してきた。⁽¹⁶⁾「このカテキズムは、教会当局によって正当に認可された地方のカテキズムに取って代わるものではない。…その目的とするところは異なった状況や文化を考慮に入れながら、カトリック教義への信仰と真正性の統一を慎重に維持するために、新しく地方のカテキズムの起草を励まし、助けることにある。」⁽¹⁷⁾。

要理テキストの歴史において初めて、⁽¹⁸⁾以下の主題の幾つかの項目に関して入念に取り組まれた。即ち、人権及び文化の諸権利と共に国際的連帯⁽¹⁹⁾、宗教的自由に対するすべての住民の権利⁽²⁰⁾、移民と難民保護、国際共同体の全体主義的見解の非難⁽²¹⁾。正義による国際平和の推進、正戦の道徳的正当性の基準、武力紛争時に於ける従うべき道徳的規則の確認、軍備競争、兵器製造とその国際貿易⁽²²⁾、諸民族共同体の経済活動における地球資源の普遍的な目的用途、世界の生態系の尊重⁽²³⁾、諸国間の金融的商業的關係、第3世界の開発のための支援、国際経済金融諸制度の改革⁽²⁴⁾、十分な情報を提供すべき国際マスメディアの義務⁽²⁵⁾。

こうして新しいカトリック要理は、これが提起する内容と住民の普遍性の観点に立って、未だ先例のない世界的規模での倫理的貯水池の役割を聖座に付与するために、この教皇の計画を確認するのである。

「もし、政治行動を指導し、方向付けをする究極的真理が存在しないなら、理念や信念は権力の道具にされてしまう」⁽²⁶⁾ことを確信して、聖ペトロの使徒座は、冷戦後の国際社会に奉仕する倫理の灯台として前進しようとするのである。

2. 諸政府のための指針

2.1 世界規模での人権文明の創造

第2バチカン公会議において、歴史上初めて現代政治思想の三つの潮流であるリベラリズム、社会主義及び社会キリスト教主義が人権擁護の点で収斂した。生命、自由及び社会保障という3つの主要な善である人間の擁護について、唯一の偉大なデザインを創るためにさまざまな伝統が協力したのである。

教会によって、人権の価値は新たに高まり、徐々に展開され、評価されたことは、パウロ6世の次の言葉に明確である。「教会がしかるべき人間として認める権利規約は起草できるであろうが、人間はキリストの一部である故に、超自然的秩序に引き上げられたおかげで、人間に属する権利の範囲を規定することはなお困難であろう」と。⁽²⁷⁾

この見解は人間を「神の似姿」として聖化し、それによって国際場裡や国内での行為主体に対する、唯一の効果的な防波堤として提示される視点である。これらの行為主体は人間の諸権利を踏みにじるか、政治目的のために、またイデオロギーの名のもとに搾取し、変質するかして、人間を主体から客体に変えようとするのである。

自由意志によって福音に従うように勧めることにより、人間の真の自由の尊重をめざし、神のメッセージを宣言するというコンテキストで、公会議の教父たちは人権を擁護する現代の運動が、「如何なる虚偽の自治からも保護されなければならない。」と、強調した。

事実、我々はみな、我々が神の法の支配から自由である時だけ我々の人間としての権利が完全に保たれるのである、と考えがちである。しかし、この道に従うなら、人間の尊厳は守られるよりも失われるのである」⁽²⁸⁾。

この推論と一致して、第2バチカン公会議は、宗教的自由の尊重こそがすべての他の人権の国際的推進の土台である」と言明した⁽²⁹⁾。

教皇モンチニは、教会の観点では宗教的自由の権利は人間の主観的傾向に基づくものではなく、人間自身の本性に基づくのであることを強調した。こうして、いかなる強制からも不可侵の権利は真理を求め、それに帰依するキリスト教徒の義務と合致しない人々のために存在するし、彼らの行動は正義に基づく公共の秩序が尊重される限り妨げられない。

ヨハネ23世とパウロ6世の教皇在任中、第2バチカン公会議の神学及び教義上の成果は、人権の分野でその促進に取り組む国際的な場における聖座の新しいダイナミックなプレゼンスに、実際的な影響を与えたのである。

この領域における聖座のイニシアティブは、多くの提言や発意により広範なネットワークの組織化が促され、以下のようにヨハネ・パウロ2世の最近の教えに引き継がれたのである⁽³⁰⁾。

(a) 有効に人権を擁護する国際的手段を効果的に実施するための勧告⁽³¹⁾

- (b) 国際的諸規則を漸進的に発展させるための明確な指標⁽³²⁾
- (c) 如何なる種類の人種差別にも反対し、より効果的な人間擁護のための具体的必要要件⁽³³⁾
- (d) 女性の権利の促進⁽³⁴⁾ (1995年6月29日付のヨハネ・パウロ2世の女性たちへの書簡について言及しておく)
- (e) 人種的、宗教的及び言語的な少数者としての人間の権利を十全に擁護するための改革的な法的措置の採択を提案
- (f) 徹底された、人格を基調とした人権の必要性の強調⁽³⁵⁾
- (g) 一定の権利について、効果的な法的及び社会的保護が仮に認められない場合でも、人間の尊厳が深刻に冒されている人々のための勧告⁽³⁶⁾
- (h) 人権擁護の有効性を強調する地域及び国際レベルの新しい法的手段を実施するための勧告⁽³⁷⁾

ヨハネ・パウロ2世―「人権の積極的推進者」

カロル・ヴォイチワが教皇に就任する約1年前、米国大統領ジミー・カーターは、アンドレイ・サハロフに書簡を送ったが、それは米国外交政策にとって不可欠の要素、人権尊重を支持する運動の始まりを表すものであった。

80年代末に向けて、人権擁護の推進は国際問題のうちでも中心的事項となり、しばしば米国・ロシア両首脳会談で討議された。

ベルリンの壁の崩壊した1989年11月、またその後続く動乱の過程で、戦闘的活動故に投獄されていた幾人かの人権活動家たちは、東欧諸国で権力をついに掌握したのである。⁽³⁸⁾

以上、要約した歴史的情勢を背景として、ヴォイチワの教えはどのような立場を引き受けたのであろうか？

彼は直接の前任者たちが踏襲した選択を確認したいと望む一方で⁽³⁹⁾、受け継いだ遺産を深め、豊かにするため新たな方向をもたらしようと試みた。もし先進諸国で、飛躍的に道德の進展が具現化して、極度に周辺化した状況で多くの人々が生活を強いられる原因である構造を変革することが可能となるならば、人権は真に普遍的になることができると教皇は確信して、まさにこの遺産を引き継いだのである。

教皇の人権に関するヴィジョンに深い影響を与えたのは、あの1989年の無血による社会主義的人間観の崩壊である。ヨハネ・パウロ2世は、こ

の出来事について、人間を単なる社会的機械の歯車に還元してしまった政治的、哲学的観念は、本質的にそれ自身はかない不毛の種子を斉らす、という教会の教説に基づく分析を確認するものであった、と理解した。

ヴォイチワによれば、ソビエト政権が崩壊した道程は次の2つの面を実証した。まず、社会的、政治的権利を平和的に求めることは可能であること、そして、全世界の民主主義的な多元的統治形態の強化に向けて、教会が新たな方向性を示すことは有効である。

同様に、人間存在を商品やサービスの単なる消費者と見なす傾向の先進資本主義社会が提起する個人の自由の抑圧は、スラブ出身の教皇に強い衝動を与えてきた。この否定的な経験から、極めて重要な人権と人間的ニーズを考慮しない論理を持つ市場への制限に対する教皇の確固たる信念が出ている。

「経済的自由は人間の自由の一部に過ぎない。…資本主義は、私的所有権や市場を促進する限りにおいて容認されるが、資本主義が経済的自由を人間の自由の奉仕の下に委ねる法律的文脈を否認する時は、決して容認されるものではない」⁽⁴⁰⁾

ヨハネ・パウロ2世は共産主義的全体主義の失敗は、また教会と国際労働運動の将来的な和解へと転換して行くであろう、と主張している。この双方は、引き続く欠陥にも関わらず、「第1世界」の幾つかの国々でそれが実施されてきた故に、福祉国家の法的枠組みで、第3世界の工業化をもたらすように着手しなければならない。

幾人かの専門家たちによると、教皇は、さらに前世紀の産業革命が与えたのと同様に、少なくとも労働と生産に影響を及ぼす技術的、経済的また政治的条件の下での新しい開発について省察することは適切であると考えている。そして教皇は、特に国際諸組織に対して「人間労働の新しい意味を発見し、同じように新しい役割を創り出す」ことが緊急かつ必要なことである、と指摘した⁽⁴¹⁾。

ヨハネ・パウロ2世は現代の世界的危機の重要な要因に、常習的欠勤、日常労働への心理的不満、それに国際経済の新植民地主義の抑圧的諸形態などを挙げている。この結果は、市民的共存の根本的価値としての人間の労働の伝統的意味の喪失となる。この状況を逆転させるため、教皇は「現代経済構造と労働配分の再編と再評価」⁽⁴²⁾を提唱する。しかし、これぬき

に現実の危険が存在し続けるならば、人間とその環境は死滅することになるであろう。

ヨハネ・パウロ2世によると、労働の新しい文明は、次に述べる広範な国際的自覚に基づかねばならないであろう、とする。「労働価値の第1の基盤は、人間自身である」、そして「労働の真の尊厳、すなわち主体、担い手は人間よりも道具として」取り扱ってきた集産主義や新植民地主義の冒した過ちを避ける必要がある。この人間労働が資本と財産に優先するという原則は、関係する国際諸機関が労働者の権利問題に対するアプローチを今日的で最新のものにする必要を意味する。事実、労働者たちは「直接雇用者」たちによって過去に受けたように脅しを受け、その他に現在もお「間接雇用者」によって抑圧されている。この用語はヨハネ・パウロ2世が、社会的経済的全体制を決定させる国内及び国際レベルで相互に作用し合う要因や責務の近年における網の目状の組織を意味するものとして使用している。

まさに教皇が言明しているように、こうした挑戦への解答は、失業という疫病と人間労働の主体的特性を否定するものと闘うための「地球規模の計画」を実行することではなければならない。

カロール・ヴォイチワが如何なる不測の情勢や、また如何なる司牧的な特質を持つ結論についても、それらの分析をさけているという事実は、今日の教皇の教えがヨハネ23世⁽⁴³⁾とパウロ6世⁽⁴⁴⁾から一步後退したものであるとして判断した解説者たちを困惑させた。しかし、神学的、人間学的レベルの選択は、彼のメッセージを世界のもっとも多様な社会的、政治的背景に組み込むための教皇の意志の反映であると理解すべきものであることは記憶されねばならない。

引き続き、人権の論点について、ヨハネ・パウロ2世の教えの特徴は、教皇就任以来、生きる権利はさらに生活の質にまで拡大され、それは単に所有の充実だけではなく、人間存在の充実にあるとする事実表れている。

その他に国際レベルで汚染のない自然環境権—創造の普遍的、通時的目的を保護する義務と符合する—を推進する上で、教皇は、人間の生態環境及び完全なる人間発展への権利の国際的保護の必要性を加えた。

他に重要な進化の側面として、ヨハネ・パウロ2世の新しい世代の権利

防衛の取り組みがある。これらの権利は、技術の進歩が生み出す危険に対する人間の生命、自由及び安全の擁護と結びついている。聖座のさまざまな活動の中で注目を引くのは、身体的完全性の権利をはるかに越えて進むその人自身の遺伝的遺産の権利に関する問題である。

身体的完全性の権利は、使徒的教えに基き優勢学的人種主義の観点から意義深い分析がされてきたが、試験管授精に使用される人為的生殖技術や遺伝子操作に起因するもので、人種やその他の基準によって人間存在を選別し、生産しようと試みるものである。これらの憂慮は、今のところ仮説の域を出ないにしても、教皇庁は、これらの諸技術に若干の制限を確立し、また、一定の社会集団または人種集団に帰属する人間の誕生が堕胎や不妊運動によって妨げられるとしても、これから起こり得る乱用の拡散を避ける必要性を考慮している。

生きる権利は、ヨハネ・パウロ2世の教義上の見解による他の進化の側面、産児制限の問題といわゆる人口統計ブームとの関係、と結びついている。

パウロ6世の回勅『フマーネ・ヴィテ＝適正な産児の調整について』発布20周年記念（1988年11月）に際して、教皇は避妊は「本質的に不法行為」であるとするモンチニのその定義を確認した。しかし、二人の教皇のアプローチにはある著しい相違を見てとることができる。パウロ6世は結婚の諸目的にほとんど限定しており、貞節の美德は避妊の使用によって最も直接的に侵害されるものと見ていたように考えられる。現教皇はもっと広い見地から、避妊は信仰の原則の侵害、従っていかなる生命の源としての神に、そして真理の解釈者としての教会に反する行為である、と見なすのである。

カロール・ヴォイチワによれば、何らの規制も条件もなしに堕胎の絶対的権利を主張する産児制限の如何なる定義も認めることはできないのである。

1994年2月11日、ヨハネ・パウロ2世は新しい機関「教皇庁立生命アカデミー」を創設した⁽⁴⁵⁾。このアカデミーの主要な目的は、受胎から自然な終末までの人間の生命を推進し、擁護することである。とりわけ、教皇は次のような任務をアカデミーに指示している。「生物医学と法律との主要な問題の研究、情報伝達、訓練」である。この新機関の理事会が出し

た最初の文書は、人間の生命と尊厳を害する如何なる手段を導入する産児制限政策の助長より、経済援助をむしろ供与するように先進工業諸国に勧めていることは意義深いことである、と書いている。

1995年3月30日、ヨハネ・パウロ2世は新しい回勅『エバンゲリウム・ヴィテ=いのちの福音』を出版し、その中で教皇は現代の死を取るに足りないものとする風潮を断固として非難し、安楽死と堕胎の拡大に反対するように世界規模での動員を呼びかけている。

ヨハネ・パウロ2世は、また難民と亡命者（今日3600万を数える）の諸問題や彼らの権利に関する国際的な思考や行動を奨励してきた⁽⁴⁷⁾。その目的は問題のインパクトのみならず、また、特に幾百万の人々が祖国や家を放棄せざるを得ない状況を引き起こす深刻な人権侵害と本質的に結びついた諸原因を軽減するために、国際連帯を助長することにある。

カロール・ヴォイチワは、人種や宗教、また社会的、政治的集団に所属するが故に迫害を受ける人々の他にも、武力紛争や経済の失政や自然災害の犠牲者を含めるように1951年のジュネーブ条約と1967年の追加議定書の難民の定義を検討する必要があることを強調した⁽⁴⁸⁾。

さらに国内避難民となっている幾百万もの人々が、難民と同じ処遇を受けることは、人道上適うものである、と指摘している。

最後に、ヴォイチワは仮に経済不況故に、ある時期これらの人々の受け入れに一定の制限を課すことを正当化出来るとしても、自国で生命が深刻な脅威にさらされている人の基本的庇護権の尊重は、決して否認することは出来ない、と強調している。その上、今日、近隣諸国が担っている難民支援のための負担は、将来的には何らかの公正なやり方で国際共同体が負わなければならない。もし関連する政府機関が庇護を求める人々を真の難民ではない、として受け入れを拒む決定をすれば、最終的にはその他の機関によってでも、彼らの安全と自由な生存を保証することを確保しなければならない。

ヨハネ・パウロ2世は「移民と難民の日」にあたり、1995年7月25日、メッセージを送り、不法移民の問題に対処すべく国際協力を発展させる必要性を強力に表明した。

共産主義政権の崩壊後、人権の文明を世界規模で推進しようとする教皇の決意は、聖座の諸活動の或る熱心な観察者が「経済体制を背景にした北

の合理性と社会のイスラム化の企てにみる南の宗教的潜在力とが衝突する行路」と称した難題に直面するであろう。

とりわけ、イスラム教諸国、特にその主要国における宗教の自由の法的地位を獲得し、宗教的全体主義に対する防護とすべく、それら諸国との対話の可能性を増大させるために、ヨハネ・パウロ2世はパウロ6世が開始した外交上のプロセスを完全に支持してきた。その結果、40のイスラム諸国に教皇庁大使館と30人の教皇庁大使が教皇庁で信任された。

聖座とイスラム教諸国、東欧諸国との間で調印されるべき宗教の自由に関する条約またはコンコルダートについて、今なお進行中の諸々の接触は、教会の公的倫理の教えの具体的な進展、それはヨハネ・パウロ2世が教会の要理に人権項目を導入したことによって開かれた可能性を求める人々が極めて強い関心を払って見守るプロセスなのである。進化の極めて興味深いしるしは、さまざまに異なる諸宗教間において、あるいはキリスト教徒、非キリスト教徒も、人権と国際平和を支持するために可能な限りの協力を増大するべきであるという教皇の決意決定である。この点に関連して、もう一つ重要な象徴的出来事は、国連が宣言した国際平和年の実施期間中の1986年10月27日に、アッシジで祝った第1回世界平和の祈りの日である。124名の代表たちがこの日参加した。そしてそれは、非キリスト教の諸宗教62、カトリック教会に所属しないキリスト教会50、残りはカトリック信徒たちであった。

この集会の間、それぞれの参加者はそれぞれの祈り方で祈り、すべての人は他の宗教を尊重した。「アッシジの日」は、国際レベルにおいて諸国間の平和な関係を強化するイニシアチブとなり、教会によるあらゆるイニシアチブを励ますインスピレーションとなり、模範とすべき基準点となった。ヨハネ・パウロ2世の下で、諸宗教の代表者たちが「いのちの対話」―即ち、宗教についての議論はなしに、国際の平和と正義を守るため、価値判断や共同のイニシアチブの交流へ転換させる協力のあり方を相互に励まし合いながら持続させている。この和解の最初の意義深い契機は、ボスニア・ヘルツェゴビナの平和と人権の尊重を祈願し、共同で参加したギリシア正教、ユダヤ教、及びイスラム教徒が、1993年1月10日、アッシジへ巡礼した際、純粋に宗教的なことばのみを使用したことである。エキュメニズム（教会一致運動）⁽⁴⁹⁾や信仰相互間の対話⁽⁵⁰⁾を着実に推進し

て、国際関係において有効な役割を果たせるようにとのヨハネ・パウロ2世の意図は明白である。人間の尊厳が侵害される時は、それを保護する教皇の使徒的使命を十分に果たすべく、ヨハネ・パウロ2世は諸政府首脳たちが行動しない場合いつでも、倫理的圧力や国際仲裁の影響力を行使することを目標に掲げて、さまざまな宗教NGO（非政府組織）が共同してイニシアチブを発揮し、将来的には政府外交にとって代わることが出来るような新しい領域を示唆しているように見える。

2.2 諸民族と諸国家の権利の擁護

ヨハネ・パウロ2世のアプローチ

聖座の伝統は、国家及び政府と国際レベルで直接に、対等な諸関係を持つが、同時に、それらが自国民の意見を代弁する限りにおいて、その意義をもつものとする。特に教会は人々の価値や倫理・宗教生活に関心をもっている。1975年7月25日のヘルシンキ会議へのメッセージで、パウロ6世は次のように述べた。「我々が国家について論ずる時は、常に人々について言及するのであり、彼らこそ生きている現実であり、存在の理由であり、行動の理由であるからである…聖座は如何なる人々に対しても無関係ではない。正に一人一人のもつ善の内に関与するが故に、我々は彼らの一部だと考えている。ましてやある人々が迫害を受け、国際領域でその代表権が否定される場合などは、なおさらである。」

幾人かの論説者たちは、今の教皇の教えを分析して次のように報道してきた。ヨハネ・パウロ2世は、一方で国家・政府・政治、他方で社会・民族と、極端に伝統的な区別を行い、むしろ社会・民族の領域を支持することで、前者の方を過小評価してきた。解説者たちが注目したのは、教皇が司牧的訪問という使徒的使命でさまざまな国民と確立してきた新しい直接の関係や諸々の社会回勅及びカトリック要理の説得力ある言明である。さらには聖座が中欧や東欧の「諸国民の春」に与えてきた支援であり、スロヴェニアとクロアチアの両共和国の独立承認に際する教皇庁の先駆者の役割などである。

我々の意見では、抑圧された人々の渴望に対する鋭い感性は彼の前任者たち以上に、ヨハネ・パウロ2世にあるだろうとするのは、正確な見方としてもそのような急進的な判断は、粗雑であるように思える。事実、聖座

はいくつかの重要な場合（ハプスブルク帝国、その時代、それ以後に関する教皇の評価）にも多民族国家の分裂には反対するという自らの意見を表明したのである。またソ連邦やチェコスロバキアの解体を目指した大変動の初期段階の間の場合があげられる。統一の要求に注目した重要な事例は、1993年1月10日、アッシジのバシリカー・シュペリオレのミサでの教皇の次のような宣言である。

「…各々の国家は共同体としての自決権を持っている。この権利は、現実の政治的主権や、または他の諸国との連邦や連合同盟を通じて実現できる。旧ユーゴ連邦諸国の場合、これら2つの中で1つを救うことは可能であろうか？そのような可能性を除外することは困難である。」

それからほぼ1年後にイタリア司教団への書簡⁽⁵¹⁾の中で、カロール・ヴォイチワはイタリアの連邦主義的転換を主張する北部同盟の理念にはっきりと答えて、次のように感動的に述べている。「統一の遺産は19世紀の間に発達したその特殊な政治様式をはるかに越えて、イタリア人たちの意識のうちに深く根付いているのであり、言語、歴史的出来事、共通の信仰や文化のおかげで単一の民族に帰属していると、常に人々は感じてきたのである。この統一は何十年そこそこで測れるものではなく、何世紀もの歴史で測られるものである」。

ヨハネ・パウロ2世は先の時代の全体主義のモデルを非難した時⁽⁵²⁾、ピオ11世にまでさかのぼりその先例にならい、彼の強烈的な言葉を引用して、「激化する民族主義」⁽⁵³⁾を強く批判した。

ヨハネ・パウロ2世の「新しい民族」という見解からは、彼が教条主義的ではないという結論を引き出すことが出来る。その見解には特殊な状況、地域の司教団による判断や諸教区による評価と調和されたものであるからである。

完全独立という政治的自決、分裂を伴う原則に優先順位を与えるべきか、あるいは連邦または連合的結合というより保守的な原則に与えるべきか、この場合の評価はきわめてデリケートである。それは枢機卿シルベストリニが最近認めているように、自由の訴えが国際平和にとり、重大な危険をはらみ、共存をいっそう困難にする一手段に変えることにしばしばなってしまうことを自覚する必要がある。

2.3 平和の防衛と「正戦」

戦争の惨禍を防止し、減少させるヨハネ・パウロ 2 世の提案

カロール・ヴォイチワは自衛のための戦争の合法性を承認した古典的教義を大幅に変換させてきたが、それは彼が概念的には、この教義から離れたのではなく、この教義と新しい全面的な一貫性を持ち得たことによるからである。この教義は自衛戦争を、可能なあらゆる外交手段を必要に尽くした最後の手段と見なすことによって、地域レベルにとどまらず世界規模においても、戦争が虚偽で、危険な近道で、より重大な暴力であると予見しないようにするためである。

この教皇の見解は概念上は伝統的なものと言えるが、徹底してその考えを実践に説く行動は新しいものである。その最も明白な事例は湾岸戦争の間に見られる。教皇はその戦争に言及して、実に自らの意見を 56 回も公式に表明している。

この教皇の見解は以下のように要約できる。

- ・平和の至上権は人類にとって最も高価な善ではないにしろ、非常に高価な善として追求されねばならない。戦争一般を非難するだけでは十分ではない。平和を擁護する強力な外交活動が、若い世代の教育の国際的な公約とともに要求される。
- ・今日、国際法の復活という名目というで戦争を正当化することは困難なことである。それは「帰還なき征伐」に導くことになり得るからである。
- ・このように認識され、誓願される平和は、「戦争は古代の奴隷制である」ということを非現実的にも忘れている平和主義などと誤解されてはならない。
- ・不正の状況下で、侵害された権利を回復するために必要な時はいつでも、不幸なことではあるが、防衛戦争は最後の手段としてある。この理由から、ヨハネ・パウロ 2 世は「正義による平和の働き」という聖書の概念をはっきりと再確認してきた。平和は単に戦争がない状態を指すのではないし、また対立する力の均衡の保証に還元されるものではない。平和はまず何よりも正義の果実であり、人権の尊重であり、その政治的、軍事的、経済的、社会的な構成部分に分かつことはできない。
- ・その手段が目的と釣り合うこと、また軍事行動の結果生ずる人類と文明への被害を出来る限り排除する（例えば、国際警察の諸活動及び専制に対

する反乱)条件の下で、正義のために限定的に暴力の手段に訴えることができるとする仮説は明らかに残されている。

核兵器について、教皇は第2バチカン公会議で表明された一般的な非難よりもより柔軟な立場をとっているようにみえる点は、注目すべきことである。実際にヨハネ・パウロ2世は国連軍縮特別総会への1982年6月11日付け書簡の中で、抑止力としての核兵器の使用とそれ以外の使用との間にある相違を設定している。すなわち、抑止は平和をより強く、そしてより危険の少ない土台の上に構築する、道徳的に容認できる過渡的な道、と明示されている⁽⁵⁴⁾。

新カトリック要理は、第5戒訓の討論のコンテクストで、上述の教義上の諸点を体系づけて検討している。

さらに、これは武力紛争中においても遵守されるべき道徳法が存在することを言明し、以下のようにそれを明記している。

一戦争であるからという事実によって、紛争の当事者間で如何なる行為も許されるということは意味されない。すなわち、市民、兵士、囚人たちが人間的な取扱いを受けなければならない。諸国民の権利及び普遍的な原則、またそのような行為に課しているどのような条項にも明らかに違反する如何なる行為も犯罪である。住民、民族または人種的少数者の絶滅もまた犯罪である。虐殺を指揮する如何なる命令への従順を拒否することは、道徳的命令である。新カトリック要理は、『ガウディウム・エト・スペス=喜びと希望(現代世界憲章)』で述べているように、都市全体を、あるいはその地域を、そしてその住民全部を無差別に破壊することを目的とする如何なる戦争行為をも拒否することを再確認している。また、核兵器、細菌兵器及び化学兵器を使用することは巨大な危険がある、と強調している。

新カトリック要理は、軍備競争は不承認する、と明示した上で、諸国民の福祉に対する国際武器貿易の意味から、同貿易を規制する国家の権利と義務を確認している。

また同時にヨハネ・パウロ2世は1994年に、通常兵器とそのシステムの国際移転及び貿易に関する構造的な倫理的価値判断を促した。⁽⁵⁵⁾

1994年12月8日の世界平和の日に当り述べたメッセージの中で、教皇は国民や世代間の諸関係、また文化、政治、社会的な生活、とりわけ紛争

又は戦争のさ中などにおいて、平和の教師としての女性の役割は意義深いものであることを指摘した。

2.4 人道的介入の義務

1992年8月6日、国務長官アンジェロ・ソダノ枢機卿はボスニア・ヘルツェゴビナの情勢について、ジャーナリストたちと語りながら「沈黙のままでいることと、そして、無防備の住民に対する侵略をやめさせるべく国際諸組織が提供できる手段の行使やあらゆる可能な努力をなさないでいることは、怠慢の罪である」、と宣言し、「殺害しようと望むものを武装解除するためにも、…戦争に賛成するためではなく、それを防止するために」、人道的介入の権利と義務の必要を訴えた。⁽⁵⁶⁾

CSCE（全ヨーロッパ安全保障協力会議）の教皇代表は、ボスニアにおける戦争に関するCSCEプラハ会議（1992年9月17日）で、「問題は…住民の運命がもっぱら住民の意志に依存していないことを交戦者たちに理解させる」ということを明確にした。

1992年12月5日、ヨハネ・パウロ2世は、ローマの国際食糧農業機構本部での栄養国際会議での演説の中で、特にボスニア問題について全般的な考察を提示した。「諸国間の戦争や国内紛争で、飢餓に至ってしまう無防備の住民たちが飢餓に至る理由を利己的あるいは党派的であったからなどと非難してはならない。そのような場合は、食糧と医療の援助が彼らに供与されなければならない。国家の内政問題に対する不干渉の原則を恣意的に正当化する場合も含め、人道に対する如何なる障害も取り除かなければならない。今では国際人道法の諸規定によって支持される人類の良心が強く要請することは、全住民と人種集団の生存を深刻に危うくしている状況の下では、人道的介入は至上命令であるということである。この考えは後に教皇の外交団との会見（1993年1月16日）で、さらに徹底した形で表明された。「諸国家をはるかに越える利害が存在する。それは人間存在の利害であり、人権の利害である。今も過去と同様に、人間とそのニーズは…多かれ少なかれ拘束力をもった国際法の文書があるにもかかわらず脅かされている。その限りで最近幾カ月間に新しい概念、人道的介入という概念が定着してきたが…。国家主権及び内政問題への不干渉という二つの諸原則は、今なお十分な価値を維持してはいるが、拷問や殺人を覆い

隠すかくれみのものであってはならない。事実、これこそ問題の核心である。確かに、法学者たちはこの新しい現実を一層研究し、その境界をはっきり示さねばならないであろう…」。

前述したカロール・ヴォイチワの思考の先任者はヨハネ 23 世であり、彼は「国連の構構と活動手段とを、国連の広汎にして崇高な使命にますます適合させていくであろうし、またこの組織が、人間のひととしての諸権利を有効に保証する時がくるように」と、切望したのである。⁽⁵⁷⁾

人道的介入の義務について、新カトリック教会要理にはいまだ新しいこと故に明確な表現で取り扱われていないが、さまざまに異なったアプローチで論じられている。ある人々は、如何なる武力介入をも排除するある種の救済援助に還元させようとする。また他の人々は、状況次第では人道援助と国連保護の下における武力介入によるイニシアチブとを結びつけている。

しかし、ヨハネ・パウロ 2 世は、「法の権威と最も重要な国際諸制度の道徳的な力こそ、戦争論者たちの残忍な愚行によって人質にされている住民を保護するために、介入する権利を据えている土台である。』⁽⁵⁸⁾と、強く確信している。その上、人道的理由から国際共同体の武力介入が正当とみなされるのは、それが正当な自衛のため力に訴えるという主題に関して、新カトリック要理が是認する基準に合致する場合のみである。⁽⁵⁹⁾

2.5 開発のための協力

ヨハネ・パウロ 2 世の介入への諸活動

カロール・ヴォイチワは、教皇に任命されるや真っ先に先任教皇のパウロ 6 世の偉大な洞察を確認した。それは特に開発に関する交渉において、「特定のイデオロギーに由来する如何なる静態的で、なんら変化のない立場」を克服する必要があることを主張したが、「…我々の人間観に反対し…我々を強制する…イデオロギー的偏見による制約は、決して我々は許すことは出来ない。」と、述べている。⁽⁶⁰⁾

このようにヨハネ・パウロ 2 世は、南北交渉において、聖座は当事国のいずれかの一員にくみし、介入する意図は何ら持ち得ないが、二つのグループやさまざまなイデオロギーに共通している要素、即ち人間、を支持したのである。

カロール・ヴォイチワの開発問題についての司牧上の教えの最初の局面は、終戦以来、最も深刻な国際経済危機に直面していた時期と重なる。工業世界の不振は（その異常な程の長期性や停滞とインフレの同時存在に特徴づけられる）、原油価格の高騰で打撃を受けた非産油低開発諸国の貿易収支の異常な大幅赤字、6 年間で約 2000 億ドルを伴うものであった。

モンチニの回勅『ポプロールム・プログレシオ＝諸民族の進歩推進』公布から 20 年目の 1987 年、ヨハネ・パウロ 2 世は、宗教、人間、経済、また技術開発のさまざまな分野でイニシアチブは「若干の結果を達成できたが、一般的に世界の今日の状況は、開発に関しては、非常に悪化してきていることを否定できない。」とする見解を述べた。

聖座が今日この厳しい評価から引き出した結論は、人権の尊重に焦点を当てた開発・発展の理念の普及である。すなわち、諸国民の歴史と文化の特徴を備えたそれぞれの人々のアイデンティティの尊重、自然の尊重や人間によるその支配は、すべての財貨の普遍的な目的を尊重し、将来の世代を保護しなければならない。このように、カロール・ヴォイチワは、国家間の増大する相互依存の中に、連帯という道徳的面を獲得していくことを目指し、世界規模の文化の説得に系統的な活動を開始し、尽力した。

前述の教育活動とは別に、ヨハネ・パウロ 2 世は、キリスト教徒と「善意ある人」に対して、以下述べる 4 つの問題に関して同時並行的に改革の緊急性があることを示しながら開発を促進する意向である。

・国際貿易システム：教皇は次のように述べている。この貿易制度は、「発展途上諸国の初発産業の製品をしばしば優遇し、一方では原材料の生産者をくじかせている。その上、そこには一種の国際分業があり、労働法が実効的に存在しないかまたは現実に適用することが出来ない諸国の低コストの製品が、境界を全く関知しないこの種の生産に従事する会社などに著しい収益を得させ、また世界の他の地域で販売されている。」

・地球規模の通貨・金融制度：この制度の特徴は、「外国為替と金利の過剰な変動が貧しい国の貿易収支と債務に損害を与える。貧しい国について次のことが想起されなければならない。ヨハネ・パウロ 2 世は「第三世界への借款が開発に寄与するはずの主要な措置から非生産的な結果を生じるメカニズムに転換していることを非難する意向を持っている…それはますます低発展の増大をもたらす…何故なら、債務国は債務返済のために自

国民の生活水準を高めるか、あるいはそれを維持するために必要な資本さえ輸出するように義務づけられるからである。また、同様に新規に必要な不可欠な借款をも確保することが出来ないからである。」

・技術とその移転：これは「今日、国際交流の主要な問題の一つであるが、その国際交流に起因する重大な被害の一つである。」これに関連して、教皇は「発展途上諸国は必要な技術を拒否されているか、無用な技術を与えられるかしていることは、決して稀なことではない」事実を非難している。

・国際機構：これらの国際機構は、それが機能するメカニズム・運営の費用・効率性などについて、注意深い再検討や是正を必要とする時期にきているのではないかという印象を多くの人々が持っている」と教皇は強調した。「あらゆる人々の協力なしに、そのようなデリケートなプロセスを遂行することは明らかに不可能である。今、要請されることは、政治的な競争を克服することと、存在理由として共通善を持つ国際機構を搾取しようとする如何なる意図も放棄することである。既存の制度や機構は、諸国民のためにうまく活動してきた。しかしながら、新たなより困難な局面に直面している今日、人類が真の開発のために必要なのは、全世界の社会、経済、そして文化に奉仕することの出来るより規模の大きな国際機構である」。

80年代の末には、開発を支持するヨハネ・パウロ2世の活動は、さまざまな大陸への歴訪の旅で行われた演説に表現されている。そこで国際諸機構に対して提起したテーマや考えは、各地方の要請や状況を踏まえて再構築されたのである。

このアプローチは、教皇の教えの主要なテーマを市民の人々の心と精神に直接浸透させることが出来た。それまでは彼らの意見などは周辺化され、無視されてきたのであった。

この新しいアプローチの最初の反響が現れたのも、また北側の諸国に教皇が訪問した時であった。1993年の米国コロラド州デンバーでの集会は、この点で極めて意義があった。あるジャーナリストは次のように書いたのであった。「教皇を讃えるために集った『ラテン・アメリカ出身の老いも若きも』、自分たちこそ真の主役であり、教皇の民であることを感じ…そして、米国大統領が教皇の話に耳を傾けていた時、大統領こそが耳を傾け

るのは、彼らにであり、いつもアメリカの夢の周辺部にいる人々なのである。」

1989年の東欧の出来事の後、教皇は新しい発展という問題に直面しなければならなかった。「東欧の人々の春」が提起した問題であった。回勅『新しい課題』（1991年5月1日）の中で、ヨハネ・パウロ2世は「現在の国難の中で、他の諸民族との連帯の努力を通して旧共産主義諸国を支援する必要があること」を指摘した。「明らかに彼ら自身の発展の第一の建設者でなければならないが、これを達成するために正当な機会を彼らに与えなければならないし、これは他の国々、とくに同じ歴史を共有し、その責任を担うヨーロッパの諸国の援助なしには、起こり得ないのである。」

しかし、教皇は「ヨーロッパ諸国への援助が必要だからといって…欠乏や貧困のはるかに深刻な状況にしばしば苦しむ第三世界の諸国を支援する努力を減速するように導いてはならない」と指摘した。

その上、教皇の教えの観点からみれば、東西衝突の終焉は、開発のために利用可能な膨大な資源をつくり出す。「若し、紛争を解決するための信頼できる手段が戦争に代わるべき選択肢として確定されるならば、また、もしその結果、武器貿易に対して適切な措置が採択されて、第三世界にも軍備の管理と削減の原則が普及されるならば、これらの資源はより膨大なものとなるであろう」。

1993年に米国大使フリンが教皇庁に信認状を奉呈する際に、教皇は、アメリカ国民に向けて、発展を促進するための新たな集団的倫理意識の普及と民主的統治形態への支持の広がり、諸国間及び異なる人種集団間の経済的格差の公正な解決への効果的な機構の設置などを期待する、と意義深く述べた。

過去2年間における諸国家の発展についての教皇庁の活動は、かつて教会の歴史に先例を見ないやり方で、修道者と一般信徒双方、さらにキリスト教徒でない人々が、実践的なレベルにおいて、金融市場、公的負債、そして一般的な経済的国際関係のための新たな倫理的アプローチの明示を求めて、取り組んで来ている。この種の事柄を扱った頻繁に開かれる集会やセミナーなどは、教皇庁の方向性をなによりも示す証拠である。

3. 第3千年期の国際共同体に奉仕する倫理の灯台

聖座—新しい国際的權威

1990年代の中頃にヨハネ・パウロ2世が地上の諸国民の間でその使命を果たすべく直視しなければならない困難なことは数多くあった。教会のアイデンティティー喪失の危険を冒してまでの神の啓示に関するいくつかの教義の改訂は、困難であり、不可能であることに対する一般世界の永続的な無理解。主要な世界のマス・メディアの関心を維持し続けるための何か新しいものを不断に探求することの困難性、西欧世界を脱キリスト教化する不断の過程、近年、共産主義のくびきから抜け出した諸国の物質主義的、消費主義的諸価値の無差別な浸透。⁽⁶³⁾ 彼自身の母国の教会・国家・社会の諸関係の不本意な展開、イスラム教シーア派の原理主義の攻撃性など。

しかし、カロール・ヴォイチワのエネルギーはその年齢にもかかわらず枯渇するどころか、聖座が国際共同体の倫理の良心として具体的な役割を果たすことをよく自覚して、教皇は国際関係に直接影響を及ぼすような提案や示唆を携えて国際関係に介入している。

「若し、主があなたたちを召されたならば、あなたたちは、教会を第三千年期へと導かなければならない。」—これは、カロール・ヴォイチワが教皇になった時⁽⁶⁴⁾、ポーランドの枢機卿ヴィシンスキがカロール・ヴォイチワに伝えた言葉であり、教皇職全体を解釈するためのカギとなった推奨の言葉であった。⁽⁶⁵⁾

実際に1978年以来、ヨハネ・パウロ2世は、キリスト生誕の二千年記念の準備を如何なる新しい至福千年説信仰にいたずらに浸ることなく、国家及び国際的組織のようなより大きな人間共同体に対する教会の任務や責任を省察する機会である、と考えてきたのである。キリスト教がどこに向かって歩んで行くのか、そしてどのようにしてそこに到達するのかを知る緊急性は、今世紀末における幾つかの記念日によって強化されてきている⁽⁶⁶⁾。それらは、1988年のロシア洗礼一千年記念。1992年のアメリカ大陸福音化開始500周年記念、1994年の中国福音化700周年記念、エチオピア最初の司教叙階1650周年記念、1996年のフランク王国クローヴィス王洗礼1500周年記念、1997年のアングロ・サクソン世界の福音化開始—聖アウグスチヌスのカンタベリー到着1400周年記念、1997年の日本における最初の殉教者たちの400周年記念などである。

「国家関係の現代のアレオパゴス」において、ペトロの後継者がカトリック教会を導いてきたエネルギーは（1988 年には信徒数 8 億 9100 万で、世界人口の 17.6% に当たる）とりわけ、教皇の権威を増大させた次の要因によっていっそう強化されてきた。

第 1 の要因はペトロの首位権に対する第 3 世界の司教協議会の支持である。これによって教皇は確固とした自分の教えを実行することが可能となり、こうして基本的に統一した国際関係の倫理的なビジョンを教会に銘記させることに成功するのである。こうしてヨハネ・パウロ 2 世は、教会生活の民主化がますます要請される歴史的時期にあつて、世界各地の司教協議会と徹底した協議を教皇が促進することと同時に、聖ペトロによるキリストの厳正な権限の委任によって、諸決定を行うべき権利・義務の擁護を保持するという困難な任務に成功してきたのである。

聖座の内部的威信を補強できた第 2 の要因は、現教皇統治の最初の 10 年に関して 1987 年に発行した教会生活についての統計的データの中に確認できる。それらのデータの示すところでは、司祭叙階の数は全世界において徐々に、再び増加になってきている。新たな司祭叙階は司祭の死や離職との比較上は、今日では、ほぼそれを上回っている。神学生数は同時期の 10 年間、3 分の 1 だけ増加したが、そのような伸びも今では止まってきている。最後にこの同じ時期の統計では、一般信徒による運動は漸次上昇し（これらの運動に第二バチカン公会議は教会内で高い評価を与えた）、一般信徒の運動は聖職者たちを支援し、司祭叙階数を償うことで福音化の過程にいっそう貢献している⁽⁶⁷⁾。

1970 年代末の憂鬱な時期に比べて、上述のデータが肯定的な状態を示していることは、紛れもなく教皇の選択と指導を支持するようにキリスト教世界を励ましている。明らかに教皇は、2000 年までに歴史上初めてイスラム教徒が数的にカトリック教徒を上回るであろうとの統計予測を承知しているが、しかし、ヨハネ・パウロ 2 世は、どの宗教に未来があるか、またどの宗教が分解と衰退の組織的な過程にあるかとの問題に関連して、「信仰を統計の数量化によってなどでは決して答えられない」⁽⁶⁸⁾と確信する。安易な成功の約束などではありえない福音、即ちキリストが「小さな群れよ、恐れるな。あなたがたの父は喜んで神の国をくださる」（ルカ 12 章 32 節）と宣言する福音の観点から、その問題を内省し、瞑想する

ことによって直視しなければならない。ヨハネ・パウロ2世のメッセージを一層信頼できるものになっている第3の要因は、教皇自らが、誠意を以て教会を代表して自己批判を行い、かつて教会が歴史を通して世界に提示してきたあらゆる事例、即ち「信仰の証ではなく、反証言と汚職の現実となった思考と行動の道の光景」を想起することであった。ボイティワによれば、教会は「回心によってどんな過ち、不信仰、不一致、怠りであれ・・・その子どもたち自身を清めるように励まさずして、新しい千年期の出発点を越えることはできない。」「痛ましい1章は・・・特に幾世紀にもわたって不寛容の方法や真理に奉仕する暴力に対してでさえ示された黙認である…」のに対して、「優しく、また同時に力強く心を動かす真理それ自体の力によってのみ課せられるのである…」⁽⁶⁹⁾。ヨハネ・パウロ2世は次のことを示唆する。「全体主義政権による基本的人権の侵害…、不正や社会の周辺化などの深刻な諸形態についての多くのキリスト教徒の共同責任を直視する時、時として黙認にさえなってしまう多くのキリスト教徒の識別の欠如」を、今こそ我々は厳しく訴えなければならない。

教会史の暗黒の一時期について自己批判を目指す運動は、ヨハネ・パウロ2世によって着手されたが、主要な現代の国際問題に対しても、その立場をとる必要がかつてないほど徹底的に調査すべき要求を伴うことよってこそ、バランスを保って不断の深化がなされて行くように見える。

カロール・ヴォイチワの教えの最後のきわめて積極的な要素は、女性に対する平等な権利を真に達成し、諸国民と国際共同体の生活における女性の役割を刷新して、世界的に推進する綱領を綿密に作り上げることである。

将来の展望

教皇によれば二千年になる前の5年間に、聖座は自ら一連の優先目標を掲げなければならないであろう。まず何よりも教義上の対話とすべてのキリスト教徒によるエキュメニカルな祈りによって、「キリスト教徒たちの分裂は…世界にとってスキャンダルなことである」というキリスト教徒の完全な統一に向かって導かれる前進のプロセスである。二千年のヨベルの記念すべき聖年には、「完全な統一ではないにせよ、少なくとも第二千年期の分裂の克服に大いに近づく」⁽⁷⁰⁾キリスト教徒たちを見出すであろう。

他の主要な目標は、偉大な宗教との対話の促進であり、とりわけ、ユダ

ヤ人とイスラム教徒たちに優先を与えていくことである。このコンテクストにおいて、聖書の最も意義深い場所ーベツレヘム、エルサレム、シナイ山で諸宗教のための合同集会が行われるであろう。しかし、ヨハネ・パウロ2世は、「諸説統合の危険と安易で偽りの融和主義の危険を監視したい」と、宣言してきた。⁽⁷¹⁾

最後に、「世紀との対決」への献身は確固としてあり、キリスト教徒自身の間でも、また他宗教の信者との間でも、霊的交わりを大きくすればするほど、それだけ誓約は容易となるであろう。この著しい対比によって、教会が国際的に社会教説を一層普及すること、貧しい人や亡命した人を優先的に選択することをより強く訴えること、また、文明の危機、とくに技術的に進んだ西欧世界における文明の危機という広大な諸問題に対処することを目標としなければならない。更に、ヴォイチワもまた、聖年に際して「多くの国々の運命にのしかかっている国際債務の完全な免除とはいかないまでも、著しい削減について考える機会」⁽⁷²⁾を提案している。

聖座が新しく刷新された活力を承認することによって、教会の国際政治への介入の将来の増大のためにその意味について瞑想するように我々を導く。それは必然的なものとなるであろう。今日の世界で瞑想と交渉の必要がより大きくなれば、それは戦争に代わるべき唯一の選択肢であるが、使徒座のような精神的な性格を持つ法的存在がより有用となるだろう。事実、教皇庁は今日、第一世界、第二世界、第三世界、また第四世界との間のかけ橋として行動することが出来るし、またそれ故に、信仰告白による普遍性の境界を越えて全世界で行動する余地がある唯一の法的存在であることを記憶に留めておく必要があるだろう。

しかし、我々は、臨界点がさまざまに異なっていると考え、かつてなく増大してきている教皇庁のプレゼンスは、それが行動することによって、いくつかの道と結びつく。

国際関係の世界に登場するためには、聖座はその「政治的影響力」を行使する上で慎重でなければならない。(聖座という語は、「共通善への注意深い配慮」を意味する)常に道徳的告発ーそれは正当で必要不可欠であるがーを複雑な国際問題への表面的な道義的アプローチと区別して、その政治的影響力の行使ができる。事実、教会の社会教説は、直接の関心はその識別の尊重に否定的な影響を与えるであろうし、教会自身の中・長期的な

利益を損なうことになり、国際の平和と正義を害する、と教えている。最近書かれているように政治における宗教の重要性が一定のレベルを越えてしまうと、正義の戦争は必然的に聖戦となってしまう。神は元気を回復し、宗教はプロパガンダと動員の強力な手段と変化してしまう。正義の戦争は十字軍になり、如何なる価値評価もあいまいなものとなってしまうのである。

前述した危険は常に潜在的にあるが、我々の意見では、それはきわめて効果的にカトリシズムそのものによって抑制されている。とりわけヨハネ・パウロ2世は第2バチカン公会議の教義の有効性を完全に再確認したが、その教義では国家と教会は自律的であり相互に独立しており、双方が共に人間に奉仕するときに限り、国家と教会は協働する事が出来る。これがア・プリオリに排除するのは、国際的な政治問題に教皇が介入を増大すれば、倫理と政治の全体主義的結合になる、と教皇が自らの教えの中で福音に反するとして繰り返し非難してきた結果を招くだけのことになる。⁽⁷³⁾

註

- (1) 使徒書簡『レデンプトリス・ミッシォ＝福音宣教の新しい春』1991年。
- (2) 罪のないまだキリスト教を知らない人々の立場に関する教皇の考えの簡単な分析としてヨハネ・パウロ2世の「概観上は教会に所属していない人々の救済」を参照。1995年5月31日の一般謁見に際しての要理。
- (3) これらの人々によって提起された難問を直視するよう要請された活動に、「新しい福音」という表現が造られた。
- (4) 教皇が1995年1月9日に教皇庁へ信任状を受理された外交団に対して行った演説。諸民族共同体における教会の重要性を述べた演説、および世界との関係における教会の使命という問題に関する1995年6月21日の総会への要理を参照。ここでカロール・ヴォイチワは教会の資源を世俗の世界によって排他的にかあるいは優先的に吸収できるかどうか教会に問うことはどんな場合でも可能でないことを明らかにした。
- (5) 福音化の時代と契機に関する重要な省察としては、ヨハネ・パウロ2世の「福音化の秘跡」を参照。1995年4月26日の一般謁見に際しての要理。
- (6) それが再び使用されたのは、公会議事務局による特別な介入の後の『現代世界憲章』だけである。

- (7) 教皇書簡『オクトジェジマ・アドヴェニエンスー回勅「レールム・ノヴァールム」』公布八十周年を迎えて』
- (8) 引用文は回勅『ソリシチュード・レイ・ソシアリス＝真の開発とは』から。
- (9) この声明は回勅『チェンテシムス・アンヌス＝新しい課題』に出ている。
- (10) それは教皇自発教令によってつくられたし、教皇庁正義と平和評議会と共同作業を行っている。その座長をつとめるのはフランス・コレジュのメンバーで、またその31名の構成員中の一人であるカトリックの経済専門家エドモンド・マリボーである。この31名の中には、信徒であるアメリカ人のノーベル賞受賞者ケネス・J・アロー、ドイツ連邦銀行会長ハンス・ティトマイヤー、前ポーランド首相ハンナ・ザフホスカ、そしてロシア人セルゲイ・アベチンセフなどであり、将来は40名になる。
- (11) E. パウラト『司教団文書の認識論』に出ているが、1993年4月1-3日フライブルグにおける「五大大陸の司教団の教説」に関する国際会議でのある演説は、米国とアフリカの今世紀の司教団文書にもっとも頻繁に出てくる用語数の間の以下のような比較を用いた相違を際立たせたものになっている。米国－家族21。社会福祉、人権17。貧富の不平等16。国家/国家主義、労働経済システム15。貧困/貧乏、経済開発13。ストライキ、大衆受けする開発・教育・訓練12。アフリカー教育81。家族7。人権70。労働61。収賄53。社会平和52。倫理的価値4。体力、健康43。農業、福祉43。大衆受けする開発…。
- (12) ユニオン・ド・マリネス（ベルギー）の出版。
- (13) 『平和の挑戦－神の約束と我々の応答』。主要な国際諸問題について米国司教団が提起した行動規範の検討として参照。
- (14) 『万人に経済正義を－社会的教えとアメリカ経済』11月に採択。
- (15) アフリカ司教団シノドス、「キリストは生きている、われらも生きる」という閉会メッセージを1994年5月6日に公表し、その中で特に難民の問題、アフリカ大陸の貧しい人々、部族、人種間紛争の諸問題、真の民主主義的政治経済の移行の必要性およびメディアの役割が述べられている。
- (16) 使徒憲章『フィディ・デポジトウム』。
- (17) これらの明確化は、さまざまに異なった住民たちの伝統や文化によるキリスト教のメッセージの出会いに教皇が払ってきた不断の注目に沿っている。
- (18) 最初の世紀の終わりに用いたディグケー。聖アウグスティヌスのデ・カテキザンデス・ルディ。聖トマス・アクィナスのカテキーシスの4つの基本問題に関する簡潔な小曲。使徒信条、主の祈り、掟および秘跡。カテキズム。ピオ10世のカテキズム、1955年のゲルマニア教区のカテキズム（25ヶ国に翻訳）。パチカン公会議後、さまざまな司教会議が作成し、使徒座が認可したさまざまなカテキズム。

- (19) 『カトリック教会のカテキズム』の第3部1節, 2章を参照。
- (20) 同上第3部, 2節, 2章
- (21) 同上2章
- (22) 同上
- (23) 同上
- (24) 同上
- (25) 同上
- (26) 回勅『新しい課題』
- (27) 1969年に行った演説に含まれている。
- (28) 『現代世界憲章』
- (29) パウロ6世が1965年10月4日, 国連総会で行った演説の中でこのことについて言及した。詳細な分析はP. モンニ『国連』(ローマ, 1979)を参照。
- (30) 教皇庁正義と平和評議会, 1976年, 作業文書1号『教会と人権』
- (31) 中でもとくに, 経済的, 社会的, 文化的諸権利および市民的, 政治的諸権利に関する二つの国際条約, それに関連する議定書(1966年決議2200号21)は, 国連総会で採択された。人種差別の根絶に関する国際条約(1965年12月21日)。教育の現場における差別に関するユネスコ条約(1960年12月14日)。決議1503号XLVIIIで熟慮され, 差別的措置に反対する闘いおよび少数者を保護するための小委員会に明確な基準に基づいて人権侵害の報告を分析するための作業グループを発足させる権能を与えた1970年国連経済社会理事会で承認された手続き。
- (32) 次の論題について, いかなる形態での宗教的不寛容の除去, 政治的庇護の権利, 情報の自由, 結社の自由と平和な集会の擁護, 家族の自由と福祉の正当な保護, 社会環境と労働世界における子達の保護
- (33) とくに, そのような事項に関する専門的研究をすること, 人種主義を根絶するための新しい形態の行動と介入を奨励する。
- (34) 女性の政治的権利に関する条約を最大の努力で批准するように諸国家に呼びかける。女性に対するいかなる差別の撤廃に関する宣告の実施の推進, 母としての家計と生命の源泉の保護者としての, 人類の最初教育者としての女性の役割を擁護する。既婚者, 働く女性によりよい社会的地位および彼女たちの権利のより適切な承認を, とりわけ法的離別, すなわち寡婦となった場合, 自らの子たちを保護する権利の促進。女性の権利を擁護するための国内レベルでの具体的なイニシアチブに基づく行動計画を採択するように諸国家に勧告する。
- (35) 老人, 病人および障害者のような特定の状況に置かれている集団の人々の明確なニーズに対して, 人権をどのように広げ適用するかの研究をすることによって。
- (36) すなわち, 既述の宗教の自由の権利に加えて: 出産・生存・必要な栄養摂取の

権利、文化と教育の権利、外国籍の労働者の権利、会社の管理面、または報酬の面における分担可能な、ふさわしい就労への権利。

(37) この件で最終的な管轄機関である人権のための普遍的な裁判所または法廷を設置する構想の促進：国連に人権のための高等弁務官事務所を創設し、超国家的な性格をそこに付与して、すべての国家の内政の独立性を考慮に入れた、同時に国連によって容認され、漸次立法化されてきた特定の国際司法上の諸原則を、諸国家が決してその遵守を怠ってはならない。そのような諸原則を尊重する理念の普及。ヨーロッパや汎アメリカ委員会の実例にならって、地方または地域の人権の諸問題を理解し、解決するためのより適切な機関としての調停法廷または地域裁判所、地域委員会の設立などの提案を推進する。人権の遵守および実施を監視するためにヨーロッパ人権委員会が熟考したような法的手続きについて、また、国際労働機関（ILO）が実施してきた一時的および恒久的監視について示唆する。人権侵害に対する国連の抗議に、可能なら何時でもまた状況が必要とする時には、教皇の参加と道徳的支持を提供する。

(38) この点、旧チェコスロバキアにおける憲章 77 の幾人かの構成員の人々の運命を想起することは重要である。

(39) 国連や（宗教の自由に関する 1981 年の宣言を参照）、また全欧安保協力会議（CSCE）のプロセスの間でも（1989 年のヘルシンキ宣言とウィーン条約を通じての同じ論点に関して、そこで得た諸結果を参照）意義深い結果に達している。

(40) 上述の評価はヨハネ・パウロ 2 世によって、回勅『新しい課題』の中で深く分析されて来た。その上、この文書の中の言明は、世界銀行で組織した円卓会議の主題であった（1991 年 10 月、パリ）。この会議の間に使徒座の積極的な人道主義的アプローチと民主主義的資本主義体制のよりよき適応に関する現実的な判断に沿って、人権と人口統計学的な諸問題との間の関係のみならず、女性としての母親の役割とともに女性自身の職業上の向上を保護する女性の権利を、この教説ではもっと徹底して発展させる必要があることが強調された。

(41) 回勅『真の開発とは』

(42) 同上

(43) 回勅『マーテル・エト・マジストラ＝キリスト教の教えに照らしてみた社会問題の最近の発展について』

(44) 回勅『オクトジェシマ・アドヴェニエンス』

(45) モツ・プロプリオ『ヴィタエ・ミステリウム』

(46) その理事長はチリのサンチアゴの教皇庁立大学の学長で、医者であり、生物学者でもあるジャンドデオス・ビアル・コルレア教授である。副理事長は、教皇庁家族のための評議会事務長エリオ・スグレキア卿である。理事会の構成は 5 名、

次の30名の顧問が補佐する。ヨーロッパ22, アメリカ7, アジア4, アフリカ1, オセアニア1である。

- (47) 1982年6月25日付の国連難民高等弁務官宛ての彼の書簡を参照。
- (48) Path to Peace 財団が教皇庁プラゾデ・ヴェトロで(1993年3月9日-10日)開かれた円卓会議に提出された「移民と巡礼者のための援助と司牧」に関する教皇庁委員会によって準備された文書。
- (49) 深い分析としては、とくにエキュメニズムに関する諸原則と諸規則の1993年度新版を参照。教皇書簡の1995年5月2日は「オリエンターレ・ルーメン」、エキュメニカルな参画に関する1995年5月25日は回勅「ウナム・シント」。1995年6月29日に採択されたヨハネ・パウロ2世とエキメニアの総主教バルトロメウ1世による共同宣言。トリエント公会議450周年記念に対し1995年4月30日、教皇が行った演説、エキュメニズムに向けての神学者たちの献身に関する1995年8月2日の一般謁見での要理。
- (50) そのような対話の必要性を扱ったカロール・ヴォイチワのさまざまな演説の中から次のものを参照。1995年1月21日、コロンボでの他宗教諸派の指導者たちの前で行った寄進文。1995年12月3日、日本司教団アド・リミナ訪問の際の演説。1995年8月28日、インド司教団アド・リミナ訪問の際の演説。1995年8月26日、フリアス・マイノール修道会の司祭たちへの演説、その中でイスラム教徒との対話は聖フランシスコまでさかのぼることを強調している。
- (51) 1994年1月6日付。
- (52) 1994年1月15日、教皇庁で外交団に行った演説。その場合、明確にされたことはカロール・ヴォイチワの見解では、自決は国際協力の開始への出発点にすぎないのであり、それは決して孤立主義の政治や世界の他の民族の排除に導いてはならぬということである。
- (53) チェコとスロバキアの民族が相互に独立する形となった1993年の出来事後、はじめてプラハに到着した1995年5月20日、教皇はいかに根本的な自決の必要が相互の尊重と平和の内にできるかに関する明瞭な出来事であることを示唆した。
- (54) 1995年5月8日、ヨーロッパにおける第2次世界大戦の終戦第15回記念に際してのメッセージの中で、教皇は再び武力紛争の主題を提示した。
- (55) 教皇庁正義と平和評議会『国際武器貿易—倫理的省察』
- (56) とくに、次のものを参照：ラ・ソンエタ誌No.4 1994年。1993年11月17日、米国司教団宣言—「正義の実は平和のうちに蒔かれる」カトリック文献誌, 2088号, パリ, 1994年; クリスチン・ド・モンテクロス「Le Saint-Siège et l'ingérance humanitaire」, エチュード誌, パリ, 1994年5月; R. エチエガレイ(教皇庁正義と平和評議会議長)「Ingerenza umanitaria: diritto dei popoli」, イ

ルレンゴー・アリタリア誌で出版されたインタビュー、1994年、8月号。このインタビューで指摘しているのは「数年前にフランスで主張された人道的介入という概念が、援助活動、とりわけ国内紛争の犠牲者のため賛同するような活動の妨害に直面する人道主義の諸組織の増大する心配」に対してどのように回答となるかということである。

- (57) 回勅『パーチェム・イン・テリス＝地上の平和』
- (58) 国連事務総長、ブートロス・ガリへの1993年3月1日のメッセージ。
- (59) R. エチエガレイ、インタビューからの引用
- (60) 1980年8月25日、国連の開発のための第3の10年を開始した特別総会におけるメッセージ。
- (61) 同様に責任を行使することについての重要なメッセージが、ヨハネ・パウロ2世からそれぞれ新任のドイツ大使（1995年6月12日）とイギリス大使（1995年6月17日）の信任状奉呈式の際に送られた。
- (62) とくに、教皇庁正義と平和協議会『世界の発展と経済制度』バチカン、1994年を参照。
- (63) 1995年7月1日、ヨハネ・パウロ2世がスロバキアの司教団との会談で表明した概念を参照。そこでは、多くの西欧社会で猛威をふるっている物質主義を単に受容するのではなく、いまこそそれに闘う目的をもった新しい福音化をする時がきたことを強調した。
- (64) 1994年5月29日、アンジェラスの時期にヨハネ・パウロ2世によって紹介された。
- (65) 1994年11月17日の使徒的書簡『テルチオ・ミリオニオ・アドベニエンテ＝紀元2000年の到来』は、紀元2000年の聖年の準備について書いている。教皇は特別の意味をこの行事に置いていることは、すでに過去17年の間に書かれた回勅『レデンプトル・オミニス＝人間の購い主』（1979年3月4日）や『ドミヌム・エト・ヴィヴィフィカンテム』（1986年5月18日）などに明確に示されている。
- (66) 使徒的書簡『紀元2000年の到来』参照。
- (67) この関連で、とくに1995年5月30日、ブラジル北部第1地域の司教団のアドリミナ訪問の際、ヨハネ・パウロ2世が行った演説「一般信徒の役割」を参照。
- (68) ヨハネ・パウロ2世『希望の扉を開く』ミラノ、1994年。
- (69) 使徒的書簡『紀元2000年の到来』参照。
- (70) 同上、またヨハネ・パウロ2世『希望の扉を開く』も参照。
- (71) 同上。
- (72) 使徒的書簡『紀元2000年の到来』参照。
- (73) 教皇は彼の著書「希望の扉を開く」で、原理主義的運動が勢力を持っている

国々では、人権や信仰の自由の原則は、残念なことにきわめて一面的に解釈され、信仰の自由はすべての国民に「真の宗教」を押しつける自由という意味で理解されている、と述べている。

John Paul II and World Politics : The Search for a New Approach

Ugo Colombo Sacco

SUMMARY

1. THE INTERNATIONAL PRESENCE OF JOHN PAUL II
 - The Pope from the East
 - The itinerant papacy
 - The Affirmation of an International Social Doctrine
 - The Increasing Role of Bishops from All Continents
 - International Relations Become Part of Catechism for the First time
2. GUIDELINES FOR GOVERNMENTS
 - 2.1 THE CREATION OF A WORLDWIDE CIVILIZATION OF HUMAN RIGHTS
 - John Paul II, the "Crusader of Human Rights"
 - 2.2 THE PROTECTION OF THE RIGHTS OF PEOPLES AND NATIONS
 - The approach of John Paul II
 - 2.3 THE DEFENCES OF PEACE AND THE "JUST WAR"
 - The Proposals of John Paul II to Prevent and Reduce the Disasters of War
 - 2.4 THE DUTY OF HUMANITARIAN INTERVENTION
 - 2.5 COOPERATION FOR DEVELOPMENT
 - The intervention activities of John Paul II
3. AN ETHICAL BEACON AT THE SERVICE OF THE INTERNATIONAL COMMUNITY OF THE THIRD MILLENNIUM
 - The new international authority of the Holy See Future outlook

冷戦再考

加 藤 周 一
(評論家)

1. 冷戦再考の意義

今日の私の講演のテーマは「冷戦再考」です。

なぜ、今日冷戦について語るか、それには3つの理由があります。第一に、冷戦の時期はおおよそ戦後の50年間に重なっています。現在では、ソ連が崩壊して冷戦が終わった。冷戦の時期からは歴史的な距離が出来たので、あらためて客観的に考えることが出来るはずです。第二に、今まで公開されていなかったソ連側の資料が次第に見れるようになってきました。私自身がそれを調査したわけではありませんが、その内容を考慮して冷戦を考えなおす必要があるでしょう。第三に、過去の出来事ではありますが、冷戦をどう解釈するかということは現在の世界をどう解釈するかということと関係しています。だから冷静に、客観的に、新しい資料を利用して、冷戦を振り返り、今まで惰性的に考えられてきた見方を根本的に検討する必要があるのです。

2. 冷戦の見方

冷戦について今日まで、公式または非公式に、広く世間に流布された考えはどういうものであったか。その第1は、ソ連では万事がまずくいつている前提です。政治的・経済的・イデオロギー的・文化的な領域にわたる反共宣伝。それに加えて、ソ連の国際社会に対する態度が、原則として拡張主義的であり、攻撃的であるという前提です。そのことからほとんど自動的に「ソ連の脅威」という考えが出て来ます。それに対して、西側の国がアメリカを中心として防御的に反応した、これが冷戦の本質であり、根

本的構造だという考え方です。そういう冷戦の解釈から、「資本主義勝った、社会主義負けた」と大合唱も出て来たわけです。

第2に、冷戦後世界の平和を維持するために、米国を中心として一種の世界警察のようなものをつくるという考え方があります。どうして米国中心かという、唯一の“超大国”で、経済的にも軍事的にも、世界最大最強だからです。またそれだけではなくて、さらにその背後に米国は善玉であるという冷戦から引きついだ考え方があります。冷戦の考え方は“白か黒か”，“善か悪か”です。すべてのことがソ連ではまずくいつているはずで、逆にアメリカではうまくいつていなければならない。世の中にまずいことがあるとアメリカが警察的にこれを解決する、悪者はアメリカが“罰する”，要するに“パックス・アメリカナ”ということになるでしょう。国連の役割も主としてそういうものです。国連を通じてアメリカが活動する。その最大のものが湾岸戦争です。国連の名のもとに多国籍軍一といっても実際的には主として米軍一が大がかりな戦争を行う。冷戦時代では朝鮮戦争、冷戦後では湾岸戦争。とにかく，“パックス・アメリカナ”，つまり米国の力で世界秩序を維持しようとする考え方の背景は、冷戦以来の米国善玉説です。

冷戦の第3の傾向は、情報の操作です。冷戦当時アメリカでは比較的情報が公開されて、いろいろなことを知ることが出来ましたが、ソ連に関しては極端な秘密主義のために、公的な資料を手に入れることがきわめて困難でした。そのために西側ではクレムリノロジー＝クレムリン学というものが生じたほどです。クレムリンをよく観察することなのですが、なにしろ壁が厚いので何も見えない。結局、指導者が何かの祝典でどの席に座ったか、上を向いたか下を向いたかというようなことを観察し、分析して、どうせアテにならない結論を抽き出す占いのような“学問”です。スターリンがもうすぐ死ぬだろう、という話を、“専門家”から何度も聞かされました。しかしそういうデータ不足にもとづくデタラメばかりでなく、冷戦の時には、まさに熱戦の時と同じように、世論を操作するための意識的なウソも豊富でした。冷戦中の両方の政府が言っていたことの“偏向”は、偶然ではなく、少なくとも発言の一部が意識的に計画的に作られた戦争宣伝であったからです。

しかし無意識的な戦争心理が政府をも含めて大多数の人々に作用したと

ということもあるでしょう。戦争心理というのは、味方が良くて相手が悪いという善玉・悪玉主義ですが、それが極端になるため、実際よりも悪く相手のことを言い、実際よりも良く自分のことを言う。客観的に何が起っているのかを知ることは難しくなりました。

第4に、日本も含めていわゆる西側に入ってくる情報の大部分がUPやAPのような米国の通信社を経由した、一経由しているということがあります。フランスにはAFP、イギリスにはロイター、日本には共同通信がある。しかし、UPやAPは早さとカバーする範囲で圧倒的です。米国の中に経由のニュースに無意識的な偏向があると、その影響は各国に及びます。

そこで一般大衆向けのニュースと専門家が言うこととに食い違いが出てくることがあります。たとえば、同じ米国の新聞の中でも第1面に米ソ間の“ミサイル・ギャップ”のような大衆向け、議会向けの記事があって、他方目立たないところに、核軍縮に関する米国の交渉担当者、専門家の客観的な意見が出ていたことがありました。彼らは“ミサイル・ギャップ”を問題にしていない。だから専門家の言っていることに注意しなければいけません。仏教の語を用いるならばこれは顕教と密教です。

また戦後、かなり多くアジアやアフリカやラテンアメリカで、社会主義モデルで近代化を図ろうとする国があらわれました。そういうことを西側はたいへん心配し、ソ連では何もかもうまく行っていないという宣伝をくり返しました。もしそうであったとするなら、なぜ第三世界でこれほどまでに社会主義モデルが受け入れられたのでしょうか。

また、ソ連の人民は悲惨な状態だという宣伝が盛んに行われていました。たしかに豊かではなかった、しかし悲惨なほど貧しかったわけでもないでしょう。もしそうならばゴルバチョフの自由化に対し、モスクワの知識人たちが熱狂的であったにも関わらず、一般大衆が大部分が冷たい反応しか示さなかったことの説明がむずかしいでしょう。本当に極端な貧困と抑圧で悲惨であったのなら、自由化に希望を記しそうなものです。最近の選挙でも、半分位は昔が懐かしいと言う人たちです。ゴルバチョフの自由化が始まってから、それまでブレジネフの時代には手に入っていた生活必需品が入らなくなったということがあるからでしょう。何が悲惨なのかをはっきりさせないで、ソ連人民の生活が悲惨だという念仏をくり返して

いたのは、単に感情的で、漠然として、現実を直接に叙述しない宣伝にすぎません。まさに冷戦が生んだデマゴギーの典型の一つです。もしそれを信じた人があるとすれば、その人は二度だまされたのです。まず大日本帝国の“聖戦”の宣伝にだまされ、一大日本帝国の崩壊後に“聖戦”実は侵略戦争となりました、戦後は反共宣伝にだまされた—ソ連崩壊後に社会主義国の何もかもが悪かったのではなく、大いに悪いところがあり、大いに良いところもあった、ということになったのではないのでしょうか。二度あったことことは、三度あるおそれがあります。故に冷戦の終わった後、冷戦の流布させたウソをはっきりさせる必要があるのです。

3. 冷戦構造の2つの側面：シンメトリカルなものとアシンメトリカルなもの

冷戦の構造には、二つの面があると思います。一つはシンメトリカル・ストラクチャー＝左右対称的な構造であり、もう一つは、アシンメトリカル・ストラクチャー＝非対称的な構造です。

対称的な構造というのは、米国とソ連が主役であるとして、ソ連を左に、米国を右に置けば左右対称になる構造です。二つの国の関係は軍事的、主として核兵器に関する競争です。米国は西ヨーロッパを勢力圏に、ソ連は東ヨーロッパを勢力圏にして、左右を分ける真ん中の線が決まっていました。米国と日本との関係で中心になったのは安全保障条約です。それから西ヨーロッパとの関係で中心になったのは NATO＝北大西洋条約機構とマーシャル・プランです。ソ連と東ヨーロッパとの関係ので中心は、ワルシャワ条約です。ソ連と中国との軍事同盟もありました。全く左右対称的です。

しかし、今言ったのは全世界のことではない。ヨーロッパは、西ヨーロッパと東ヨーロッパに分かれ、アジアでは日本と中国が相対していたのですが、その他の世界では、米ソの勢力圏の間にいわゆる第三世界の広大な地域があります。その第三世界は政治的に不安定なところが多い。アフリカでも、アジアでも、ラテンアメリカでも。

また、政治的な安定または不安定とは別に、中立の立場を執る地域があります。典型的にはインドです。それから状況に応じて左に行ったり、右に行ったりする国が多いのはイスラム圏です。エジプトが典型的でしょ

う。東南アジアの国も左へ行ったり、右に行ったりする。たとえばヴェトナム。インドネシアも大きく揺れました。その中でタイはあまり動かなかった国です。

中立主義は西ヨーロッパから出てきません、東ヨーロッパからも出てこない。中国からも、基本的には出てこない。日本からも出てきません。しかるに第三世界には中立主義的傾向をもつ国が多かった。ネルーのインドがその中心だったといえるかもしれません。そしてチトーのユーゴスラビアはヨーロッパでの例外です。中国はソ連と対立してからは、米ソ間で中立したというよりも、両面からの圧力に耐えたのです。

しかし、中立主義の理想とは逆に、本当に軍隊が発砲する戦争が第三世界ではしばしば起りました。冷戦時代に起こった典型的な戦争は、朝鮮戦争とベトナム戦争です。それ以外の戦争も、みんな第三世界が舞台です。ソ連がアフガニスタンでやった戦争も第三世界です。その意味で米国とソ連と完全に対称的です。どちらも東と西のはっきりした境を越えようとしなかった。一兵といえども、西側から東側に、たとえばハンガリーやポーランドに入るということはなかった。逆もまた真で、ソ連側が、一それが大事な点ですが、少なくともヨーロッパで、西側へ、たとえば西ドイツやオーストリアへ入ろうとしたとは、一度もありません。

確かにソ連軍は動きました。しかし、いつも東ヨーロッパの内部においてです。年代的に言うと、まずハンガリー、ブダペストでは、戦車隊が発砲して大勢の市民を殺しました。それからチェコスロヴァキアでは、殺さなかったけれど、戦車隊がプラハに入りました。ポーランドではワルシャワに戦車を入れなかったけれど、脅しをかけました。国境に集めて軍事的圧力を加えたのです。そういうふうにソ連は軍事的圧力を加え、必要だと思えば実際に軍事的行動をする。しかし、それは東西ヨーロッパの境の内側に限られていました。オーストリアを脅したのではありません。オーストリアはほとんど無防備です。ソ連の戦車隊がヴィーンに入ろうと思えば明らかに入れたでしょう。ハンガリーとオーストリアの国境は平原です。軍事的には戦車隊を入れるのに困難はなかった。しかし、ソ連はそうしようとしなかった。その理由は、政治的であり、東西の勢力圏の境界を尊重する—したがって米国と対決を避ける—基本的な態度に係わっていたに違いありません。

米国がヴィーンで活動して、決してブタペストには入ろうとしなかったのとシンメトリカルです。そう考えれば、ソ連の脅威といっても、日本をソ連が軍事的攻撃することはありそうもないことです。ブダペストでソ連の戦車隊が発砲したからといって北海道でも発砲するだろうということにはなりません。北海道ははっきりと米国の勢力圏で、ソ連の勢力圏の外です。冷戦時代に米ソが、はっきりした線を越えようとしたことは一度もありません。

第三世界では米ソはどう行動したのか。さきほど言ったように、ある場合に、ベトナムの戦争とか、アフガンの戦争とか軍隊を使って本当に戦争をしてしまいました。しかし、それは大体アメリカに有利な政権がある第三地域で、その政権がぐらついてきた時、形式的にはそれを守るという形での戦争です。ベトナムがそうです。サイゴンの政府は非常にぐらぐらしていた。そもそも米国の傀儡政権ですから、それが危機に陥れば米軍がテコ入れする。そして戦争になりました。

アフガニスタンではカブールに親ソ政権があった。親ソ政権はソ連の傀儡に近かったでしょう。ソ連が支援して成りたった政府です。ところがイスラム教徒の反撃があって危なくなってきた。それを助けるという名目で、ソ連はアフガンに介入しました。

そのほかのところでは、ソ連は、公然たる軍事行動ではなくて、秘密に隠れた形で、外国の政治に干渉していたのでしょう。米ソともにそういうことをしていて、それも見事にシンメトリカルです。しかしアシンメトリカルな面もある。

非対称的な面にはどういうことがあったか。

第1は、西ヨーロッパに対する米ソの態度です。米国は西ヨーロッパで軍事力を使用したことが無い。ソ連は東ヨーロッパでは軍事力を行使しました。それは対称的ではありません。たとえばフランスがフォンテンブローから NATO 司令部を追い出した。アメリカの軍事基地はフランスの国境内にはありません。しかし、米国は何も報復しなかった。パリを爆撃したり、ドゴールを CIA が暗殺したりしなかった。そこが米国の行動の、ソ連と違うところです。ソ連はヨーロッパで誘拐し、暗殺し、それでもダメなら戦車隊を使った。米ソの行動はシンメトリカルではありません。

第2点は直接に米国とソ連との間に起こった軍備競争です。核兵器に関

する技術では米国が常に先行していました。原子爆弾を最初に製造したのは米国です。ソ連がそれを知ったのはヤルタ会談です。1945年5月のドイツの降伏と8月の日本の降伏の間でアメリカが原爆の実験に成功したということをソ連は知っていた。ソ連が採った対抗手段は2つあります。戦争が終わってもヨーロッパにいたソ連軍を動員解除しなかった。原爆の圧力に抵抗するために、通常兵器の巨大な地上軍をヨーロッパに維持しました。もう一つの対抗手段はソ連自身の核兵器開発です。

そこでソ連に原爆が出来ると、今度はアメリカが水爆を開発しました。爆発力は、原爆の何百倍になります。そこでソ連も後から水爆を造った。同時に核兵器の運搬手段の競争も起こりました。爆撃機からミサイルへ。ミサイルの単数弾頭から多数弾頭へ。MIRVもアメリカが先に造りソ連が追いついた。核兵器競争は、少なくとも技術革新において、米国の先行、ソ連の後追いという形で、すなわちアシンメトリカルに雁行したのです。

アメリカ政府がソ連とのミサイル・ギャップの話を持ちだすのは、8月から9月ごろが多かった。季節労働者という言葉があるが、これは軍事費増額を狙った季節的ミサイル・ギャップです。

ところが国防省の専門家たちは、他方で、冷静に、20か30項目くらいの軍事的ハイテクノロジーの水準の米ソ比較をしていました。それによると、2項目くらいは平等、残りの項目では、米国の方が進んでいて、ソ連優勢の項目はない、という結論でした。要するに、軍事技術的なスペリオリティは米国にあったので、ミサイル・ギャップというのは季節的な予算決定前の宣伝で、真に受けるのがバカらしい話です。米国には情報公開の伝統があるから、国防省専門家の調査の結果もある種の新聞は報道していました。先にも触れたように、その記事が第一面の大見出しではなかったけれど。余談ながら新聞は小さな記事にも注意して読んだ方がよいということです。とにかく、それが軍事競争に関するアシンメトリーです。

第3のアシンメトリーは、これはもう言うまでもないと思うのですが、米ソの国内問題です。経済的には米国のGNPの方がはるかに大きい。もう一つ、米国の技術はあらゆるところでピラミッド型です。クリネックスからミサイルまで。ところがソ連の技術は逆ピラミッド型です。ミサイルは米国と拮抗するかも知れないが、クリネックスやタバコのライターはな

い。ライターを造らないで戦闘機を造るということです。それは不思議なことでもありません。実際、1930年代の日本もそうでした。あのころ自動車で外出するのは、おそれ多くも天皇陛下で、一般市民は歩いたり、市電に乗ったりしていました。

日本は乗用車を造らず、いきなりタンクや戦闘機を造っていたのです。戦闘機を造るには、自動車とは比べものにならないほど高度な技術が必要としています。そこにあらゆる技術と乏しい資金を投入したということです。

要するに、米ソのアシンメトリーは経済的にみてGNPの大きさだけではなく、構造上のピラミッド型と逆ピラミッド型の違いでもありました。また政治的にスターリンの時代のソ連には極端な独裁政治で、民主的ではなかった。米国はある程度は民主的な国です。ある程度と言うのは、他の国よりは比較的民主的であるということです。ソ連は大きな国で全然民主的じゃない。米国の政府もちろん悪いことをしたし、今でもしているけれども、スターリンは100万人以上の大量殺人をしました。どんな米国の大統領でも自国民を、犯罪人であろうとなかろうと、何百万という単位で殺すということは考えられない。アメリカでは、南北戦争以来そんなことはありませんでした。これは明らかに国内の政治的体制の米国とのギャップの大きさを示すものでしょう。

4番目のアシンメトリーは文化です。戦後五十年間、文学でも、絵画でも、音楽でも、踊りでも、米国に独創的な仕事がたくさんありました。世界の指導的な国の一つです。ソ連は、まあ人によって意見が違いますが、私は芸術的創造性に乏しかったと思います。極端な保守主義です。しかし、認めなければならないのは、ソ連の芸術は技術的には非常に優れていたという点です。オーケストラも非常に良かったし、ダンスも技術的に高かった。たとえばボリショイ・バレエのダンサーは、世界中でいちばん高く飛び、いちばん長く回転することができました。しかし、振付けの独創性は、ニューヨークバレエに及ばなかった、ということです。モスクワ芸術座の役者は、脇役の脇役までうまかった。しかし演出に新しい解釈がない。恐らく世界で最も俳優がうまいのは、今のところでは英国とソ連でしょう。ただし独創性は限られていた、というのが文化のあり方です。表現の自由があれば、文化が創造的になるとは限りません。しかし表現の

自由がなければ、文化は創造的になり得ない。スターリンのソ連だけではなく、15年戦争中軍人の支配した日本国でも同じことです。

4. ソ連の脅威？意図の問題・手段の問題

もう一つ話しておきたいのは、“ソ連の脅威”ということです。我々には安保条約があり、自衛隊があり、沖縄に米軍基地があって、たくさんの予算を使っている。その根には、自民党が唱えた戸締り論があります。防備がなければ外国が日本に入ってくる。どの外国が入ってくるかというと、中国にはその能力がないし、韓国にもフィリピンにもない。それはソ連だという考えです。ソ連に対して戸締りが必要だという考えは日本の戦後史のかなりの部分を占めてきました。この考えがどこまで本当なのか、少し詳しく考えることにします

“脅威”というのは、二つの要素からなっています。第1は、相手方にもその意図があるかどうか、軍事的手段を使って日本を攻撃する、あるいは占領することによってどういう利益があるかという意図の問題です。第2は、たとえ日本を攻撃する意図があっても、そのための手段がなければ実行できない、その手段があるか無いかという問題です。相手は手段があってもその手段を使って戦争をして利益を大きくしなければダメです。ソ連の軍事力は日本攻撃の十分条件ではなく必要条件です。十分条件は意図＋手段です。その意図を確実に知ることはおそらく出来ないでしょう。しかしそれを想像するための、いくつかの根拠はあります。

私の想像の根拠は、3つです。第1は大衆の感情です。独裁的な国家だから大衆の感情を無視して何でもできるというのは全くのナンセンスです。そんな馬鹿なことはありません。独裁者だから大衆の感情を無視できるのではなくて、大衆の感情を無視しないから独裁者になっていられるのです。第2はある程度客観的に計算できる利益と損害の差引き勘定です。第3はそれから出てくる結論をチェックするための歴史的な経過です。いままでどういう行動をとってきたのかということは、将来の行動を予測するための十分な資料ではないけれど、ある程度まで特定の予測を支持する状況証拠にはなり得るでしょう。

まず第一の点について。ソ連国民の十人に一人は第二次大戦で死にました。これはドイツの場合より高い比率です。ソ連国民の十分の一が死んだ

のです。この事実は、二十年や三十年、五十年経っても到底忘れられないでしょう。もちろん戦後の状況も非常に苦しかった。戦後も、戦争に勝ったにも関わらずソ連では非常に反戦的空氣が強いと思います。第二次大戦もドイツ側からの攻撃に抵抗したもので、ソ連側がしかけたものではありません。状況は米国の場合と違います。ガルブレイスはどこにも国民が何代にもわたって伝えていく国民的経験というものがあると言い、それを“国民的記憶”と呼んでいます。

そしてどこの国でも戦争は国民的記憶になっているという。英国では第一次大戦と第二次大戦の両方でしょう。第一次大戦の方が大きいかもしれない。フランスでも、第一次大戦。ドイツとロシア、また日本では、もちろん第二次世界大戦です。

国民的記憶に對外戦争のなかったのは、米国に固有の現象だ、ということです。アメリカ人と違って、ロシア人は反戦的です。ソ連の脅威と言っても、ソ連が道楽に日本を攻撃することはないでしょう。よほど致命的な国益がからんでいるか、日本側から攻撃されないかぎり。

そこで第2の点、国益の問題。日本攻撃のソ連にとっての利益は何か。損失は何か。まずリスクは非常に大きい。日本は明らかに米国の勢力圏内に入っているから、基地があろうと無かろうと日本攻撃には米国が反応します。もしアメリカ軍と衝突したらそれはカタストロフ＝破滅です。ソ連にとって日本攻撃は、西ヨーロッパ攻撃と同じように、あらゆる犠牲を払っても避けたいことでしょう。

次に日本を攻撃すれば、どういう利益を得られるか。日露戦争の溜飲が下がるというだけでは余りに金がかかり、余りに危険が大きいです。日本の工業力は、戦争すれば破壊されて、すぐには使えません。工業力を温存しての日本占領は、原爆を使っても使わなくても、きわめて困難でしょう。したがって、工業力を利用するために日本と戦争をするのは、合理的な行動ではないということになります。しかもそれだけではなくて、第二次大戦後、東ヨーロッパそのものを維持することさえソ連にとっては容易でありませんでした。東ヨーロッパは非常な負担でした。ソ連側の人も当時そう言っていました。当時我々が東ヨーロッパに行ってみても、そこには激しい反ソ感情がありました。他方、ソ連の経済的援助は大きかった。ポーランドでさえも燃料はソ連からきていましたし、ハンガリーもそ

うです。

ソ連が東ヨーロッパから略奪したというのも本当らしいけれども、油を送っていたことも事実です。ソ連にとって東ヨーロッパは安くなかった。反ソ感情の強い国々を、ソ連圏（社会主義圏）に引き留めて置くために、どういう手段を講じるかは大問題だったでしょう。西ヨーロッパでの米国とちがって、ソ連が東ヨーロッパで武力を使ったのは、使いたかったからではないでしょう。もちろん“マルクス主義”とも何らの関係がない。（余談ながら、ソ連の対外施策とマルクス主義を結びつける議論は、マルクス主義文献をロクに読んだことのない人の空想にすぎません）。ハンガリーを社会主義圏につなぎ止めるために、残された唯一の手段が戦車隊だったから、彼らはブダペストに戦車を送ったのです。少なくともソ連側はそう考えていたはずです。

ソ連は面白いから戦車隊をブダペストやプラハに投入したのではありません。日本に戦車隊を送るのはもっと大変なことです。ソ連人が来て日本を占領してどうするか。ブルガリアやポーランドの言語はスラブ系です。ロシア人からみれば非常に簡単です。ハンガリー語だけは全く別の言葉です。日本をソ連が占領するとしたら、それはハンガリー占領みたいなものになるでしょう。スラブ系の言語じゃないから専門家以外には一言も分からない。それで、ソ連に占領されれば日本人全体はソ連人を憎むわけでしょう。たとえ占領しても、支配することはほとんど不可能に近い。工業力の利用などということは問題にもならないでしょう。そういうことのすべてを彼らはハンガリーでの経験から知っている。

ハンガリー語がソ連の人には分からないという点をももちろんハンガリー人は大いに活用した。日本人も同じ態度をとるでしょう。ソ連の東ヨーロッパの経験はソ連人に日本占領は不可能だということを教えたのだと思います。あまりにもコストが高くて、利益はほとんど疑わしい。だからソ連が日本を攻撃し、占領支配するのを防ぐために、日本の再軍備が必要だというような話は、夢物語だと思います。

冷戦後に初めてソ連の脅威がなくなったのではない。それは米国に対してのことで、日本に関してはもともと厳密な意味でというものはなかった、と私は思っています。それはチェックする必要がありますが、とにかくそう考える方がより合理的だと思います。冷戦のコンテキストの中で

は、ソ連側もアメリカ側も、—これはシンメトリカルです—、国境に近いところに相手方の基地のあることを嫌いました。だから米国はキューバに強く反応した。それは容易に理解できることであって、ソ連国境に米国の基地があれば、それに対してソ連は反応する。戦争になればもちろん攻撃したでしょう。米ソ戦争です。要するに米ソ戦争が先で、ソ連が日本を攻撃すれば米国が助けるというのは、アカデミックな仮定でしょう。米国が助けるのではなくて、米国とソ連が戦えば、ソ連が日本の米軍基地を叩くという比較的簡単明瞭な話ではないでしょうか。私は昔からそう思っていました、今の方が昔に比べて説得力が増大したと思います。

したがって冷戦再考のお勧めということになる。“ソ連の脅威”について考えなおすのは大事なことです。その前提の上で、万事を作りあげてきたのですから、前提が空中楼阁だったということになれば、万事が余計な心配だったということになるでしょう。つまり税金の無駄使いです。もちろんその責任は誰もとらないでしょうが、将来の政策の参考になるはずで

す。そう考えると、“中国の脅威”を考えるときにも、中国側が日本を攻撃したらどういう利益があるか、またそのためにどういう手段をもっているか、という両面を考慮する必要のあることがわかり、今の中国は国内の経済建設ということに集中しています。中国にとって日本への攻撃は何もプラスがない。故に日本攻撃の意図はないでしょう。そして手段もないのです。

冷戦の考え方には半無意識的に物事を黒白に分けるという特徴があります。そういう考え方からは、目的が正しければ手段を正当化するという傾向が生じます。正しいことを正しい国がやるのであれば、その手段はすべて正当化される。その対外的な表現は覇権主義です。それが望ましいかどうか。もし望ましくないとすれば、冷戦の考え方、つまり黒か白か、善悪で国際問題を考える習慣を廃すべきです。一番最初にそれを廃したのはキッシンジャーです。権力政治のかけ引きは黒白じゃない。だから米中接近が起こったのです。われわれは今黒白で判断する冷戦的思考から脱出する必要があります。冷戦の時に造られた習慣の清算。清算するために冷戦を再考する必要があります。ドイツ人が言う“過去の克服”を、南京大虐殺の反省だけではなくて、冷戦の過去の克服という形でも進めてい

かなければならないと思います。

（本稿は 1996 年 6 月 12 日，社会正義研究所主催の講演会での講演をとりまとめたものである。）

「国際貢献」と日本国憲法

樋口 陽 一
(上智大学法学部教授)

私が申し上げたいのは、国際貢献と言うのは国家と国家、役所と役所の関係のように思われがちだけれども、決してそうではなく、むしろそうであってはいけないのだ。私たちならば研究者としての外との関わり方、ビジネスマンであるならばビジネスマンとしての、あるいは家庭の主婦の方でいらしても、そういう個人・市民の一人として国境の外といかに関わって行くかということだと私は思っております。

さて、つい先日、11月3日、ご承知のとおり日本国憲法は、公布50年という節目を迎えました。共同研究の一員である私に今月、このような場で話すようにとお話があったのも、このようなことと無関係ではありません。最初に、11月3日という日付についてあまり知られていない、あるいは忘れられていること、しかし象徴的意味を持つことについて申し上げます。

というのは、最初は憲法案を審議し始めたときに、政府は8月11日に公布したいと思っていたらしい。なぜ8月11日なのかというと、6カ月の準備期間をおいて翌年の2月11日に施行ということになる。2月11日というのは今日では復活して「建国記念日」という名前になっていますが、戦前は「紀元節」であります。神武天皇が日本国を始めたという肇国神話に基づいております。大日本帝国憲法は明治22年(1889年)のまさに2月11日に発布されたのです。今は詳しく申しませんですけど、日本政府は、はじめはそのつもりがなかったのに、国際世論の圧力の元で、連合国司令部から本来自分が欲したものではない今の日本国憲法になるところの案を、言い方には問題があるけれども、「押しつけられた」。「押しつけられた憲法」であるかどうかという議論が50年間ずっとありま

すが、当時の日本の政治指導者、政府に対する関係では、明らかにその意に反して押しつけられたものでした。いろいろないきさつがこの他にありますが、とにかく、これを受け入れなければならないということになります。いうまでもなく天皇主権から国民主権へと大転換をするわけですが、なかなかそれを素直に政府は認めたがらない。「押しつけられた」ものを政府案として示す段階になっても、国民主権について政府は最初「主権」という日本語を明記していなかったわけですが、まさにこれは押し付けですが、これを「主権」という明確な法的な意味を持つ言葉で民主主義の理念を示さなくてはいけないことになる。

しかし、なんとか旧憲法と話をつなげて、自分も理解したいし、国民にもそう思わせたい。形だけでもつなげるという文脈で、旧憲法の発布の2月11日に合わせないということであったのですね。

しかしこれは総司令部によって8月11日から6カ月の準備期間を置いて2月11日に出したいということはすぐに見破られまして、これではいけないということになります。もっとも、審議そのもののものがそんなに早くは進まないということもありまして、いずれにしても、ずれ込んできました。さて、そこで、いつ公布にするかということで日本政府側が選んだのが11月3日なのですね。11月3日は、ご年輩の方には説明するまでもなく、戦前は明治節と呼ばれておりました。明治天皇の生まれた日です。従って旧憲法発布の時代には天長節ですね。そういう意味づけのある11月3日を政府はどうしても新憲法発布の日にしたい。いろいろないきさつがありますが、とどのつまり、11月3日が日本国憲法公布の日に着いたといういきさつです。

なぜ、こういう話を最初に申したのかというと、繰り返しますが、当時の日本政府あるいはより広い意味での政治指導者たちにとって日本国憲法は、本来、歓迎すべからざるものでありました。それを受け入れなければならない立場に直面しても、できるだけ旧憲法の旧体制と形だけでもつなげることによって戦後を出発させたい、というスタンスが如実に表われていたということになりますね。本学で長い間憲法の講壇に立っておられた佐藤功先生という方がいらっしゃいます。佐藤先生は憲法審議の時期に、まだお若い頃に、金森国務大臣という戦前からの自由主義憲法学の流れを汲む方が担当大臣となって議会答弁を一手に引き受けるわけですが、この

金森国務大臣を補佐して万事を準備し、陰で取り仕切るという非常に大事な役を政府側でおやりになった方です。その佐藤功先生がある講演でおっしゃって、これは記録としても残っているのですが、政府の内側にいて若き憲法学者の佐藤功先生がマッカーサー司令部から、先ほどから述べている意味で、「押しつけられた」憲法案に接したときの感想を、「声を上げて叫びたいほどの感動」というふうに言っておられます。基本的人権とか国民主権とか、言論の自由というもろもろの言葉は戦前戦中は西洋の書物の上だけでは知っていた。もちろん研究対象であった。しかし、そのような言葉が他ならぬ日本の基本法典にちりばめられるようになるとは不覚にも思ってもいなかった、ということなのです。

ですから、これは政府だけがどうにもこうにも頭が古くて、古いものにしがみついていたというのではなくて、佐藤功先生ご自身が声を上げて叫びたいほどの新鮮な鮮烈な感動でそのような案に接したというその言葉が示しているのは、日本社会全体にとって、決してそれが押し付けではなかったということ、そしてもうひとつは、日本社会の中からはあの時点ですんなり出て来べくもなかったということです。世論調査の数字を見ても、現にこれを歓迎しているのです。しかし、驚きをもって歓迎するというようなものだったのです。

そのことを考えますと、その後50年、そういうひ弱く生まれた戦後日本社会の基本法典がいろいろな試練に遭遇しながらも、この基本法を掲げて日本社会が戦後史を綴ってきたということは、考えてみればそのこと自体が驚くべきことだと言っているのではないかとわたしは思っております。

そういう意味で、50年間の戦後憲法史を「憲法の空洞化」というキーワードで捉えるような捉え方には私は同意できません。そうではなくて、もっと手ごたえのある重い戦後史だったのではないのかと。もちろん、「空洞化」という言葉を使って議論をしようとする方々が問題とする事実はそのとおりです。今回のテーマに即して言えば、憲法第9条の掲げる理念とうらはらに、現実には世界第何位かと言われる軍事力に成長した自衛隊、それから言うまでもなく世界のスーパー軍事力であるアメリカ軍との密接な軍事協力のシステムを定めている日米安全保障条約。こういう様なものが厳然として存在していて、日本の政治を大きく規定しているわけで

すから、そういう理念と現実の距離と言うことを「空洞化」という言葉で呼ぼうとしている方々が問題にするその事実から目を外らさずに、その事実をきちんと捉え、その事実に対してどうしたらよいのかということを考え続けていく、問題にし続けていくということはそれとしてももちろん大事なことです。私が申し上げたいのは、そのようなことを前提としたうえで、しかし戦後50年の歴史を「空洞化」というネガティブな、消極的なもので捉えようとするのは間違いだろうということなのです。

そこで、そのような「日本国憲法」と、今日の主題の「国際貢献」ということですが、これは同じ言葉を使って人によって、まるっきり違ったイメージを持ちますし、使われておりますから、あえて講演会のタイトルにもカッコで「国際貢献」という言葉を使っておきました。ともあれ、ですから、人によっては決して同じではないのですけれども、国際貢献なるもの、これについての日本国憲法との関係についての見解は人によっては、先の栗城先生の紹介にもありましたように、正反対の2つの考え方があります。一方で、人によっては日本国憲法の、とりわけその中でも第9条、平和主義条項が、日本がやるべき国際貢献を邪魔しているという捉え方です。この捉え方からすれば、邪魔になっているのだから、国際貢献をするためには憲法を、わけても憲法第9条を変えなければならないということになってまいります。それに対して正反対の立場は、それだけではありませんが、憲法第9条とそれを含む日本国憲法こそが、日本があるべき国際貢献をするためのまさにアイデンティティー、それをシンボルにしてこそ日本は本来やるべき国際貢献ができるのだという捉え方です。これはですから、その肝心の大事な我々の理念を変えてしまうという改憲には反対だということになります。

この2つの立場は、ひと頃は皆さんご承知のように政党レベルで、保守・革新と呼ばれる形でほぼ分かれていたように見えます。しかし現在はもっと複雑になっています。例えば、いま挙げた2つの立場、憲法、とりわけ憲法第9条があるために国際貢献が妨げられている、だから憲法、とりわけ憲法第9条を変えようという議論が、例えば労働組合勢力の主流の中でも段々強くなっているようです。それから逆にそうではない部分、第9条を含む日本国憲法こそ国際貢献の旗印として大事なんだという立場がいわゆる保守党の人々の中、典型的には元副総理の後藤田さん、特に最

近、強調なさっていますけれども、後者の立場に立っている。

ついでに、ついこの間、憲法記念日の前日の11月2日の毎日新聞が、10月の総選挙で当選した500人の衆議院議員全員に対して名前を出してのアンケートの集計が載っておりました。500人の内、66パーセントが答えています。答えた人、答えなかった人の名前、答えた人がどの様に答えたのが全部一覧表で載っております。これを見ますと、一般的に改憲、すなわちとにかく憲法を変えるべきとの問いに41パーセントが賛成、反対が34パーセント、その二者択一では答えられないなど、その他が25パーセントでした。この質問の仕方、世論調査であれアンケートであれ、質問の仕方というのが非常に難しいですね。抽象的に今の憲法を変えることがよいでしょうかと聞かれれば、人によってはそのままでしょう。人によってはもう天皇という制度は要らないのではないかという人が国民の中には少数でしょうがいます。それから憲法の基本的人権の考え方にしても、最近、いわゆる環境権とか知る権利とか、憲法に書き込むべきだという主張があります。もっとも、知る権利については、われわれ法律家たちは憲法21条の表現の自由から引き出すというアプローチをとっていますし、環境権も憲法13条の一般的な規定から引き出すのですけれども、ともかく人によっては言葉を明記して書いた方が良いとか、その他色々あるでしょう。しかしそういうことを聞かれているのか。そうではなくて、今、具体的な政治情勢の中で、改憲論を提示するならどういう中身の改憲論が場合によっては実現されるか、それに対して自分は思うのかという答えでは、イエスかノーかでは確かに答えられない。ですからもっと複雑な答えをした人が20数パーセントいるのですけれども、それはともかくとして、34パーセントとは、まさに3分の1ですね。憲法を変えるためは憲法自身の手続きによって、衆参両院の各院の総議員の3分の2で発議する、しかる後に国民投票で決定するという二重の関門が用意されています。今までは政党レベルで、社会党を中心とする野党が1955年、56年の国政選挙以来いわゆる3分の1の壁と言われるものをつくってきました。現在、政党単位ではその3分の1の壁はなくなりました。しかし、この調査を見ますと議員一人一人のレベルで3分の1の壁が残っている。先ほど述べたように、50年前のひ弱な生まれ方をした日本国憲法が、にもかかわらず、50年間私たちの戦後日本社会の基本法として、私は結構た

くましく生きてきたというふうに受け取っていますけれども、そういう見方と一致するものではないでしょうか。

さてそこでその日本国憲法ですが、国際貢献を考える場合に、いろいろなアプローチがありますけれども議論の入口として国連憲章との関係を考えるのが普通でしょう。さてその日本国憲法と国連憲章ですけれども、これは両方とも惨憺たる戦争をくぐり抜けた戦後社会を展望するものとしてこのような戦争を二度と繰り返してはならない、という平和に対する強い意思というものを表現しているという点でまず共通です。これは何より大事な共通性です。しかし共通性だけではありません。見過ごすことの出来ない、あるいは極めて重要なといってもよい違いがあります。それは一体なんだろうか。

国連憲章の国連とは、英語で United Nations です。日本の六法全書に載っている訳文を見ましても、タイトルの United Nations は国際連合と訳されています。だから国際連合憲章なんですね。ところでこの国連憲章は前文のところで、We, the people of the United Nations, 我々 United Nations の諸人民とはという言い方をしていますけれども、このところは日本の公定訳でも国連とは訳してなくて、連合国と訳しています。連合国、すなわち日本軍国主義、ヒトラーのナチズム、イタリアのファシズムを相手に戦ったまさに連合国が、連合国の立場からして正義の武力をもって邪悪な独裁制、軍国主義を叩き潰した、その戦後の世界をどの様に展望するかということをつくられた文章なのです。そういうものとして1945年6月末サンフランシスコで採択されています。ですからこの国連憲章の条文の中に、俗に敵国条項と呼ばれているものがあります。これは名指しをしていますが、明らかに日本とドイツを指しているある規定があります。これがいわゆる敵国条項であり、現在もあります。さて、そういうふうに国連憲章は前文の書き出しのところで、我々は一つの世代の間に二度にもわたる言語を絶する戦争の被害を経験した、とのべて第1次大戦とそれにもまして第2次大戦のことを言っています。戦争をしてはいけないというこれは非常に強いアピールをしているのですけれども、まさに国連憲章の出自、origin が連合国という意味での United Nations にある、それが国際連合という意味での United Nations になるのですから、最終的には武力によって確保される平和、武力によって確保される正義と

いう考え方を内包しているということですね。

国連憲章は戦争を繰り返してはいけないという強い前提に立っていますから、前文での今お話した歴史的な事実の叙述の文章以外には、本文では戦争という言葉は一回も使っておりません。ですからもう戦争はないんだ、してはいけないんだ、しかし最終的に武力によって確保されるべき平和、武力によって獲得されるべき正義という考えに立っていますから、だからこそいわゆる国連軍というものを想定しているわけですね。もっとも国連軍、本来この国連憲章が想定している国連軍というものは一度も成立したことはありません。これは国連憲章の条文でそのためには事前に各加盟国それぞれと国連との間に特別の協定を取り結んで兵力を供出する、そして指揮権はあげて国連参謀総長のもとに委ねるというものです。今までのところそのような正規の国連軍というものは一度も存在しませんでしたし、今日も、存在する前提としての法的根拠がまだ整備されておりません。しかし最終的には、力による正義、力による平和。繰り返しますけれども、これは連合国としての United Nations がドイツの独裁制、日本の軍国主義を上回る武力によってそれをたたき潰した、そして正義を回復したという考えに立っていますから、自然にそう結びつくんですね。

しかし、日本国憲法の9条は、結論的にいってそうではない。これは議論がないわけではありません。しかし、憲法案の議会審議の際の政府側の有名な答弁の代表的なものとして吉田茂首相の答弁があります。質問者は共産党の野坂参三議員です。ですね。野坂議員が、正義のための戦争というのはやっぱりあるのではないか、という質問をしたのに対して吉田首相は、”そうではない、従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦われてきたのであります。満州事変しかり、大東亜戦争またしかりであります。故にわが国はいかなる名義を持ってしても交戦権をまず第一に自ら進んで放棄する・・・そのことによって全世界の平和の確立の基礎をなす、そういう決意をまずこの憲法において表明したいと思うのであります”と答えています。非常に明快です。およそ今までの戦争で戦争する方が侵略戦争だと名乗って戦争したことはない、という説明は、非常に単純ですがとても非常に強い論理です。少なくとも憲法が制定した時点で捉えられていた9条の意味というのはそういうものでした。

そうなりますと1945年6月末につくられた国連憲章、1946年11月3

日に公布されることになった日本国憲法は、その点でははっきりした違いがあるということになります。その二つの日付の間にいちばん重要なある日づけが1945年8月6日と8月9日でしょう。広島への原爆と長崎への原爆です。つまり核戦争を経験した時点でつくられた日本国憲法は、正義のための武力の行使、究極的には核兵器の使用にまでいたるところの武力の行使、正義のための、平和のためのそれがありえないという考えに立っている。

この違いは、憲法を審議していた帝国議会ではかなりはっきりと意識されていました。例えば貴族院の議論です。貴族院は当時、選挙によって選ばれる衆議院に対して、華族、多額納税議員、それからそのほかに、勅撰議員として政府によって学識者が推薦され選ばれていました。憲法審議の委員会では少なくない法律学者、政治学者が、そういう意味での勅撰議員として貴族院におりました。その貴族院で高柳賢三という英米法の大家がこういう質問をしています。「日本は新憲法の独自の世界平和政策というものに鑑みて、国際連合とは全然、哲学を異にする。国際連合にはむしろ加入せざる方が憲法を認め得る国策に忠なる所以ではないか」という質問です。それに対して、政府の答弁は必ずしも完全には明快ではありませんが、「この憲法の主旨が国際連合の主旨と違うところがあることはいま仰せになりました如くであり」、というふうに答えておりますし、それから、将来日本が、占領が終わって国連に加盟すべきなのかどうか、加盟するときにはどのようなことが問題になるのかという文脈での質問に対して、政府側は幣原さんという外務大臣が答えているのですけれども、「将来日本が国連に加盟する際にはどうしても憲法というものの適用、第9条の適用ということを申して留保しなければならない。我々の中立を破って、そうしてどこかの国に制裁を加えるということは、それは到底できぬ」と答えています。

ですからこの段階でかなり問題は明瞭に意識されていて、政府の方もかなり明瞭な判断を示しているのですけれども、今度は話が飛びますが、いわゆるPKO法（国連平和維持活動協力法）がつい先年国会でつくられました。この法律に基づいてご存じのとおりカンボジアに自衛隊が派遣され、もっと小規模ですけれどもアフリカにも派遣されてそれぞれ帰って参りました。PKO法が成立するときには確かにかなりの議論がありました。

採決の際の牛歩戦術などをめぐって議論も含めてですね。しかし、その後、こういう議論はどこからも聞こえなくなってきました。50年前に帝国議会の貴族院で議論されたような問題も、誰も敢えて議論しなくなっています。それどころか国際連合というものをどう考えるかという議論ですら国会の内外では殆どありません。国際連合の安全保障理事会の常任理事国に手を挙げて、なるべきかどうかという議論の場合にも、その国際連合と言うのは現にどういう国際連合であり、日本がより積極的に関わることによってどういう国際連合にしていくと考えるべきなのかという議論は殆ど全くありません。特に国会ではありません。

さて、その国連なのですが、PKO法の成立が1992年で、その余韻がまだ強かった1993年のはじめにたまたまいくつかの議論が、しかも第1線の現役ないし元外交官たちが非常に厳しい国連認識を公にしています。例えば1993年の2月4日付の東京新聞では当時の国連大使の波多野さんがこのように書いています。「これはぼくの持論ですが、国連には何か崇高なものがあって、各国がこれに協力しなければならないといったものではない。国連は各国の利害が生々しくぶつかりあい、世界中がなんとかして自国のために利用してやろうと画策するところなんです。国連のために自国が犠牲になろうとする国などどこにもない。あえて言うなら日本くらいです」。それから元中国大使の中江要介さんが2月1日付の読売新聞で「かつては国際化が流行し、次は国際貢献が騒がれ、それが自衛隊の海外派兵に化け、今度は国連中心主義となり、ついには憲法改正にまで突っ走らんばかり」と書いています。これは直接にはマス・メディアの論調を批判したのですが、国連の状況の問題点を列挙した上で、中江さんは、これらの諸問題の核心に迫った検討を行った上で「国連中心主義をいうのでなければ、昔ながらの国連万能、国連性善説、国連利生といった未熟な处世論議の域をでないというべきであろう」という最大限に痛烈なコメントを出しています。こうした外交専門家が国内での議論のなさに苦言を呈しておられるわけです。

それから数年が経ちましたが、状況は全く変わっていないのではないのでしょうか。国連と言ってもいろいろな国連の顔があります。国連の一番中心になるのは安全保障理事会で、言うまでもなく大国が取り仕切っています。連合国のリーダーシップをとった戦勝5大国が常任のポストを占め、

かつ拒否権を持っております。この5大国はいずれも核兵器の核大国であります。そして例外なく武器輸出大国です。こういう国々によって取り仕切られている安全保障理事会が、国連のメインストリートの役割を占めているわけです。しかしそれだけが国連ではありません。例えば、国際貢献と言ったときに私は人権の問題が中心でなくてはいけないと思うのですが、この人権の問題について日本も多少ずれて批准しましたけれども2つの国連規約が国連の肝入りで採択されました。条約ですから各国がそれぞれ持ち帰って批准しなければならないのですが、それに始まって一連の差別禁止条約、女性の差別禁止条約、こどもの権利条約あるいは人種差別禁止条約、そういう一連の条約が準備されました。それからまた、条約という形で実定国際法になっていないものにしていろいろな委員会やエキスパートの意見として、すなわち、まだ国際「法」という言えるまでの法的な存在にはなっていないのですけれども、将来あるべき国際法の中身を、とりわけ人権の領域について先取りするようなことがらの多くが委員会報告という形で取り上げられています。このような重要な仕事が国連にはたくさんあるのです。

それからまた、冷戦解消後はアメリカ合衆国がだいたいお膳立てして、この基本線に沿って決議が行われる安保理事会という国連イメージもあれば、そのアメリカが世界最大の分担金未払い国であるという国連のイメージもあります。そういう風に、一口に国連と言っても、どこの部分の国連を切りとって、それと日本がどうかかわるのか、あるいはそれをどういふふうな国連にしていくべきなのかということが、国際貢献ということを問題にするとときに、まさに問われているのだと思います。何よりもそこが重要な点であるはずですね。

国連での対立軸は、もちろんかつてはアメリカ合衆国とソ連が拒否権を動員しあつての東西対立でしたが、今日では南北の問題、先進国と第3世界の問題になっています。南北の南、つまり第3世界は政治的な力が弱いのですからかつての東西対立のような形で国連の場面で自己主張はできていません。しかし、言いようによっては、そうであるだけにより深刻に深いところで現在の国際関係の底流に南北対立というきわめて重要で深刻な問題が流れていて、それがときどき外に噴出してくるのです。

そういう文脈で、北の側からは南の側に、南の側からは北の側にそれぞ

れ主張のぶつけ合いがあります。北から南へはどういうことかということ、南は同時に少なからざる国が軍事独裁政権であるし、軍人がトップでなくても事実上それに近い。政治犯を牢屋に入れいつのまにか消してしまう。残念ながらこのような例がいまだに行われている例が少なくありません。特に我々の近隣諸国のアジアはそうですね。天安門以後の中国、ミャンマーと軍事政権が名前を変えたビルマのスーチーさんの問題。それからごく最近ではノーベル賞の受賞対象となることによって改めて世界中の注意が遅滞きながら向けられることの多い東ティモール。こういうコンテキストで、北の側から南の側に対しては、一つの正当な、当然言うべき主張、南の国内での強権的な政治をやめ、政治犯を釈放せよという主張をする。これに対して南の指導者たちはどう反発するかということ、干渉するな、人権や言論の自由はつまるところは西洋人がつくりだした価値ではないのか、そんなものをあたり構わず世界中に押しつけようとするのは文化帝国主義だということです。帝国主義と言うのは典型的な軍勢力、経済力で抑圧しますが、これになぞらえて文化帝国主義というわけです。我々には我々の文化的なアイデンティティーがあり、余計な世話を焼かないでくれという反発が跳ね返ってきます。

南の方から北の国に対しては、国際社会での物事の決め方の非民主性に対する批判です。これもまた、それとして正当な批判ですね。5 大国が安保理に常任の議席を持っていて、しかも拒否権を背後にして国際社会のルールを取り仕切ろうとする。それから、つまるところは北の国々の経済力を政治力に転化するその場面での世界銀行や国際通貨基金、これら世界中を経済的に支配しているものに対する反発が南の側から北の側に出ています。北から南への批判、南から北への非難。これらは、その部分だけを切りとって並べればどちらも正当な主張です。

日本がなすべき国際貢献と言うのは、まさにこの点に関わっているはずです。というのは、日本は、基本的人権を掲げ、選挙による政権交代の議会制度のルールをつくり、政治権力から独立した裁判所による公正な裁判をめざす立憲主義を導入しました。日本国憲法は前文の書き出しのところで人類普遍の原理と言っています。立憲主義は人類普遍の価値を持つべきものと日本国民も考えて、それにコミットするという態度の表明です。これは非常に大事なことになるのですけれども、視点を変えて言うと、本当

に人類社会に普遍的にゆき渡っているのかということ、残念ながらそうではない。西洋近代がいろいろな苦難や試行錯誤を繰り返しながら作り上げてきたものです。

私はそこで、「4つの89年」ということをいうのです。まず、「ザ・人権宣言」とでも言うべきものが1789年のフランス革命の中から生み出された、よく知られている「人権宣言」です。イギリスはどうだったかという1689年に「権利章典」Bill of Rightsというものを、それに先立つイギリス革命の混乱がひと段落したところで出しました。それから1889年、これが他ならぬ大日本帝国憲法の発布（明治22年）です。これは1689年、1789年という日付にシンボライズされるような西欧社会がまずつくりだしてきた、先ほどからお話している意味での立憲主義を非西欧文化圏の中では初めてそれをともかくも受け継ぎ、それを実定法として制度化する方向に踏み出したものです。

大日本帝国憲法をここで持ち出し、歴史的に性格に位置づけるのは非常に難しいことです。日本国憲法に比べると国民主権ではなく天皇主権であり、基本的人権ではなく臣民の権利です。この2つを述べただけでも立憲主義の本道から外れていると言わなければならないのですが、100年以上前を振り返って考えてみると、そういう立憲主義を生み出した本籍地である文化圏という意味での西欧（カナダ、アメリカ等も含めて）の外で初めてそういうものを受け止めて一国の基本ルールにしたのが、1889年の大日本帝国憲法であったこともたしかなのです。つまり、遅れて近代化のレースに参入する後発近代国家としてのひとつの典型例が1889年という日付によって象徴されているわけです。

ご承知のとおりこの憲法の元で、美濃部達吉の天皇機関説が説かれるようになります。この憲法の大枠のもとで、むしろこの憲法が本来定めているよりもその主旨に反して自由主義的な要素をめいっぱい広げる解釈学説のことです。国家の組織としては帝国議会の役割をめいっぱい引き延ばして考える、それから統帥権の独立という原理に関してもできるだけそれを抑制して憲法学説として示すものです。現実政治もそれに対応して大正デモクラシーから昭和にかけての、男性についてのみですが、普通選挙制が実現され、かつ、そういう選挙によって選ばれる衆議院の多数党の党首を天皇が総理大臣に任命するという責任内閣制の慣行がいったん成立しまし

た。これは厳密に言うとも8年間しかもたなかったわけですが、その次に出てくるのが軍事政権です。その後の軍事政権の全面的な挫折の挙げ句に他ならぬ1946年の日本国憲法を日本社会が掲げて、現在まで50年やってきています。

最後の1989年というのは、いうまでもなく、ヨーロッパでの旧ソ連東欧圏での一党独裁体制が崩壊した年です。それまでは、ここで申し上げている立憲主義というものについて、ブルジョワジーのプロレタリアートに対する支配をごまかすイデオロギーだという基本的な態度を取ってきた諸国で、ここでいう立憲主義が復権してくるということです。そういう「4つの'89年」という物差しで眺めると、日本での1889年以來の帝国憲法のもとでの明と暗、光と陰の歴史、そして、いったん決定的な破滅を経験した後に日本国憲法にたどりついて、それから50年間やってきたという事実は、重い意味を持っているはずです。こういう立場にたつて、南の独裁政権に対して人権、立憲主義の意義を説くという役割が、まず、最大の国際貢献となる、と私は考えています。

こういう問題は、諸外国の知識人には決して認識されていないわけではありません。わたしの親しいフランスの憲法学者が概説書を書いていて、その中で一章を割いて、西欧起源の立憲主義デモクラシーが世界でどのような展開を遂げたのかということを3つの節に分けて論じています。第1はアフリカでの失敗。これはイギリスやフランスが植民地支配をしていたアフリカで、特に60年代をピークに数多くの国が独立しますが、最初はイギリスやフランスを手本にした議会制民主主義の憲法をつくるのですが、これは殆ど短期間しか保たず、ほとんど例外無しに軍事独裁政権へと、とって替わって行きました。これは勿論、いろいろな複雑な要因があって、他ならぬかつての宗主国であるイギリス、フランスの植民地支配の負の遺産が出てきているということもあるので、当該の国民だけがだめだというふうに決めつけることはフェアではないのですが、とにかく、事実として失敗であるとされています。

第2はイスラムによる意識的な拒否です。わたしはイスラムについての専門家ではありませんから正確に捉える難しさがあるのでここでは深く立ち入りませんが、少なくとも、イスラムを掲げるいくつかの国では西欧型の立憲主義デモクラシーを意識的に拒否しています。例えば政治と宗教の

政教分離ではなくて、政治イコール宗教であるべきだという哲学を正面に打ち出します。それから男女の平等ではなく、男性と女性は同じように扱ってはならないという哲学を正面に打ち出します。これは単なる失敗ではなく拒否です。

第3には伝統とデモクラシーの総合、英語でいうとシンセシス、より次元を高めて総合するということについて論じています。そこで日本を取り上げています。最初に述べました「憲法の空洞化」という言葉で呼ばれような実態をたしかに持っている日本で「総合」と言われると、我々当事者としてはほめられすぎというような気もしますが、しかし、長い世界史の中で縦横に長い歴史のパースペクティブで考えると、まさにそのような捉え方は正確ではないかと思います。

そういう立場にある日本として、南の国々にしかるべき助言をし、人権という普遍的理念が文字どおりこの地球上で普遍的なものとなっていくための手助けをするということがなんといってもいちばん大きな国際貢献の場面ではないでしょうか。それから、南から北への、そのこと自体は正当な主張については、これだけの、経済に伴う歪みということを言われますけれども、ともかくも世界で重みを持つ経済力を背景にした日本として、南の側から北に向けての国際社会のルール of 民主化を少しでも代弁する立場に立つべきであろうと思います。しかし、これはうっかりすると逆の組合せになりかねないですね。逆の組合せというのは、現に例えば天安門以後の中国に対して日本は先進諸国の中では並外れてものわかりが良かった。それからビルマの状況に対しても東ティモールの状況に関しても並外れて関心がない。これはひとつは、お金儲けの邪魔になるからですね。こういう国々の指導者にとって耳の痛い事柄を言うと、商売先の機嫌を損ねることになります。我々国民自身が今のように世界中にものを売って一定以上の豊かさを享受している、これを少し目減りさせても言わなければならないことがあるのだということ、独裁国家の支配者たちの機嫌を損ねて商売に差し障ることがあってもやらねばならないことがあるのだということを、国民自身が思うか思わないかということが、やはり基本になってはいけないうえでしょう。

それから、もう一つ、日本はアジアに対して散々悪いことをしてきたではないか、いまさら先生のような顔をして説教できる立場ではないとい

う、これは商売先のご機嫌を伺うのと違って、それとして真面目な立場からの反応でしょう。しかしこれも、私は正反対に考えるべきだろうと思います。かつては、軍事力でアジア諸国を侵略し、今度はそういうアジア諸国における抑圧政治の状況に見て見ぬふりをするというのは二重の犯罪であると言えるのではないのでしょうか。かつて、日本がアジアに対して犯したことについてセンシティブであればあるほど、お金儲けの邪魔になることを覚悟の上で日本がイニシアティブをとらなければならないことがたくさんあるはずだということでしょう。

それから南から北へのそれ自体はまっとうな主張を日本が国際社会での影響力をそれを生かすように使うということについても、うっかりすると、その正反対になりかねません。常任理事国に立候補するということ、仮に常任理事国になって何をするのかということが問題です。

お亡くなりになった丸山眞男先生がいろいろな名文句、警句を残しておられますけれども、そのうちの一つとして、「であること」と「すること」というものがあります。つまり、常任理事国になりたいということと、なつて何をするのかということ、そこが問われていると思います。現在の国連をはじめとする国際社会での、デモクラティックであるとは言えないものごとの決め方をそのままにして、そこに日本が入りたいというだけであるなら、本来先ほど申し上げたやるべき義務の反対をやることになるだろう。北から南への、それ自体は正当な批判、南から北への、それ自体は正当な批判この二つが実を結ばないままにすれ違っている。この二つの矢印の逆の絡み合いを解きほぐして、よりあるべき、それぞれの国内社会、国際社会のあり方につなげていくためにこそ、日本がやるべきことがたくさんあるはずだというのが今日、私がとりあえず強調したい点ですね。

最後に一つある文章を読み上げたいと思います。「近ごろは日本の産業の海外への進出のために、日本は経済的に優越な国と見られる傾向がある。日本の強いこと、富めることは多くの国から羨望的とされる資格がある。しかしこれだけでは国の人格というものが完全とはいえない。この上に必要なのは、日本の政治的良心や文化的発展が世界の尊敬的となるところまでいかなければならない。世界に何か変わったことでもあると世界が日本を頼ってその解決をしてもらおうというようになる。あたかも個人の社会で困難な問題が起こると、社会全体に信用のある人に仲裁を求め

る。国家の地位もこの程度にまで高まることが望ましい。個人が自分の人格を高めるために修養するが如く、国家もまた国家の人格を高めることが必要である。国家が国家としての信用を増すに従って、日本は精神的に世界を指導することになり、黙っていても国際的に基礎強固な国になるのである。」という文章です。日本が経済大国になって、という主旨で書き出されるのですが、これはいつ頃かかれた文章だと思いでしょいか。たぶん皆さんの予想と大幅に反して、これは1935年、昭和10年に書かれた文章です。書いた人は馬場恒吾という自由主義ジャーナリストで、戦後直後の読売新聞社の社長などをおやりになった人です。考えてみれば、1935年というのは、まさに先ほどお話した天皇機関説が、それまで支配的な学説で、政治も、あるいは宮中の運用も天皇機関説にむしろしたがって行われていた、そういう天皇機関説が、一転して国賊扱いされることになった境目なのです。天皇機関説事件が起こるのは秋です。この文章は少し前に書かれている。これはたいへん示唆的なことで、この馬場さんの文章のすべて正反対のことを、それこそシステムティックに正反対のことを行ったのが、1935年から45年までの日本でした。国際貢献というと、いきなり戦争に加勢するために金を出せ、人も出せ、血も流せという文脈でこの言葉が使われがちですけども、そうではなくて、馬場恒吾が、1935年という日本の現代史の曲がり角の年に警告していた、この筋目に立ち帰るということが一番の本道ではないか。一言だけつけ加えて言えば、最初に栗城先生がおっしゃったことですけれども、国家もさることながら国家をつくっている一人一人の個人、市民のレベルまで問題、事柄をおろして、物事を考えることがすべての議論の出発点でなければならない、ということが「国際貢献と日本国憲法」というテーマについての考え方です。

御静聴ありがとうございました。

(本稿は1996年11月19日社会正義研究所の公開講演会での講演をとりまとめたものである。)

Japan's International Contribution and her Constitution

HIGUCHI Yoichi

SUMMARY

The facts that we had experienced light and shadow under the Meiji Imperial Constitution since its promulgation in 1889, and we have managed her nation-building for over 50 years under the present Japanese Constitution after experiencing serious destruction of the country in the last War must have a great importance.

As being pointed out by a friend of mine, French scholar on Constitution that Japan is an example of making synthesis of her tradition and democracy in developing Western origin of Constitutional democracy in spite of lacking substance in recent years. Such a historical perspective would give us better comprehension.

Japan in such a position, could do contribute internationally by extending helping hands especially to the countries in the South for their efforts in strengthening human rights as universally accepted ideal, and Japan should also exert her influence since being an economic power to stand on a position to speak on their behalf the legitimate claims to the countries in the North in democratizing rules of the international society.

難民保護と人道援助ー

オックスフォード大学夏期国際セミナーに参加して

保岡孝顕

(上智大学社会正義研究所)

はじめに

筆者は1996年7月1日から7月30日まで英国オックスフォード大学国際開発センターの難民研究講座(Refugee Studies Programme)の夏期国際セミナーに参加する機会を得た。オックスフォード大学に難民研究講座が開設されたのは15年前の1982年である。開設の目的には、強制移住の諸原因・結果・体験の理解を深めるために、学際的アプローチによる研究調査、教育、セミナーや、学会会議の開催にある。ここでは筆者の経験をとおして本講座の特色と感想をとりまとめて、今後、大学における難民・移民など国際人口移動にともなう研究・教育および難民支援の実践のあり方について若干の展望を試みたい。

世界の主要大学における難民研究(Refugee Studies)

正確な資料は持ち合わせていないが、現在、筆者の知るところでは世界の主要大学における難民研究機関は、北米地域ではカナダのヨーク大学 Centre for Refugee Studies, 米国のハーヴァード大学難民研究所 Harvard Program in Refugee Trauma, 欧州ではオランダのユトレヒト大学 European Research Centre on Migration and Ethnic Relations, 英国のオックスフォード大学 Refugees Studies Programme, そしてアフリカではケニアのモイ大学 Centre for Refugee Studies などがあり、いずれも国際的に大きな貢献をしている。実際に、国際的に研究ネットワークがすでに各大陸間に連結されており、難民や労働移住にともなう人権保護、人道支援の新たなパラダイム・シフトの検証が行われている。

さて、国内では他の大学に先駆けて上智大学は、1981年に社会正義研究所を設立した。(初代所長1981年-1993年、アンセルモ・マタイス文学部人間学研究室教授) 設立の動機は本学の設立母体であるカトリックの

イエズス会総会の指針である「他者のための奉仕」「正義の促進」の具現化であった。それは1979年12月のインドシナ難民支援の街頭募金キャンペーンをはじめ、1980年2月から10月の約8カ月にわたって152名の教職員・学生ボランティアをタイの難民キャンプ地に派遣した経験を踏まえ、長期的に「正義の促進」に奉仕するという新しい時代の状況に応答する大学付置研究所の強化であった。

本研究所の特徴は社会正義の促進（Promotion of Social Justice）に資する目的で国内外の研究機関と連携して社会正義に関する総合学術研究、教育、実践、出版などの諸活動を推進していることにある。とくに難民問題に関しては、学内共同研究「難民と人権」（1984年－1985年）、「日本国内におけるインドシナ難民の定住状況と今後の課題」と題する実態調査研究（1985年）、国際シンポジウム「世界の難民と人権－私たちの自覚と連帯を求めて」（1983年）などを積み重ねてきた。難民支援の実践活動においては、1981年に第1回上智大学アジア・アフリカ難民現地実情調査（タイ、インド、パキスタン、ケニア、ソマリア）を実施以来、3月までに本研究所員を中心に学生ボランティアを含む延べ31名を合計8回にわたってアフリカ各国の難民キャンプに派遣した。社会正義研究所の下部組織に「世界の貧しい人々に愛の手を」の会という任意団体を設置し、難民・国内避難民・貧困底辺層の人々を支援する実践活動（現地調査、報告、募金活動・送金・会報発行）を継続している。筆者自身も1983年から1994年までの間に、アフリカ難民現地実情調査に6回赴いて現地状況を理解し得る貴重な体験を重ねることができた。

本学の元教授緒方貞子氏が国連難民高等弁務官に就任以来（1991年1月）、UNHCRの「Sadako Camp」プログラムにボランティアでアフリカの難民キャンプに1カ月間の奉仕・体験学習やNGO活動に携わる本学学生も徐々に増大している。

教育面では1995年10月から1996年2月に国際開発高等教育機構の基金で本学の比較文化研究所によるAdvanced Development Management Programの“Management of Natural Disaster”セミナー（主宰 ラグラマン・シンハ教授）が開講され、国連の緒方氏はじめ専門家・外交官・教育者・ジャーナリストなど国内外の31名の講師陣によって学際的に大学院の単位認定講座として半期開講された。他大学を含む24名の大学院生

が受講し、講義をはじめ旧ユーゴやルワンダなどの難民保護・人道援助に関わるケース・スタディを試みた。筆者はルワンダのケース・スタディのコーディネーターを務め、バロン名誉教授とともに論文指導に携わった。また、文学部人間学研究室のピセンテ・ボネット教授らを中心に総合科目「国際社会と人権」や外国語学部国際関係副専攻科目をとおして学部・大学院生の難民問題・移民・外国人労働者への人権と人道支援への関心と成果としての論文数は増加の傾向にある。研究面では、本学国際関係研究所員のデイヴィッド・ウエッセルズ教授は1992年秋にフィリピンのアテネオ・デ・マニラ大学で、JRS（イエズス会難民事業＝本部ローマ）とオックスフォード大学 Refugee Studies Programme の共催による難民セミナーで「ボート・ピープルの長い航海」と題する論文を提出し、また1995年にサヴァディカル・スカラーとして3カ月チャンピオン・ホールに滞在し、オックスフォード大学 Refugee Studies Programme の Pedro Arrupe Tutorship を訪れている。さらに、国際関係研究所元所長の川口和子教授を座長とする「国内避難民研究会」が1994年から96年にわたり本学で、学内外の専門家・外交官・国際法学者をメンバーに開催され、国内避難民＝Internally Displaced Persons＝IDP 保護のための国際法の新しい原則の試論を出し、一定の成果をとりまとめている。筆者も月例研究会に参加する事が出来、大変有益だった。

オックスフォード大学 Refugee Studies Programme の特色

ロンドンのヒースロー空港から快適なりムジンバスに揺られて約2時間で38の大学町オックスフォードに到着したのは1996年6月27日の午後。さっそくイギリス特有の古めかしい黒塗りタクシーでイエズス会チャンピオン・ホールの宿舎に入った。マスターのミュニツ師の特別なはからいで3日間そこでお世話になった。築100年の歴史を持つオックスフォード大学の個人教官（チューター制）が生活するまさに古風な館のチャンピオン・ホール。その名は、この地で殉教したイエズス会司祭チャンピオン、後に列聖されたが、その聖人を記念して付けられている。くつろいだ3日間を過ごした後、いよいよ7月1日から開講の4週間集中セミナーの行われるラスキン・カレッジの寮に移した。ラスキン・カレッジはオックスフォード大学などのようなエリート大学と異なり、英国労働党の支援の

もとに社会正義を実現するための公民教育、労働者育成、また組合運動の指導者育成を主眼として100年前に故ジョン・ラスキン博士が資財を投じて設立された。6月30日、登録とともに200ページにもわたる4週間分の講義資料ファイルを受け取る。7月1日。開講した。週5日。午前9時から午後5時までぎっしり講義・討論。毎日、毎時間、世界中から40名の参加者がほぼ脱落することなく、一時も怠けることなく文字どおりレクチャー・ホールや小ホールに一堂に会した。寝食も彼らとともにした。実に31カ国から国連難民担当官や入国管理行政官、裁判官、弁護士、大学教師、NGO開発・福祉・医療関係者、赤十字関係者などその道のベテランぞろい。アジアからはタイ、日本、フィリピン、オーストラリア。アフリカからエチオピア、ケニア、スーダン、ルワンダ、ザイール、タンザニア、ナミビア、アンゴラ、ギニア、モザンビーク。ラテン・アメリカからペルー、コロンビア。北米からは米国、カナダ。そしてヨーロッパはスペイン、イギリス、オランダ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリアからの参加である。なかでもカンボジアやカナダ、クロアチア・ボスニア、ブルンジ、ウガンダで難民帰還者の教育、法律的扶助活動に献身している6名のJRS（イエズス会難民事業）奉仕者とともに筆者は4週間にわたって親しく意見交換をもつ機会を得た。

講師陣は1982年以来オックスフォード大学難民研究講座の学部長を務めながら『Imposing Aid=押しつけ援助』の大著で独特の批判精神を込めて国家やNGO、国連機関による無責任な援助合戦の手法を手厳しく糾弾して名を馳せたバーバラ・ハレル・ポンド女史（文化人類学・法律）をはじめ、臨床・社会心理学者、外交官（人権担当）、国連難民高等弁務官事務所ルワンダ担当官、軍人、国際法学者、アムネスティ・人権運動家、建築デザイナー、コミュニティ・オーガナイザー、地雷除去専門家など実践家も含め学際的にも多彩な顔ぶれであった。それぞれの講義内容はユニークなものであった。それぞれが専門的経験を踏まえて熱心かつ丁寧な講義と参加者との討論・意見交換をみごとに行った。

参加者の積極的かつ自主的な事例発表はすばらしいものがあつた。日頃難民保護や人道援助の現場で経験し、それぞれの焦眉の課題や疑問が明確に呈示された。地域別、またテーマ別に集い、時間を忘れて徹底的に討論し合い、メモをノートにぎっしり書き記す多くの参加者に大いに感動を覚

えた。「日本におけるインドシナ難民の定住の状況と今後の課題」について、またアフリカ難民キャンプの経験などについて筆者も発表する機会があった。ある講義で「第2次大戦中、日本軍兵士による婦女子暴行の性的虐待の事例と今日難民キャンプや民族紛争地帯での女怯に対する暴力事例」が心理学者から提起された。筆者はその場で、その国際的問題に改めて歴史の過去を省察する機会となった。そして、「国家的謝罪と補償こそが日本として国際社会で道義的に採らねばならない。それは決してナショナリズムの高揚ではなく、当然の選択である」という個人的見解を表明したのである。参加者からは拍手のエール。この意見を少しでも理解してもらい、歓迎してくれた様子であった。これは忘れ難いエピソードであった。

4週間にわたる学際的総合アプローチによる難民保護と人道援助のセミナー（註参照）で重要な問題提起があったことを若干ここでまとめて指摘しておきたい。

第1に、近年欧米を中心とする先進諸国の難民政策によって難民の庇護権はますます空洞化されてきている。難民のたらい回し（Refugee in Orbit）、そのことは難民が生命の危険にさらされる。今日、保護を第3国に求めて「母国を自由に離れる」権利が弱化してきている。他方、「国内避難民」として国内に留まらせようとする傾向が顕著になっている。新たに「留まる権利」を声高にしている。冷戦期においてはまさに共産圏諸国からの政治亡命を含めて「出国の権利」が国際的に受け入れられる傾向であった。ポスト冷戦期に入った今日、焦点はむしろ国内に「留まる」権利の強調にシフトが置かれてきている。結果として「難民」は減少する一方で、「国内避難民」が増大する傾向は否めない。これに対応するかのごとく国際社会の介入＝Intervention by International Society）を正当化し、もって、国家主権の概念の再解釈という転換が起きている。

第2に、自由意志による帰還（repatriation）は年々後退している。国連難民高等弁務官事務所はますます組織的な難民帰還政策に転じている。帰還への母国の条件が一人一人の「難民の出国理由」に沿って厳密に尊重されているだろうか。

第3に、難民流出の国家の第一義的責任を厳しく問う傾向がある。誰が難民流失の原因の責任を負っているかを判定することは決して単純ではな

い。国際政治経済、文化社会関係の中における支配と従属構造関係に大いに起因する問題がある。ルワンダのエスニック紛争のケースやインドシナ、ヴェトナム戦争のケースには長期的歴史的パースペクティブで判断すると一国家の責任論を声高に転換することは疑問である。

第4に、先進庇護国における難民は1967年の国際人権規約のもとで、自国民と同様な経済的社会的権利を享受することが出来ないでいる。このことはまさに、1954年の難民条約上保護の適用が全く遵守されていないことになる。また、先進国側の論理で言えば、故に第1にあげた母国内に「留まる権利」を声高に主張することによって、「人権法」「人道法」の見地から国際社会の介入、国家主権の制限を主張する論理と関連している。

以上、冷戦後の今日の国際社会における難民保護と人道援助をめぐる旧パラダイムから新パラダイムへの転換が明白になってきている。これらの状況が意味することは何であるか。第3世界を軽視した先進諸国主導による難民保護と人道援助政策が難民レジームによって形成されつつある。それははたして政治的迫害や社会的迫害を様々に受け強制移住を余儀なくされる多くの力無き人々の人権尊重につながるのだろうか。決して望ましい動向であるとは判断しかねるところである。これらの点についてさらなる研究と挑戦が求められよう。

次に筆者は1983年より1994年に至る難民研究の過程で社会正義研究所のアジア・アフリカ難民実情現地調査でインド、パキスタン、ケニア、ソマリア、エチオピア、スーダンやタンザニアの各難民キャンプ地を訪れ、社会的底辺層の貧困民や難民の自主的生活改善・小規模な自主発展の職業訓練、識字教育、保健衛生・再植林・安全な水確保・農業生産向上・所得を得るプロジェクトなどを直に調査した経験から、「開発の主人公は地元民自身であり、難民自身である」ことを重視する理念と実践に注目してきたが、オックスフォード大学難民講座においても女性、男性、子どもに十分配慮しながらの難民キャンプや定住地におけるPeople-Oriented Planningの原則と枠組みの有用性が強調され、コミュニティ・オーガニゼーションの講義では、インド農村で長年実践している女性指導者の講師をはじめとして多数の講師陣は現場で実践から学んだ参加者と共通の一致点をこのアプローチの中に見いだしたことは大変よかった点である。

さらなる発展を展望するオックスフォード大学

国連ユネスコはオックスフォード大学を中心にパレスチナ、モロッコ、ヨルダン、タンザニア、ケニア、モザンビークや南アフリカの7大学と連携して強制移住（Forced Migration）研究ネットワーク形成を支援する計画である。また欧州の大学ネットワークを基盤に1994年には国際人道援助（International Humanitarian Assistance）分野での大学院修士認定課程をオックスフォード大学で新設され、15名の学生が受講している。

今回、「難民学」とでも言える国際社会のニーズに限りなく応答する大学の学術研究教育分野での貢献と挑戦を垣間見る貴重な機会ともなった。

期待される上智大学の挑戦

四週間の集中講座を終了後、筆者はJRSの6名と共にキャンプオン・ホールにてイエズス会総長コルヴェンバツハ師やJRS代表マーク・レーパ師と歓談する機会があり、激励を受けた。

ここでは従来一学内で個別的にそれぞれ取り組まれていた研究、教育、講座、国際シンポジウムなどの情報や出版物や資料を有機的かつ体系的に総合収集し、データベース化する地道な方法が第1に必要である。そのためにも第2には、本学内の関係機関、学科、研究所・センターによる難民問題・人道援助問題研究に必要な隣接科学の研究者間の交流がもたれていくことが重要である。それには第3に既存の学内共同研究システムをより効果的に運営して、学科、学部、研究所間のスムーズなコミュニケーション・信頼醸成に活用出来る方法がより現実的であり、効果的である。

上智大学は国際社会において高く評価されていることを今回のセミナーをとおして実感した。このことは緒方貞子国連難民高等弁務官の卓越した指導力への評価に関連して語られることがしばしばあった。また、カトリックのイエズス会の国際的教育使命が理解されていることに関連して語られることもしばしばであった。それは上智大学に奉職する教職員一人一人と次の世代を確実に担う夢をもって学ぶ学生一人一人の「人間仲間倫理」の発揚とその国際的実践如何にかかっているであろう。

最後に上智大学に今回の機会を与えていただいたことに感謝とお礼を表して、研究ノートを結ぶ。

Week 1 - Issues in Humanitarian Assistance

	Monday 1 July	Tuesday 2 July	Wednesday 3 July	Thursday 4 July	Friday 5 July
9.00 - 10.30	OPENING OF SUMMER SCHOOL <i>Barbara Harrell-Bond</i>	EVOLUTION OF SOLUTIONS	ISSUES IN HUMAN NUTRITION	THE ROLE OF THE MILITARY ASSISTANT <i>John Mackintosh</i>	NGO/STATE RELATIONS
	FACE TO FACE ACROSS CULTURES			UP THE LEARNING CURVE FILLING THE GAPS BETWEEN VERIFICATION, PEACEBUILDING & CONFLICT RESOLUTION IN CENTRAL AMERICA <i>Stephen Baranyi</i>	<i>Warren Hatch</i>
	<i>Philip Rack</i>	<i>Barbara Harrell-Bond</i>	<i>Joya Henry</i>	<i>A</i>	<i>K</i>
11.00 - 12.30	THE UN, HUMANITARIAN ASSISTANCE, AND CIVIL WAR	DEVELOPMENT INDUCED DISPLACEMENT	ENVIRONMENTAL ISSUES IN FORCED MIGRATION: CAUSES AND CONSEQUENCES	THE RELIEF MODEL	PRESENTATIONS ASIA GROUP SETTLEMENT IN NORTHERN COUNTRIES GROUP
	<i>Anthony Parsons</i>	<i>Christopher McDowell</i>	<i>Richard Black</i>	<i>Barbara Harrell-Bond</i>	<i>H</i>
2.00 - 3.30	FORCED MIGRATION: A GLOBAL OVERVIEW	INTRODUCTION TO RSP DOCUMENTATION CENTRE & RPN <i>Sarah Rhodes</i>	THE EVOLUTION OF AID: FROM DEVELOPMENT TO RELIEF	PLANNING FOR GROUP PRESENTATIONS ON: 1. Settlement in Northern Countries 2. Lawyer/Legal Government Officials 3. Asia 4. African NGO/IGOs 5. Latin America 6.	REVIEW
	<i>Marij Dines</i>		<i>Andy Bearpark</i>	<i>A</i>	<i>Anthea Smyssi and Christopher McDowell</i>
4.00 - 5.30	INTRODUCTION OF PARTICIPANTS <i>Anthea Smyssi</i>	STUDY SESSION	INTRODUCTION TO RSP DOCUMENTATION CENTRE & RPN <i>Sarah Rhodes</i>	ISSUES IN COORDINATION (Government/IGOs/NGOs)	FREE
7.30	★ ★ WELCOME PARTY ★ ★		BUS TOUR OF OXFORD	BUS TOUR OF OXFORD	

Refugee Studies Programme 1996 International Summer School
Week 2 - Individual and Group Responses to Forced Displacement

	Monday 8 July	Tuesday 9 July	Wednesday 10 July	Thursday 11 July	Friday 12 July
9.00 - 10.30	INTRODUCTION EPIDEMIOLOGY OF VIOLENT CONFLICT AND FORCED MIGRATION <i>Anthony Pelosi</i> B	WAR, ATROCITY AND TORTURE: How these may be experienced <i>Derek Summerfield</i> R	IS THERE A ROLE FOR DIRECT THERAPEUTIC WORK? <i>Alastair Ager</i> E	PRESENTATIONS AFRICA GROUP GOVERNMENT OFFICIALS GROUP A	REPATRIATION: Ready, willing and still waiting <i>Gaim Kibnab</i> K
11.00 - 12.30	PROTECTIVE FACTORS AND COPING STRATEGIES <i>Alastair Ager</i> L	DIFFERENTIAL IMPACTS OF UPROOTING BY GENDER AND GENERATION <i>Alastair Ager</i> U	CONDUCTING SENSITIVE RESEARCH: Studying Survivors Among Helpers <i>Kerily Singler</i> STUDYING THE IMPACT OF PARTICIPATORY METHODS <i>Selma Akre</i> N	FAMILY TRACING AND FAMILY REUNION <i>Marianne Lanzar</i> C	POST CONFLICT RECOVERY <i>James Ryan</i> H
2.00 - 3.30	MODES OF ADAPTATION TIBETANS IN INDIA <i>Tsering Shakya</i> TAMILS IN EUROPE <i>Chris McDowell</i> B	A CRITIQUE OF PSYCHO- SOCIAL AND 'TRAUMA' PROGRAMMES <i>Derek Summerfield</i> R	THE IMPACT OF WAR ON CHILDREN <i>Celia Petty</i> E	IMPACT OF DETENTION <i>Christina Pourgourides</i> A	REVIEW SESSION <i>Dawn Chetty</i> K
4.00 - 5.30	STUDY SESSION	DISCUSSION OF ISSUES ARISING & PARTICIPANTS' EXPERIENCE OF THERAPEUTIC INTERVENTIONS <i>Alastair Ager and Derek Summerfield</i>	STUDY SESSION	PRESENTATIONS LATIN AMERICA GROUP LAWYERS GROUP	FREE TIME

Refugee Studies Programme 1996 International Summer School
Week 3 - International Refugee Law

	Monday 15 July	Tuesday 16 July	Wednesday 17 July	Thursday 18 July	Friday 19 July
9.00 - 9.30	INTRODUCTION TO COURSE - <i>Charith Al Omeri</i>	THE PROTECTION OF HUMAN RIGHTS (Instruments and machinery)	ISSUES IN INTERNATIONAL PROTECTION	INTERNALLY DISPLACED PERSONS	PANEL DISCUSSIONS
9.30 - 10.30	ORIGINS AND SOURCES OF INTERNATIONAL REFUGEE LAW <i>Stefania Grant</i>	<i>Nicola Mole</i> R	<i>B S Chinnai</i> E	<i>Erin Mooney</i> A	<i>Karin Landgren and B S Chinnai</i> K
11.00 - 12.30	BASIC CONCEPTS OF INTERNATIONAL REFUGEE LAW <i>Stefania Grant</i>	ASYLUM IN EUROPE <i>Nicola Mole</i> ASYLUM IN ASIA LATIN AMERICA <i>Rick Towle</i> U	DOMESTIC LEGISLATION & INTERNATIONAL STANDARDS: 1. EAST AFRICA: Kenya, Uganda, Tanzania <i>Resettlement Policies</i> 2. SOUTH AFRICA: <i>Charith Al Omeri</i> 3. ASYLUM & HUMAN RIGHTS VIOLATIONS SPECIFIC TO WOMEN <i>Karin Landgren Leahy-Lloyd</i> N	PROTECTION NEEDS OF REFUGEE WOMEN AND CHILDREN <i>Karin Landgren</i> C	PANEL DISCUSSIONS <i>B S Chinnai</i> H
2.00 - 3.30	BASIC CONCEPTS OF INTERNATIONAL HUMAN RIGHTS <i>Stefania Grant</i>	ASYLUM AND HUMAN RIGHTS IN ASIA <i>Rick Towle</i> ASYLUM & REFUGEE PROTECTION IN AFRICA <i>Guglielmo Verdine</i> R	STUDY SESSION	REPATRIATION <i>Laurence MacMillan</i> A	THE ROLE OF HUMANITARIAN NGOs IN HUMAN RIGHTS PROTECTION & ADVOCACY <i>Rick Ryngaert</i> DEVELOPING IMMIGRATION REGIME: CAMBODIA <i>Heidi Sommerfeld</i> K
4.00 - 5.30	NO SILENT WITNESSES: THE NGO'S ROLE IN PROTECTION <i>Alex Vines</i>	STUDY SESSION	FREE TIME	FURTHER ISSUES IN INTERNATIONAL PROTECTION <i>B S Chinnai</i>	REVIEW <i>BS Chinnai</i>

Refugee Studies Programme 1996 International Summer School
Week 4 - Further Issues in Humanitarian Assistance

	Monday 22 July	Tuesday 23 July	Wednesday 24 July	Thursday 25 July	Friday 26 July
9.00 - 10.30	RELIEF, REHABILITATION, RECONSTRUCTION Introductory Lecture <i>Sultan Barakat and Sue Ellis</i>	REPARATION, AN IDEOLOGY OF RECONSTRUCTION <i>Naila Nauphal</i> / INVESTIGATION AN PERIPHERAL STATUS INTO THE OF REFUGEES IN IRELAND - <i>Travis Gahan</i>	THE SELFISH GENE: Nationalism and Xenophobia <i>Efthia Voulira</i>	THE CHALLENGES OF DEMOBILISATION AND 'INTEGRATION OF EX-COMBATANTS' <i>Anton Beare</i>	DEPARTURE AND FAREWELLS
11.00 - 12.30	RELIEF, REHABILITATION, RECONSTRUCTION Guidelines <i>Sultan Barakat and Sue Ellis</i>	THE REALITY OF AID <i>Judith Rendel</i>	LIVELIHOOD AND ECONOMY <i>Barbara Harrell-Bond</i>	MAINSTREAMING GENDER IN HUMANITARIAN EMERGENCIES: Problems & Prospects <i>Efthia Voulira</i>	
2.00 - 3.30	RELIEF, REHABILITATION, RECONSTRUCTION Case Study <i>Sultan Barakat and Sue Ellis</i>	LANDMINES Impact, clearance, awareness training, rehabilitation <i>Rae McGrath</i>	THE ROLE OF THE MEDIA IN REPORTING HUMANITARIAN EMERGENCIES <i>Lindsay Hilsum</i>	EVALUATION <i>David Keen</i>	
4.00 - 5.30	RELIEF, REHABILITATION, RECONSTRUCTION Group work and report back <i>Sultan Barakat and Sue Ellis</i>	STUDY SESSION	THE ROLE OF THE MEDIA IN PRECIPITATING 'ETHNIC CLEANSING' IN KENYA <i>Enoch Opiyo</i> / ETHNIC CONFLICT- INDUCED MIGRATION: THE SIKHS IN PUNJAB <i>Harrik Daul</i>	BURNING ISSUES REVISITED, REVIEW AND CLOSE <i>Barbara Harrell-Bond</i> <i>Dawn Chaitly, Arthea Sangayi</i> 7.00 ★★ FAREWELL PARTY ★★	

Participating in the University of Oxford' 96 International Summer School on Refugee Protection and Humanitarian Assistance

YASUOKA takaaki

SUMMARY

The Refugee Studies Programme is part of the University of Oxford's International Development Centre aiming at increasing understanding of the causes, consequences and experiences of forced migration through multidisciplinary research, teaching, publications, seminars and conference.

The author had a very good chance to participate in the 1996 International Summer School Seminar wherein he was provided a broad theoretical background to the subject of forced migration and humanitarian assistance together with 40 participants from world over.

The author has a rewarding experience to have broad exchange of opinions and rich informations with participants such as experienced managers, administrators and field-workers involved in programmes of assistance and policy-making in the humanitarian field.

The author expresses his earnest wish to strengthen and activate the activities of the Institute for the Study of Social Justice in its effort to promote social justice through interdisciplinary researches, education, symposium and publications regarding refugee issues, peace and justice.

The author expresses deep thanks for the University to have given such opportunities for learning and experience.

上智大学社会正義研究所活動報告 (1996年～1997年)

I 概 要

上智大学社会正義研究所 (Institute for the Study of Social Justice, Sophia University) は、上智大学の建学理念であるキリスト教精神に基づいて変動する世界における諸問題を社会正義の視点より学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的とし、1981年4月に設立された。

研究活動では、現代社会の正義に関わる諸問題について所員の専門分野からの個別研究を、また共同研究では、その研究テーマについて学際的アプローチで1～3年のプロジェクトを実施し、その成果を年1回発行の『社会正義』紀要や報告書などで発表し刊行している。海外調査研究では、とくにアフリカの難民・国内避難民をテーマに取り上げ、「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 (Sophia Relief Service-難民, 貧しい人々への援助団体で当研究所下部組織, 1981年5月設立) の援助対象地域である東アフリカ8国に1981年より現在までに7回の調査研究班を派遣し、実地調査を行っている。

教育活動では、国内外の専門家や研究者を招聘し、月例公開講演会や国際シンポジウムを開催している。1996年度は、公開講演会やシンポジウムを開催し、学内・学外から多くの参加者を得た。とくに、1996年12月開催の第16回国際シンポジウムは、「日本とアジア・太平洋—歴史の共有を通じて未来へ—」をテーマとして取り上げ、国際基督教大学社会科学研究所と主催した。1997年度第17回国際シンポジウムは「国際協力と憲法」について12月に本学にて開催予定である。

実践活動では、前述の「世界の貧しい人々に愛の手を」の会は、設立以来全国からの善意ある募金協力によって、東アフリカのキリスト教系民間開発援助団体に支援を行ってきた。なお、1996年度は3月2日～3月17日まで上智大学アフリカ難民現地調査に2名の所員をケニア・エチオピアに派遣した。

以上、当研究所は、「正義の促進」「他者のための奉仕」の課題に向けて、微力ながら研究、教育、実践活動に携わっている。

II 所員・事務局

所 長	山 田 經 三	経済学部教授（組織・リーダーシップ論）
所 員	林 邦 夫	理工学部教授（材料力学，構造力学）
	樋 口 陽 一	法学部教授（憲法学）
	鬼 頭 宏	経済学部教授（経済学）
	栗 城 壽 夫	法学部教授（憲法学）
	アンセルモ・マタイス	文学部教授（人間学，倫理学）
	理辺良 保 行	文学部教授（人間学）
	冷 水 豊	文学部教授（社会福祉学）
	武 市 英 雄	文学部教授（新聞学）
	渡 部 清	文学部教授（哲学）
兼任所員	村 井 吉 敬	外国語学部教授（東南アジア社会経済論）
客員研究員	エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ	本学非常勤講師（人間学）
事 務 局	保 岡 孝 顕	主事
	向 山 奈 央 子	特別嘱託(1996 年 4 月 1 日～1997 年 3 月 31 日)

研究所所在地 〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学
中央図書館・総合研究棟 7 階 713 号室
電話 03 (3238) 3023
FAX 03 (3238) 3885 (大学共用)

III 研 究 活 動

1. 1996 年度学内共同研究

「国際協力と憲法」

研究代表者：栗城壽夫

研究分担者：ピセンテ・ボネット（文学部人間学研究室教授），ハイメ・カスタン
ニエダ(同)，マリア・コルテス（上智短期大学），林 邦夫，樋口
陽一，今井圭子（外国語学部国際関係副専攻教授），鬼頭宏，アン
セルモ・マタイス，理辺良保行，武市英雄，山田經三，ディビッ
ド・ウエッセルズ（外国語学部国際関係副専攻教授），保岡孝顕

学外特別参加者：小林紀由（日本大学）

研究活動：

- (1) 「アジア・太平洋地域の安全保障と憲法第9条—取材現場からの報告」
佐々木芳隆 '96年5月17日
- (2) 「憲法学からみた第9条をめぐる状況」
樋口陽一 '96年6月4日
- (3) 「冷戦再考」
加藤周一 '96年6月12日
- (4) 「『国際貢献』と日本国憲法」
樋口陽一 '96年11月17日
- (5) 「平和憲法と非軍事(化)の国際協力」
山内敏弘 '97年1月10日
- (4) 「研究総括」 合宿上智湘南ハイム
「研究統括」
栗城壽夫 '97年3月27日-28日
「アフリカ難民実情調査帰国報告」
鬼頭宏

2. 所員研究会

- (1) 「10億人のホームレス」
ホルヘ・アンソレーナ '96年6月26日
- (2) 「経済倫理世界大会(The First World Congress of Business, Economics and Ethics, 7月25日~26日)に参加して」
山田経三, アンセルモ・マタイス '96年10月23日

IV 教 育 活 動

1. 講演会

- ・1996年5月17日「アジア・太平洋地域の安全保障と憲法第9条—取材現場からの報告」(本学中央図書館812会議室)
講師 佐々木芳隆(朝日新聞政治部記者)
- ・1996年6月12日「冷戦再考」(本学中央図書館921会議室)
講師 加藤周一(評論家)
- ・1996年11月19日「『国際貢献』と日本国憲法」(本学中央図書館812会議室)
講師 樋口陽一(上智大学法学部教授)
- ・1997年1月10日「平和憲法と非軍事(化)の国際協力」
(本学中央図書館812会議室)

講師 山内敏弘（一橋大学法学部教授）

2. シンポジウム

・1996年11月30日(土)

第16回国際シンポジウム

「日本とアジア・太平洋—歴史の共有を求めて未来へ—」

(三鷹市公会堂)

主催 国際基督教大学社会科学研究所

上智大学社会正義研究所

共催 三鷹市・国際基督教大学アジア文化研究所

後援 岩波書店・日韓文化交流基金

————プログラム————

- 9:45 a.m. 開会の辞 功刀達朗（国際基督教大学社会科学研究所長）
三鷹市長挨拶 安田養次郎
- 10:00 a.m. 基調講演
グレン・フクシマ（在日米国商工会議所）
講師 池明観（翰林大学・日本学研究所）
田中明彦（東京大学・東洋文化研究所）
- 12:00 p.m. 昼食
- 12:30 p.m. ドキュメンタリーフィルム上映
「映像の20世紀—昭和」(NHK制作)
- 1:30 p.m. パネル・ディスカッション(1)
歴史認識とビジョンの共有
パネリスト 朱建栄（東洋学園大学）
ウィリアム・スティール（国際基督教大学）
村井吉敬（上智大学）
姜尚中（国際基督教大学）
- 3:45 p.m. パネル・ディスカッション(2)
イメージと現実—マスメディアの役割
司会 平野次郎（NHK）
パネリスト 陸培春（聯合早報，シンガポール）
裴仁俊（東亜日報，韓国）
俞宣国（環球，中国）
- 5:30 p.m. 閉会の辞 山田経三（上智大学社会正義研究所長）

施した。またハウゼンにおいては、小学校・中学校を再建すると共に、農業、植林、給水、女性の自立プログラムなどの小規模復興開発プロジェクトを行っている。

②ケニア

<ニュンパニ小児施設> 555,250 円
援助総額 1,619,450 円

この施設では、生後間もなく母親に捨てられたエイズに感染した乳児を受け入れている。WHOによると、ここ2年間のうちに1,000人以上のエイズに感染している子どもがナイロビで捨てられているという。ニュンパニでもすべての子どもを受け入れることができず、長い受け入れ待ちリストが作られている状況である。

<イエズス会難民事業> 1,102,000 円
援助総額 5,967,900 円

UNCHRとの共同事業として、ケニア国内のソマリア難民に対する医療援助や自立のための復興事業、エチオピア難民・ルワンダ難民に対する食糧援助住宅援助を行った。

<イエズス会カンゲミ教会> 399,999 円
援助総額 2,313,929 円

カンゲミ・スラム（ナイロビ郊外）で教区事務所、司祭館、診療所、幼稚園、小学校、給水施設、職業訓練センターの建設。

③スーダン

<スーダン・エイド> 1,747,995 円
援助総額 14,390,608 円

スーダン南部のウガンダ難民の難民自身による16の小規模商業活動（靴屋・靴修理屋・仕立屋・ビール作り・水売り・燃料屋・漁業・小さなレストラン・伝統工芸店・耕作支援など）の支援を行っている。

④ソマリア

<カリタス・ソマリア> 1,113,750 円
援助総額 32,012,124 円

ソマリアの多くの地域は現在平和的であり、ここ8ヶ月間に国外に逃れていた5万人以上の難民がソマリアに帰還した。これ

らの難民に対する援助を行うと共に、ソマリア北部でのプロジェクトとバクール地方での香の貿易への協力を続けている。

⑤マラウィ・モザンビーク

<イエズス会難民事業> 548,750 円

援助総額 1,678,650 円

マラウィ国内のモザンビーク難民のための中学・高校レベルの教育プログラムである“MOLU (モザンビーク・オープン・ラーニング・ユニット)”と呼ばれるプロジェクトを推進している。このプロジェクトはモザンビーク難民の本国帰還と共に、モザンビークでの活動に切り換えられ、1995年の2月には新たに10施設が誕生する予定である。またマラウィ南部のムタラーラ地方では、二人のシスターによって女性の自立プログラム、特に母子保健、女性の職業訓練などのプロジェクトが行われている。

学内外での募金活動

1996年10月16日～17日 チャリティーバザー(上智大学内)

収益金 365,232 円

1996年11月1日 第8回アフリカ難民チャリティーコンサート

(生き生きプラザ一番町・千代田区)

主催：深見淑美・「世界の貧しい

人々に愛の手を」の会

寄付金 400,000 円

1996年12月14日 クリスマスチャリティーコンサート
(津田ホール・渋谷区)

主催：アリスフルニエ会

寄付金 925,901 円

*全額をアフリカ難民援助に活用する。

ニュースレターの発行

会の活動は『世界の貧しい人々に愛の手を』を年2回発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行っている。

募金の受付

口座名義 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

郵便振替口座 00180-9-86078

銀行口座（普通預金） さくら銀行四谷駅前支店 3090766

VI 出版活動

- ・ 紀要『社会正義』紀要 16（本書）

「地球時代の経済・経営倫理—企業倫理と諸宗教間の協力—」山田經三，
「ヨハネ・パウロ 2 世教皇と世界政治 新しいアプローチを求めて」ウゴー・
コロombo・サッコ，「冷戦再考」加藤周一，「『国際貢献』と日本国憲法」樋口陽
一，「オックスフォード大学難民セミナー」保岡孝顕，上智大学社会正義研究所
活動報告（1996-1997 年）

- ・ 学内共同研究「日本社会と人権」（1994 年度）「国際社会と人権」（1995 年度）
報告書 1996 年 3 月出版

- ・ 学内共同研究「国際協力と憲法」（1996 年度）報告書 1997 年 3 月出版

- ・ 第 13 回国際シンポジウム「女性と社会正義」報告書『女性の人権と現代社会』
上智大学社会正義研究所・国際基督教大学社会科学研究所編，明石書店
1996 年 10 月出版

- ・ 第 15 回国際シンポジウム「滞日外国人と社会正義」報告書『滞日外国人と人権』
上智大学社会正義研究所・国際基督教大学社会科学研究所編，明石書店
1996 年 10 月出版

- ・ 第 8 回アフリカ難民現地実情調査報告書「『アフリカ難民の実情』 上智大学
アフリカ難民現地実情調査報告（1997 年 3 月）」1997 年 7 月

- ・ ニュースレター『世界の貧しい人々に愛の手を』No. 31 1996 年 6 月，同 No.
32 1996 年 12 月

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

I. ORIGIN AND AIMS

The ISSJ was established at Sophia University on April 1, 1981. The purposes of the ISSJ are to investigate the conditions of social justice in the domestic and international areas and to contribute to the promotion of social justice, peace, and development of humanity based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions, both local and abroad, in pursuit of these objectives. In accordance with this, the ISSJ undertakes research projects on justice issues. Results of research projects and other activities are published annually in *Shakai Seigi* (Social Justice) .

II. ADMINISTRATION AND STAFF

Director

YAMADA Keizo (Professor, Management, Business Ethics)

Staff Members

HAYASHI Kunio (Professor, Mechanical Engineering)

HIGUCHI Yoichi (Professor, Constitutional law)

KITO Hiroshi (Professor, History of Japanese Economics)

KURIKI Hisao (Professor, Constitutional law)

MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology, Ethics)

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

SHIMIZU Yutaka (Professor, Social Welfare)

TAKEICHI Hideo (Professor, Journalism)

WATABE Kiyoshi (Professor, Philosophy)
Associate Member
MURAI Yoshinori (Professor, Socio-economics of Southeast Asia)
Visiting Researcher
ANZORENA Eduardo Jorge (Lecturer, Philosophical Anthropology)
Administration
YASUOKA Takaaki (Executive Secretary)
MUKOYAMA Naoko (Part-time staff, April 1, 1996~March 31,
1997)

Location

The ISSJ is located at Sophia University (Room # 713, 7 th Floor of the Central Library Building), 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102, Japan.

Tel. 03-3238-3023, Fax. 03-3238-3885.

III. ACTIVITIES (1996~1997)

Activities of the ISSJ are organized in four categories : A-Research, B-Symposia and Public Lectures, C-Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ, and D-Publications.

A : Research

Interdisciplinary research is carried out in the form of an intra-campus research group financed by Sophia University.

● The theme of intra-campus research in 1996 was Japan's International Cooperation and Japanese Constitution.

The members were chosen from different disciplines to investigate the various conditions and factors which would promote Japan's International Cooperation for World Peace.

The study team held monthly regular study sessions and produced research papers at the end of March 1996.

Research Members

KURIKI Hisao (Professor, Constitutional law)
BONET Vicente (Professor, Philosophical Anthropology)

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

CASTAÑEDA Jaime (Professor, Philosophical Anthropology)

CORTES Maria (Associate Professor, English, Sophia Junior College)

HAYASHI Kunio (Professor, Mechanical Engineering)

HIGUCHI Yoichi (Professor, Constitutional law)

IMAI Keiko (Professor, Development Economics)

MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology)

RIBERA Hoan (Professor, Philosophical Anthropology)

TAKEICHI Hideo (Professor, Journalism)

YAMADA Keizo (Professor, Management)

WESSELS David (Professor, International Relations)

YASUOKA Takaaki (ISSJ)

Research Reports

“International Cooperation and Japanese Constitution” is scheduled to be published in March 1997.

B : Lectures and Symposia

● **Lectures**

May 17, 1996

“Security of Asia-Pacific Region and Article 9 of Japanese Constitution”

SASAKI Yoshitaka (Staff Writer, The Asahi Shimbun)

* Jointly held with the Intra-campus Research'96, “Japanese International Cooperation and Constitution”.

June 12, 1996

“Reconsider Cold War” KATO Shuichi (Critics)

November 19, 1996

“International Contribution and Japanese Constitution” HIGUCHI Yoichi (Professor, Sophia University)

* Jointly held with the Intra-campus Research '96, “Japan's International Cooperation and Constitution”.

January 10, 1997

“Japan's Peace Constitution and Non-military (Non-militarization)

Japan's International Cooperation”

YAMAUCHI Toshihiro (Professor, Hitotsubashi University)

* Jointly held with the Intra-campus Research '96, “Japan's International cooperation and Constitution”.

● **Symposium**

November 30, 1996

The 16th International Symposium was held under the theme “Japan and the Asia-Pacific Region-Toward a Shared Understanding of the Past and Vision for the Future”

Organized by : Social Science Research Institute, International Christian University
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University

Co-sponsor : Mitaka City, Institute of Asian Cultures, International Christian University

Support : Iwanami Shoten, The Japan-Korea Cultural Foundation

PURPOSE

The events of 1995 could have become an important milestone marking the 50th anniversary of the end of W.W.II. However, when one reflects on the difference between the US and Japanese attitudes, the Japanese Declaration on the Occasion of the 50th Anniversary, and relationship between Japan and other Asia-Pacific countries, the results were not as expected. The events highlighted mutual enmities and suspicions, and defied efforts to promote friendly relations and cooperation among nations in the Asia-Pacific region.

The year 1996, being the 50th anniversary of the promulgation of the Japanese Peace Constitution, should help to set a fresh start for Japan as a member of the emerging Asia-Pacific community.

At this watershed between the past and the future, the object of this

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

international symposium is to provide eminent scholars and opinion leaders in related fields an opportunity to exchange views on Japan's identity and relation with Asia-Pacific nations and on the future prospects for this increasingly important region. Discussion will touch on key issues such as security in East Asia, the rapid economic growth of many countries in the region and the dilemma between regionalism and globalism.

PROGRAM OF THE SYMPOSIUM

- 9 : 45 am Opening KUNUGI Tatsuro (Director, Social Science
Research Institute, International Christian University)
Greeting YASUDA Yojiro (Mayor, Mitaka City)
- 10 : 00 am KEYNOTE SPEECHES
Speaker : FUKUSHIMA Glen (Vice President, American
Chamber of Commerce in
Japan)
CHI Myong Kwan (Professor, Institute of
Japanese Studies Korea)
TANAKA Akihiko (Professor, Tokyo University)
- 12 : 00 pm Lunch
- 12 : 30 pm Documentary Film
"The 20th Century of Pictures-The Showa Era" (NHK)
- 1 : 30 pm PANEL DISCUSSION (1)
"Toward a Shared Understanding of the Past and Vision
for the Future"
Panelists : ZHU Jian Rong (Professor, Toyo Gakuen University)

STEELE William (Professor, International
Christian University)

MURAI Yoshinori (Professor, Sophia Uni-
versity)

KAN San Jun (Associate Professor, Interna-
tional Christian University)

3: 45 pm PANEL DISCUSSION (2)

“Image and Reality-The Role of the Mass Media”

Chairman: HIRANO Jiro (NHK)

Panelists: LOKE Pool-Choon. (Columnist, SINGAPORE)

BAE In Joon (Tokyo Bureau Chief, The Dong
AILBO, KOREA)

YU Yi Guo (The Globe, Correspondent,
CHINA)

5: 30 pm Closing YAMADA Keizo (Director, Institute for the
Study of Social Justice, Sophia
University)

C: Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ
(Founded in 1981. Director: MATAIX Anselmo)

Statement of Disbursement (As of April 1996-March 1997)

1.Ethiopia: Jesuit Relief Service-Resettlement and Rehabilitation
Programs of Displaced People in Hauzen Tigray Region. (¥1, 121, 000)

2.Kenya: Nyumbani, Children of God Relief Institute Community-
Based Health Program for HIV patients. (¥555, 250)

3.Kenya: Society of Jesuit Projects on the Health, Food Service and
Rehabilitation Programs for Somalians, Ethiopians and Rwandan
Refugees. (¥1, 102, 000)

4.Kenya: St. Joseph, the Worker Kangemi Parish-Low-cost hous-
ing Projects for the under-privileged. (¥399, 999)

5.Sudan: Education Program for displaced children and Ugandan
refugee children in the South by Catholic Sudan Aid Organization.
(¥1, 747, 995)

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

6.Somalia : Mogadishu, Northern Region, Caritas Somalia Post-Emergency and income generating activities for returnees and displaced people. (¥1,113,750)

7.Malawi : Mozambique Jesuit Refugee Service, Mother-Child Health Care Programs and Employment Projects for Women. (¥548,750)

The ISSJ and Sophia Relief Service dispatched the two-man research team to Kenya and Ethiopia to conduct the research of African refugees and displaced people in the Slum area. The research was conducted from March 2 to March 17, 1996, by members of ISSJ, Ribera and Kito.

D : Publications

The ISSJ publishes research papers and academic journals.

1. Academic Journals

Shakai Seigi, Vol. 16 (Tokyo : ISSJ, Sophia University, 1996)

Contents :

“Economics and Business Ethics in the era of Globalization-Business Ethics and Cooperation of Religions-” YAMADA Keizo, “John Paul II and World Politics : The Search for a New Approach” Ugo Colombo Sacco, “Re-consider Cold War” KATO Shuichi, “International Contribution and Japanese Constitution” HIGUCHI Yoichi, “Participating in the Oxford University '96 International Summer School on Refugee Protection and Humanitarian Assistance” YASUOKA Takaaki.

The Reports : Activities of 1996-97, Institute for the Study of Social Justice, Sophia University

2. Research Paper

“Nihonshakai to Jinken”, “Kokusaishakai to Jinken” Human Rights in Japan and the World (Tokyo : Intra-campus Research Group, Sophia University, June, 1996) '95 and '96

“Kokusai Kyoryoku to Kempo=Japan's International Cooperation and Constitution” (Tokyo : Intra-campus Research Group, Sophia University, March, 1997)

3. Symposium Reports

The 13 th International Symposium (1993 Symposium) Report :
Women's Rights and society (Akashi Shoten, October, 1996)

The 15 th International Symposium (1995 Symposium) Report :
Foreign Residents in Japan and Their Rights (Akashi Shoten, October, 1996)

4. Newsletter

The Sophia Relief Service publishes a newsletter carrying vital information about refugees and displaced people in the Third World, especially Asia and Africa, which this organization is assisting the relief and rehabilitation projects of countries concerned.

Newsletter (Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o-Extending Hands to Needy People of the World) No. 31 (Tokyo : Sophia Relief Service, ISSJ, June 1996) and No. 32 (December 1996) were published.

社 会 正 義 紀 要 16

1997 年 3 月 25 日 印刷
1997 年 3 月 31 日 発行

編 集 者	渡 部 清
発 行 者	山 田 經 三
発 行 所	上智大学社会正義研究所
	〒 102 東京都千代田区紀尾井町 7-1
	電 話 03-3238-3023
	Fax. 03-3238-3885
印 刷 所	三 美 印 刷 株 式 会 社

SOCIAL JUSTICE

No. 16 (1997)

Contents

Economics and Business Ethics in the era of Globalization —Business Ethics and Cooperation of Religions— <i>YAMADA Keizō</i>	1
John Paul II and World Politics: The Search for a New Approach <i>Ugo Colombo Sacco</i>	19
Reconsider Cold War <i>KATO Shuichi</i>	63
International Contribution and Japanese Constitution <i>HIGUCHI Yoichi</i>	77
Participating in the Oxford University '96 International Summer School on Refugee Protection and Humanitarian Assistance <i>YASUOKA Takaaki</i>	95
The Reports: Activities of 1996-97	107
Institute for the Study Justice, Sophia University (1996-97)	115

Institute for the Study of Social Justice
Sophia University